

年次報告書

令和8年7月

参議院情報監視審査会

目 次

主な掲載用語（略称等）	i
I 審査会の概要等	1
1. 報告書の趣旨及び対象期間	1
2. 審査会の概要	
(1) 組織	1
(2) 権限等	2
(3) 保護措置	4
II 活動経過の概要	6
III 調査の経過及び結果	9
1. 特定秘密保護制度に関する調査	
(1) 第219回国会（臨時会）	9
(2) 第221回国会（特別会）	20
2. 重要経済安保情報保護活用制度に関する調査	
(1) 第219回国会（臨時会）	48
(2) 第221回国会（特別会）	50
3. 特定秘密又は重要経済安保情報の提出・提示の要求	52
4. 委員派遣	52
5. 主な指摘事項	53
IV 審査の経過及び結果	54
【資料】	55
【関連条文】	95

※ 本報告書中、政府から不開示情報として提供を受けた内容については〔不開示情報〕と記載している。

主な掲載用語（略称等）

特定秘密保護法 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）。

特定秘密 行政機関の長は、①特定秘密保護法別表に掲げる事項（防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止）に関する情報であって、②公になっていないものうち、③その漏えいが我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること）に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとされている。

重要経済安保情報保護活用法 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）。

重要経済安保情報 行政機関の長は、①重要経済基盤保護情報であって、②公になっていないものうち、③その漏えいが我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障すること）に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密及び特定秘密に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定するものとされている。

重要経済基盤保護情報 重要経済基盤（我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制並びに国民の生存に必要な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網をいう。）に関する情報であって、①外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究、②重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの、③①の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報、④②及び③に掲げる情報の収集整理又はその能力に関するものをいう。

特別防衛秘密 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第1条第3項各号に掲げる事項（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定に基づき米国から供与された装備品等についての構造又は性能その他の事項等）及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になっていないものをいう。

適性評価

【特定秘密保護法】行政機関の長が、当該行政機関の職員又は適合事業者の従業者について実施する、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（有効期間は5年）。行政機関の長は、適性評価の実施に当たり、評価対象者についての調査を行う。特定秘密の取扱いの業務は、適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならない。

【重要経済安保情報保護活用法】行政機関の長が、当該行政機関の職員又は適合事業者の従業者について実施する、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（有効期間は10年）。行政機関の長は、適性評価の実施に当たり、内閣総理大臣に対し、評価対象者についての調査を行うよう求める（当該行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、当該行政機関の長が自ら調査を行う。）。重要経済安保情報の取扱いの業務は、適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならない（特定秘密保護法に基づく適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者は、その有効期間に限り、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる。）。

適合事業者

【特定秘密保護法】物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの。行政機関の長は、適合事業者に特定秘密を利用させる特段の必要があると認めるときは、契約に基づき、特定秘密を提供することができる。

【重要経済安保情報保護活用法】我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの。行政機関の長は、適合事業者に重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるときは、契約に基づき、重要経済安保情報を提供することができる。

特定秘密運用基準 特定秘密保護法第18条に基づき政府が定める「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定、令和7年12月26日最終改正）。

重要経済安保情報運用基準 重要経済安保情報保護活用法第18条に基づき政府が定める「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）。

政府の特定秘密年次報告 特定秘密保護法第19条に基づき、毎年、政府から国会に提出される、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告。

政府の重要経済安保情報年次報告 重要経済安保情報保護活用法第19条に基づき、毎年、政府から国会に提出される、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告。

指定書 各行政機関の長が特定秘密又は重要経済安保情報を指定する際に、対象に係る情報、指定の理由、指定の有効期間等を記載して作成される文書。同様に、指定の有効期間の満了時には**指定満了書**が、指定の解除時には**指定解除書**が、指定された情報の一部解除時には**指定一部解除書**が、指定の有効期間の延長時には**指定延長書**が、それぞれ作成される。

指定管理簿 特定秘密・重要経済安保情報の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定をした年月日、指定の有効期間及びその満了する年月日、指定に係る特定秘密・重要経済安保情報の概要等を記載し、又は記録したもの。

特定秘密管理監報告 特定秘密運用基準V 5 (1) オに基づき、毎年1回、内閣府独立公文書管理監から内閣総理大臣に報告される、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告。

特定行政文書ファイル等 行政文書ファイル管理簿（行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿）に記載された行政文書ファイル等（行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書）のうち、特定秘密である情報を記録するもの。

重要経済安保情報管理監報告 重要経済安保情報運用基準第6章第4節4に基づき、毎年1回、内閣府独立公文書管理監から内閣総理大臣に報告される、重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告。

重要経済安保情報行政文書ファイル等 行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち、重要経済安保情報である情報を記録するもの。

I 審査会の概要等

1. 報告書の趣旨及び対象期間

参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決。以下「審査会規程」という。）第22条第1項の規定により、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（以下「審査会年次報告書」という。）を作成し、会長から議長に提出するものとされている。

本報告書は、同規定に基づく報告であり、令和7年5月1日から令和8年6月1日までを対象期間とするものである。

2. 審査会の概要

(1) 組織

審査会は、平成26年12月10日に施行された国会法等の一部を改正する法律（平成26年法律第86号）により、行政における特定秘密の保護に関する制度（以下「特定秘密保護制度」という。）の運用を常時監視するために設置された常設の機関である。その後、令和7年5月16日に施行された国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第34号）により、行政における特定秘密保護制度の運用の常時監視に加え、行政における重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度（以下「重要経済安保情報保護活用制度」という。）の運用を常時監視することとされた。

審査会は8名の委員で組織される（審査会規程第2条）。委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当てられ、本会議の議決により選任される¹（同第3条）。委員は、選任後遅滞なく、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分並びに審査会に提出され、又は提示された特定秘密及び重要経済安保情報について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓を行う（同第4条第1項）。会長は、審査会において委員により互選される（同第7条）。

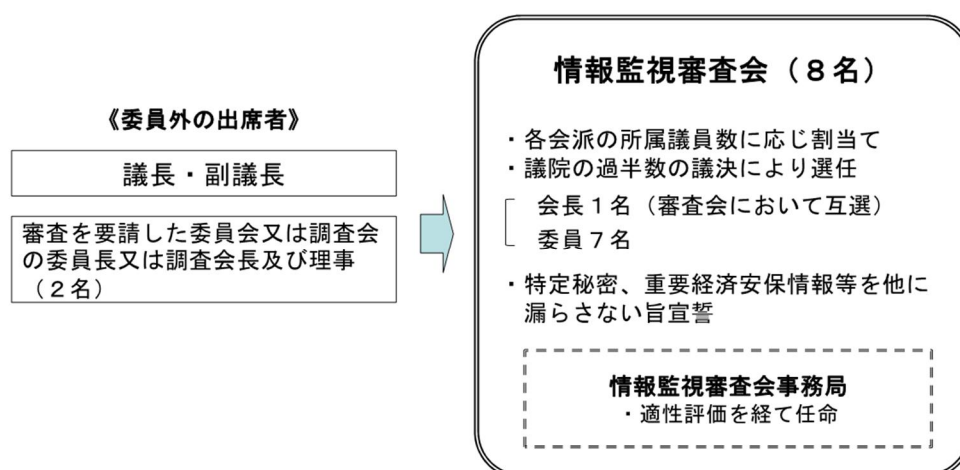
委員のほか、議長及び副議長は、審査会に出席し、発言することができる（同第16条）。また、審査会に審査の要請をした委員会又は調査会の委員長

1 委員及び会派構成等は資料1参照。

又は調査会長及び2名の理事は、議院の承認を得た上で（常任委員長は承認不要）、審査会に出席し、発言することができる（同第17条）。

審査会の事務を処理させるため事務局を置き（同第31条）、適性評価により特定秘密及び重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた職員が事務を行っている（国会法第102条の18）。

図1 情報監視審査会の組織



（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

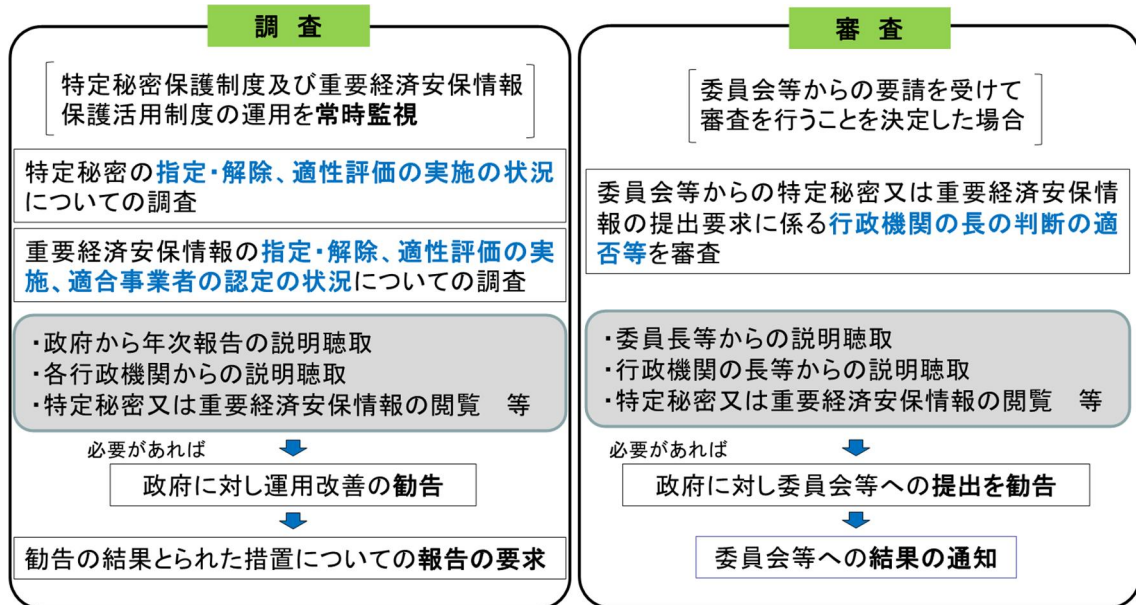
（2）権限等

審査会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査するとともに、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について調査する。加えて、議院又は委員会若しくは調査会（以下「委員会等」という。）からの特定秘密又は重要経済安保情報の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査する（国会法第102条の13）。

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示を求めたときは、その求めに応じなければならないとされている（同第102条の15第1項、第102条の17第2項）。行政機関の長は、国会で保護措置（（3）参照）が講じられ、会議が非公開で行われ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた場合に限り、国会の求めに応じ、特定秘密又は重要経済安保情報を提供するものとされている（特定秘密保護法第10条第1項、重要経済安保情報保護活用法第9条第

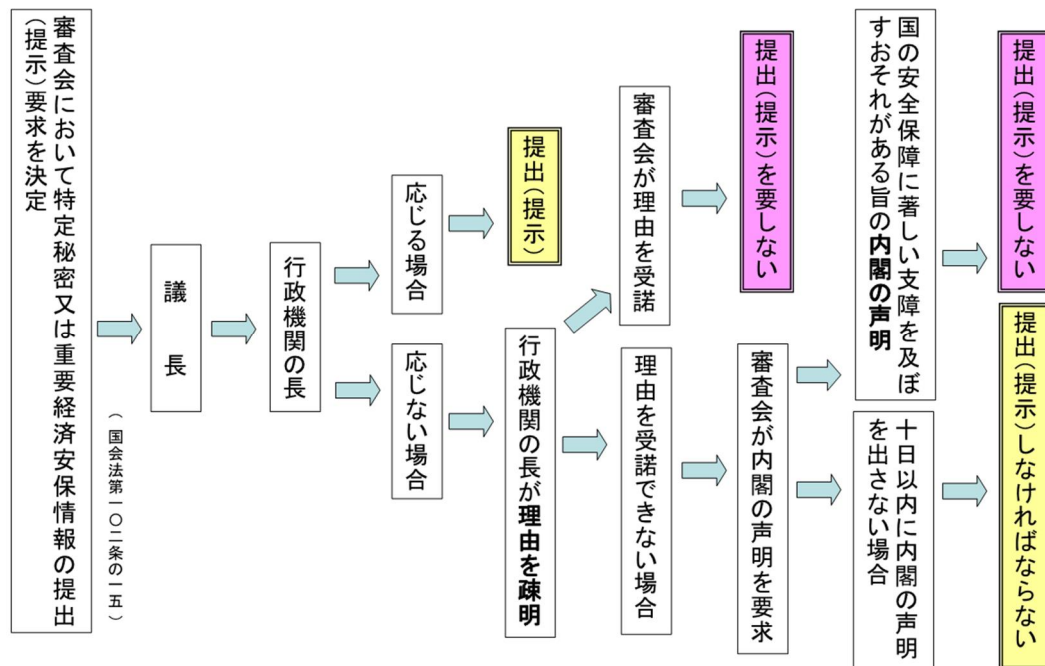
1項)。

図2 情報監視審査会の「調査」と「審査」



(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

図3 特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示を要求する場合の流れ【調査の場合】

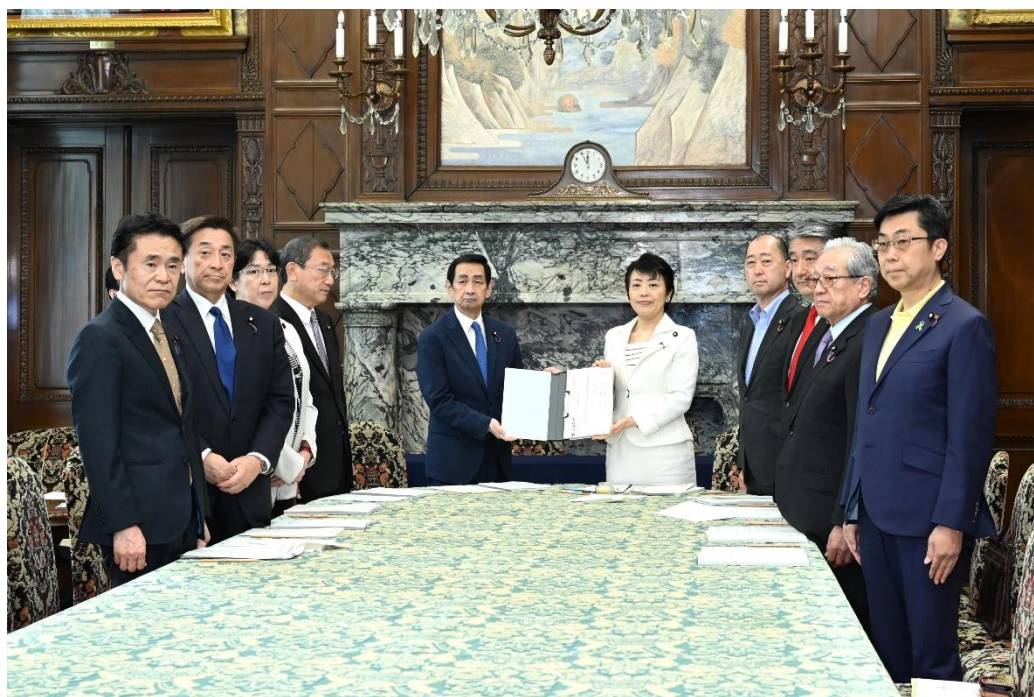


(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

また審査会は、①調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密保護制度又は重要経済安保情報保護活用制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及び勧告の結果とられた措置の報告を求め、②審査の結果、必要があると認めるときは、委員会等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができるとされている（国会法第102条の16、第102条の17第5項）。

これら特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示、勧告及び勧告の結果とられた措置についての報告の要求は、議長を経て行われる（審査会規程第20条、第21条）。

審査会は、毎年1回、審査会年次報告書を作成し、会長から議長に提出するものとされている（随時、報告書を作成することもできる）（同第22条）²。



審査会年次報告書の議長への提出（令和7年6月6日）

（3）保護措置

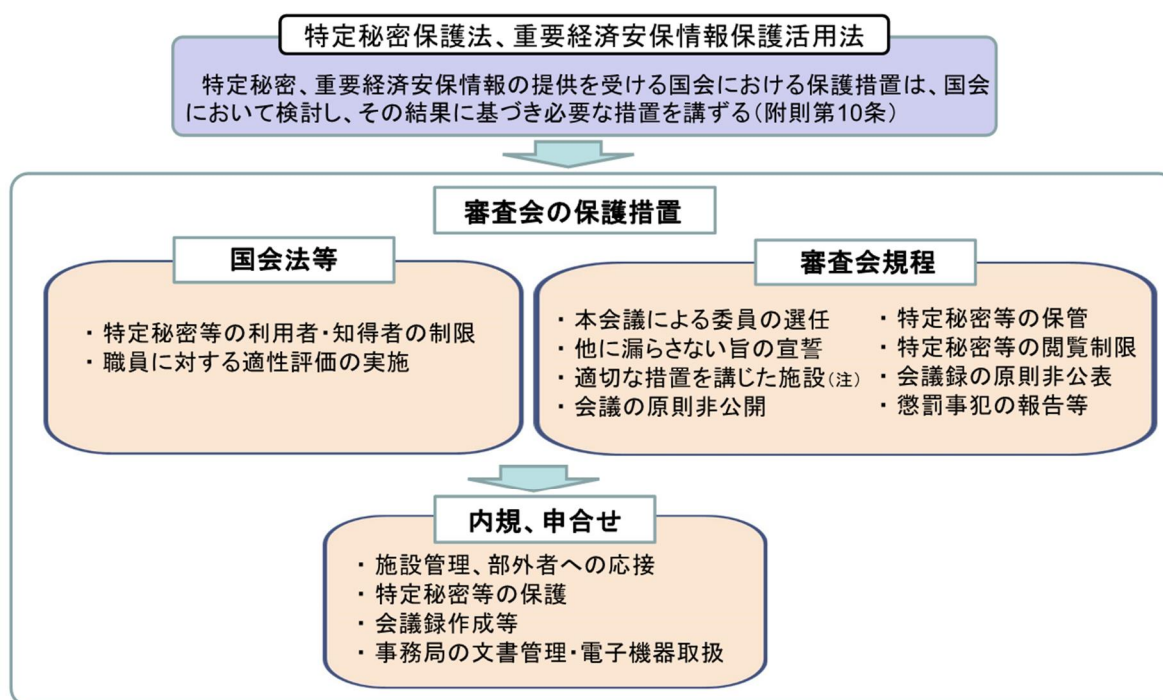
特定秘密保護法附則第10条及び重要経済安保情報保護活用法附則第10条において、特定秘密及び重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保

² これまでに10回、審査会年次報告書を取りまとめ、議長に提出するとともに、本会議において報告書の概要等について会長から口頭報告を行った。

護に関する方策については、国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

これを受け、特定秘密及び重要経済安保情報等の漏えい防止を図るため、国会法や審査会規程等において様々な保護措置が規定されるとともに、審査会において保護措置の個別的事項に係る内規を定めている³。

図4 情報監視審査会の保護措置



(注) 審査会は、特定秘密及び重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室(電磁波の漏えい、盗聴、盗撮を防ぐシールドルーム。入退室についても厳格に管理している。)において非公開で開くことを基本としている。

(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

3 国会法、審査会規程等による保護措置は資料4、保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像については資料5参照。

II 活動経過の概要

国会回次	年月日 〔審査会回次〕	概 要
第217回国会 (常会)	令7.6.4(水) 〔第4回〕	・参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護に関する件及び参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件の一部を改正する件を決定
	令7.6.6(金) 〔第5回〕	・審査会年次報告書案を審査会年次報告書(令和7年6月)として議長に提出することを決定 ・審査会年次報告書(令和7年6月)についての本会議における報告を申し出ることを決定 ・会長から審査会年次報告書(令和7年6月)を議長に提出 (関口参議院議長及び長浜参議院副議長出席)
	令7.6.13(金)	・審査会年次報告書(令和7年6月)について、会長が本会議において口頭報告
	令7.6.17(火)	・政府の特定秘密年次報告を受領
第217回国会 閉会后	令7.6.27(金)	・特定秘密管理監報告の公表
第218回国会 (臨時会)	令7.8.1(金) 〔第1回〕	・会長互選
第219回国会 (臨時会)	令7.10.21(火) 〔第1回〕	・会長補欠選任
	令7.11.26(水) 〔第2回〕	・政府の特定秘密年次報告について、小野田国務大臣から説明聴取 ・重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について、小野田内閣府特命担当大臣(経済安全保障)から説明聴取

<p>第219回国会 (臨時会)</p>	<p>令7.12.8(月) 〔第3回〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の特定秘密年次報告について、内閣官房(内閣情報調査室)から補足説明聴取・質疑 ・審査会年次報告書における指摘事項について、内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑 ・重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について、内閣府から補足説明聴取・質疑 ・特定秘密管理監報告について、内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑
<p>第221回国会 (特別会)</p>	<p>令8.3.5(木) 〔第1回〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定秘密の管理について、防衛省(防衛政策局)から説明聴取・質疑 ・審査会年次報告書における指摘事項について、防衛省(防衛政策局)から説明聴取・質疑 ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、防衛省(防衛政策局、整備計画局、統合幕僚監部)、防衛装備庁、国家安全保障会議、内閣官房(内閣情報調査室、国家安全保障局、事態対処・危機管理担当)、内閣府及び警察庁から説明聴取・質疑 ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更について、内閣官房(内閣情報調査室)から報告聴取
	<p>令8.3.10(火) 〔第2回〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び外務省(大臣官房、総合外交政策局、アジア大洋州局、北米局、欧州局、領事局、国際情報統括官組織)から説明聴取・質疑

第221回国会 (特別会)	令8.3.10(火) 〔第2回〕	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、委員派遣を実施することを決定 ・委員派遣先の内閣衛星情報センターにおいて内閣官房(内閣衛星情報センター)の特定秘密の提示を要求することを決定
	令8.5.18(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣衛星情報センター(東京都)へ委員派遣を実施(特定秘密の提示あり)
	令8.6.1(月) 〔第3回〕	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の特定秘密年次報告について、小野田国務大臣に対し、締めくくり的な質疑 ・重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について、小野田内閣府特命担当大臣(経済安全保障)に対し、締めくくり的な質疑 ・特定秘密管理監報告について、内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑

※ 審査会回次の記載のないものは、審査会の開会を伴わない。

※ 調査の詳細については、Ⅲ 調査の経過及び結果を参照。

Ⅲ 調査の経過及び結果

1. 特定秘密保護制度に関する調査

審査会は、政府の特定秘密年次報告及び特定秘密指定管理簿に加え、特定秘密指定書、指定満了書、指定解除書、指定一部解除書、指定延長書等の提出を受け、各行政機関⁴の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について調査を行った。

(1) 第219回国会（臨時会）

令和7年11月26日（水）審査会

○ 政府の特定秘密年次報告の説明聴取

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、小野田国務大臣（特定秘密保護制度に関する事務を担当する国務大臣）から説明を聴取した。

小野田国務大臣の説明の概要

- ・ 特定秘密保護法第19条の規定により、政府は、毎年、有識者の意見を付して⁵、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。令和7年6月に国会に提出した政府の特定秘密年次報告の内容に基づき、令和6年末までの状況を説明する。
- ・ 令和6年中、8機関が特定秘密を48件指定した一方、2機関において10件の特定秘密の指定の有効期間が満了した。また、1機関が1件の指定を解除した。これらの結果、同年末時点における政府全体の総指定件

4 特定秘密保護法上の28行政機関は、国家安全保障会議、内閣官房、内閣法制局、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁である。このうち、下線を引いた20行政機関が指定権限を有しており、ゴシック体で示した13行政機関が実際に特定秘密を指定している（いずれも令和6年末時点）。

5 「情報保全諮問会議の開催について」（平成26年1月14日内閣総理大臣決裁）に基づき、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者から構成される情報保全諮問会議が開催され、政府の特定秘密年次報告の内容に関する意見等を内閣総理大臣に述べることとされている。

数は788件となった。

指定されている特定秘密の種類で多いものは、暗号関連が116件、情報収集衛星関連が114件、武器等の仕様、性能等関連が79件である。なお、暗号関連と情報収集衛星関連は34件重複している。

特定秘密が記録された行政文書は、令和6年末時点で、政府全体で74万4,774件保有されている。前年末時点と比べ、6万1,933件増加した。

- 適性評価の実施については、令和6年中、26機関が適性評価を3万5,839件実施した。これらのうち、適合事業者の従業者に係るものは841件あり、実施総数の約2%を占める。なお、評価対象者が適性評価の実施に同意しなかった件数が14件あった。これらの結果、適性評価を経て、特定秘密を取り扱うことができるようになった職員等の数は、同年末時点で、14万1,723人となった。
- 防衛省における一連の不適正事案の反省教訓事項も踏まえ、特定秘密を取り扱う全ての機関において、適性評価の要否の確実な確認、情報保全に配意した執務環境の整備、情報保全に係る業務指導を適確に行える人材の育成等に取り組んでいる。特定秘密保護制度を所管する立場から、引き続き、政府全体の秘密保全体制の引き締めを図っていく。
- 審査会年次報告書（令和7年6月）において、政府に対する様々な意見が示された。政府としては、その趣旨を十分踏まえ、対応方針の検討を行い、可能なものから順次措置していく。
- 令和4年から令和7年にかけて国会に提出した政府の特定秘密年次報告に数値の誤りが判明したことから、昨年までの説明を次のとおり訂正する。令和3年末時点の「適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数」は、13万4,297人を13万4,296人に、令和4年末時点の人数は、13万2,567人を13万2,572人に、令和5年末時点の人数は、13万5,479人を13万5,469人に、それぞれ訂正する。政府の特定秘密年次報告の数値に誤りが判明したことについておわびするとともに、今後、このようなことがないように対応する。

令和7年12月8日（月）審査会

○ 政府の特定秘密年次報告の補足説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））から補足説明（令和6年末時点で特定秘密の指定をしておらず、同年中に適性評価のみを実施した14の行政機関⁶における適性評価の実施の状況についての概要説明を含む。）を聴取し、質疑を行った。

内閣官房（内閣情報調査室）の補足説明の概要

- ・ 令和6年中に、8行政機関において48件の特定秘密が指定された（国家安全保障会議1件、内閣官房11件、警察庁5件、公安調査庁2件、外務省1件、海上保安庁1件、防衛省26件及び防衛装備庁1件）。また、2行政機関において10件の指定の有効期間が満了し（警察庁3件、防衛省7件）、1機関において1件の指定が解除された（外務省1件）。この結果、同年末時点における総指定件数は13行政機関で788件となった。
- ・ 令和6年中に、11行政機関において388件の指定の有効期間が延長された。令和5年中の延長件数（39件）と比べて大きく増加しているが、これは、平成26年の特定秘密保護法の施行時に、施行前から保有されていた重要情報が一斉に指定され、5年ごとにそれらの有効期間の満了時期が到来するところ、10年目の令和6年に2回目の延長が行われたものが多くあったことによるものである。
- ・ 令和6年中に国立公文書館等へ移管された特定行政文書ファイル等はなく、特定行政文書ファイル等の廃棄件数は、内閣官房で12件、公安調査庁で2件、防衛省で389件の計403件であった。緊急廃棄された文書はない。
- ・ 令和6年中、特定秘密運用基準に基づく違反行為に関する通報は、独立公文書管理監の通報窓口寄せられたものが1件あり、調査の結果、違反行為は確認されなかった。
- ・ 令和6年末時点で、特定秘密が記録された行政文書は、15行政機関で74万4,774件保有されていた。前年末時点より6万1,933件増加している。

⁶ 内閣法制局、金融庁、消費者庁、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、環境省及び原子力規制委員会。

- ・ 令和6年中の適性評価の実施件数は、26行政機関で3万5,839件であった（指定権限はあるが指定をしていない行政機関及び指定権限のない行政機関の職員等に対する適性評価の実施件数396件も含む。）。このうち、適合事業者の従業者は4行政機関で841件（全体の約2.3%）であった。
- ・ 適性評価の実施件数のうち7件については特定秘密を漏らすおそれがないとは認められなかった。また、評価対象者が適性評価の実施に同意しなかった件数は14件であった。同意が取り下げられた件数はなかった。
- ・ 令和6年末時点で、適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の総数は、26行政機関で14万1,723人であった。このうち、適合事業者の従業者は5行政機関で5,144人（全体の約3.6%）であった。
- ・ 有識者からは、制度の運用一般について、重要経済安保情報保護活用法との整合性の取れた運用を確保すること、秘密保全を徹底するための教育の充実を図っていくこと、指定権限を有しているがこれまで指定実績のない7行政機関について指定の見込みを改めて確認すること、国会に対する政府の説明責任を十分に果たすことなどの意見があった。また、防衛省等における不適正事案について、組織の緩みを直し緊張感を高めること、現場実態に即したミス防止対策や仕事のしやすさを考慮に入れた業務改善策を立案することなどの意見があった。これらの意見については、関係行政機関と共有し、特定秘密保護法の適切な運用に生かしていくとともに、特定秘密運用基準の見直し⁷に反映することとしている。

【主な質疑事項】

- ・ 不適正事案への対応について有識者から指摘を受け、運用を見直したとのことだが、どのような形で見直したのか、詳細を説明されたい。
- ・ 防衛省における不適正事案はいずれも定期検査で把握できなかったとのことであるが、定期検査に実効性はあるのか。定期検査の方法について見直した方が良いのではないか。
- ・ 適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数が約14万人とのことであるが、秘密保護の観点から、もう少し人数を絞った方が良いのではないか。
- ・ 適性評価の実施件数のうち、特定秘密を漏らすおそれがないと認められ

7 特定秘密運用基準の一部変更（令和7年12月26日閣議決定）については31～33頁参照。

なかった7件について、政府としてどのように受け止めているのか。

- ・ 特定秘密に係る適性評価については、各行政機関において調査及び評価を行っているが、重要経済安保情報に係る適性評価のように、調査については実施機関を一元化することはできないのか。
- ・ 内閣府独立公文書管理監及び情報保全監察室の職員は、特定秘密を始めとする機微な情報に触れる立場にあるが、適性評価の対象とされていないと聞く。なぜそのような制度となっているのか。適性評価の対象とすべきではないか。

○ 本審査会の年次報告書における指摘事項についての説明聴取・質疑

本審査会の年次報告書における指摘事項に関する件について、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監）から説明を聴取し、質疑を行った⁸。

内閣官房（内閣情報調査室）の説明の概要

審査会年次報告書（令和7年6月）指摘事項（抜粋）

1. 防衛省は、同省において情報保全事案が相次いで明らかになったことを重く受け止め、令和6年12月に公表した再発防止策に基づく取組や審査会の勧告を受けて講じることとした措置を着実に実行すること。また、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、防衛省の事案を通じて得られた教訓を踏まえ、適性評価の確実な実施や保全教育の内容の見直しなど、適確な再発防止措置を講じること。

- ・ 特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室としては、防衛省以外の行政機関に対し、同省の事案を通じて得られた教訓事項を共有した上で、適性評価などの業務手順の再点検や、当該教訓事項を盛り込んだ秘密保全教育の実施等を推進するとともに、重大事案を認知した場合の迅速な対処と審査会への早期報告などを求めてきたところである。
- ・ その上で、特定秘密運用基準の見直しでは、それら教訓事項を踏まえ、①適性評価の対象者の選定は、執務環境など業務の実態を踏まえて的確に行うとともに、適性評価の要否などを漏れなく確認すること、②特定

⁸ 審査会年次報告書（令和7年6月）における指摘事項のうち、防衛省関連（指摘事項1. 及び3.）については22～23頁参照。

秘密を取り扱う者は、それを取り扱うことができない者が知得し、誤って取り扱うことのないよう注意すること、③特定秘密の保護に関する教育において、これまでの不適正事案やそれを踏まえた教訓事項等についても詳細に教示し、実施の時期や方法も工夫すること、④特定秘密の漏えいなど法令・規則違反に関する通報を広く受け付けること、⑤特定秘密の取扱いの業務に対する検査について定期的なものと臨時的なものを組み合わせ、検査項目も随時見直すなど、その実効性の向上を図ること、⑥重大な不適正事案の認知時に審査会に早期に報告すること、調査に時間を要するなど早期の報告が困難な場合には適時に中間報告を行うことなどを規定しており、新たな特定秘密運用基準に沿った取組を通じて、同種事案の再発防止に取り組んでいきたいと考えている。

審査会年次報告書（令和7年6月）指摘事項（抜粋）

2. 出向等により他の行政機関へ異動し、特定秘密を取り扱う業務に従事することとなる行政機関の職員については、異動元で適性評価を実施していた場合であっても異動先において改めて適性評価の実施を要するが、異動元での適性評価において得た情報を提供できる行政機関間の協力に係る既存制度の積極活用を図り、政府全体で円滑な調査の実施・運用を促進すること。

- ・ 適性評価の実施に当たっての行政機関間の情報共有に関し、行政機関の職員についてはこれまでも必要な情報共有を行ってきたが、特定秘密運用基準の見直しでは、他の行政機関で適性評価を受けたことがある適合事業者の従業者や、重要経済安保情報保護活用法に基づく適性評価を受けたことがある者についても情報共有を図ることができることとしており、適性評価の効率的かつ効果的な実施に向けて、各行政機関に対して積極的な情報共有を促していく。

審査会年次報告書（令和7年6月）指摘事項（抜粋）

4. 特定秘密は、仮に漏えいした場合、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある極めて機微な情報であることから、いかなる場合でも適切な取扱いが求められる。他方、緊急事態が突発的に生じた場合には、国民の安全を守ることが最重要課題となり、通常とは異なる対応を

求められる状況も生じ得る。各行政機関においては、こうした状況に十全に対応することができるよう、適性評価を実施する職員の範囲や地方公共団体の職員等に対する特定秘密の提供の在り方について、不断に検証し、必要な措置を講じること。

- ・ 本指摘のとおり、特定秘密の保護に万全を期す一方で、緊急事態発生時に国民の安全を確保する上で特定秘密である情報の活用が必要不可欠な場合に、それをどのように取り扱うべきかは重要な課題である。
- ・ この点、まずは特定秘密運用基準に規定しているとおり、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工して提供することが考えられる。また、特定秘密そのものの提供が不可欠な場合には、特定秘密保護法第10条第1項に基づく、その他公益上の必要による提供のほか、特定秘密運用基準に規定する、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性などが生じた場合の指定の解除が考えられる。
- ・ その上で、緊急事態において国民の安全を確保するため、特定秘密を的確に活用していくには、各行政機関において、考えられる様々な状況を想定しながら、それぞれの状況に応じて、保有する特定秘密のうち、どのような情報を、どのように、地方公共団体の職員等を含めどのような範囲の者と共有すべきか、また、それらを踏まえて、あらかじめ適性評価を実施しておくべき職員の範囲などについて具体的に検討し、必要な措置を講じていくことが重要である。
- ・ 本指摘を受けて、そうした問題意識を改めて共有したところであり、各行政機関において所要の検討、措置が行われるよう取り組んでいく。

審査会年次報告書（令和7年6月）指摘事項（抜粋）

5. 安全保障の領域が経済・技術分野に拡大する中、特定秘密保護制度の運用においても、経済安保関連情報の保全は重大かつ喫緊の課題である。重要経済安保情報保護活用制度との一体的な運用等を通じ、情報保全が適確に行われるよう、特定秘密保護法の運用基準の明確化や補足の要否について不断に検討し、必要に応じ見直しを行うこと。あわせて、政府が保有する経済安保関連情報のうち、特定秘密として指定すべきものがないかについて改めて点検を行うこと。

- ・ 特定秘密保護法の運用に当たっては、重要経済安保情報保護活用法との一体的な運用等を確保することが重要であり、特定秘密運用基準の見直しでは、そうした運用を確保して情報保全の一層の強化を図るため、重要経済安保情報保護活用法が定める重要経済基盤保護情報に該当する情報のうち特定秘密の要件に該当するものについては、重要経済安保情報ではなく特定秘密として指定すべき旨の規定を設けることとしている。引き続き、重要経済安保情報保護活用法を所管する内閣府とも緊密に連携して、両法の整合性の確保された運用に取り組んでいく。
- ・ また、本指摘を受けて、各行政機関において、保有する重要経済基盤に関する情報のうち特定秘密として指定すべきものがないか点検を行い、これまでのところ特定秘密として指定すべきものはないとの回答を得ているが、今後とも、重要経済安保情報保護活用法との関係で特定秘密の指定に遺漏のないよう留意していく。

審査会年次報告書（令和7年6月）指摘事項（抜粋）

6. 特定秘密の指定の適否等に関する調査において、行政機関側が機微な情報に関する説明を拒む場面があったことは遺憾である。審査会が行政における特定秘密保護制度の運用を適切に監視することが、同制度に対する国民からの信頼の確保につながることを十分に理解するとともに、審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、審査会に対し機微な情報も含めた丁寧な説明をするよう徹底すること。

- ・ 特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室としても、審査会への丁寧な説明の重要性については十分認識しており、引き続き、各行政機関に対し、特定秘密保護法の適正な運用を確保するための制度の趣旨を繰り返し説明するとともに、審査会に対する積極的な説明や調査への的確な対応を促していく。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密の取扱いの業務から離れた後であっても、特定秘密に係る情報を記憶している者は存在すると思うが、そうした者について、特定秘密の保護に関してどのような対応をしているのか説明願う。
- ・ 行政機関間の人事異動時に異動元での適性評価の情報を共有する場合、異動先の行政機関における適性評価の有効期間は5年となるのか、ある

いは、異動元の適性評価の残りの期間となるのか。兼任している場合も新たに適性評価を実施することとなるのか。

- ・ 審査会年次報告書（令和7年6月）指摘事項3. に関連して、防衛省においては、適性評価と適格性の確認という2つの制度が存在する。特定秘密保護制度では、適性評価の過程で得られた情報の目的外利用が禁じられているところ、この点について内閣情報調査室から防衛省に対しどのような助言を行っているのか。
- ・ 特定秘密に係る業務のデジタル化はどのような状況か。
- ・ 有識者から組織の緩みや緊張感の不足など様々なことが指摘されている。重要な指摘であるが、どのような対応をしていくのか説明されたい。

内閣府独立公文書管理監の説明の概要

審査会年次報告書（令和7年6月）指摘事項（抜粋）

7. 内閣府独立公文書管理監による特定秘密及び重要経済安保情報に係る検証・監察を十全に実施するために必要かつ十分な情報保全監察室の体制強化を行うこと。その上で、内閣府独立公文書管理監は、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて効果的・効率的な検証・監察を実施すること。また、新たに重要経済安保情報の指定の適否に係る検証・監察を行うに際し、本来特定秘密に指定すべきものが含まれていないか確認すること。

- ・ 審査会からの指摘も踏まえ、令和7年度に情報保全監察室の体制強化を図るため、必要な増員を行った。
- ・ これまでに情報保全監察室が特定秘密に係る検証・監察において蓄積した知見の活用や手法の改善、必要な教育等を通じ、効果的・効率的な検証・監察が実施できるように取り組んでいくとともに、本指摘を踏まえ、特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の指定要件等の厳正な検証・監察に取り組んでいく。

【主な質疑事項】

- ・ 重要経済安保情報の指定の適否に係る検証・監察を行う際、本来特定秘密に指定すべきものが含まれていないかの確認をどのように行うのか。特定秘密は「漏えいした場合に安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるもの」、重要経済安保情報は「漏えいした場合に安全保障に支障を

与えるおそれがあるもの」とされるが、「著しい支障」と単なる「支障」の違いをどのように判断するのか。

- ・ 内閣府独立公文書管理監及び情報保全監察室の職員は適性評価の対象とされていない。しかし、その責務が重いこと、特定秘密等の様々な情報に日常的に接することなしには業務を遂行することができないことから、適性評価を実施すべきではないかと思うが、現時点において適性評価に代わる措置を独自に講じているのか。
- ・ これまでの業務の中で、適性評価を経していないことを理由に各行政機関から協力を拒まれた事例はあるか。

○ 内閣府独立公文書管理監報告の説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、政府参考人（内閣府独立公文書管理監）から説明を聴取し、質疑を行った。

内閣府独立公文書管理監の説明の概要

- ・ 特定秘密運用基準において、独立公文書管理監の活動状況を、毎年1回、内閣総理大臣に報告することとされている。令和7年6月に、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度を対象期間としたものを内閣総理大臣に報告した。
- ・ 特定秘密の指定については、1件の是正の求めを行い、48件について適正と認めた。是正の求めは防衛装備庁の指定についてのものであり、過去に指定されている対象情報の範囲を変更し、当該指定に係る情報の範囲を拡大させたことに対して検証・監察を実施した結果、不適正と判断し、当該記述を変更前の状態に戻すとともに、当該変更により新たに対象情報に含めようとした情報については、新たに特定秘密として指定することを求めた。防衛装備庁においては、是正の求めを踏まえ、適切に是正がなされた。
- ・ 特定秘密の指定の有効期間の延長については、57件について適正と認めた。
- ・ 特定秘密の指定の解除については、一部解除2件を含む3件について適正と認めた。

- ・ 特定秘密の記録とその表示については、1部署に対して1件の是正の求めを行い、43部署について適正と認めた。是正の求めは、外務省の1部署1文書について、特定秘密である情報が記録されながら特定秘密の表示をしていないページがあり、表示することを求めたものである。外務省においては、是正の求めを踏まえ、適切に是正がなされた。
- ・ 特定行政文書ファイル等の保存については、1部署に対して1件の是正の求めを行い、43部署について適正と認めた。是正の求めは、防衛省の1部署において立入り制限に必要な措置が講じられていなかったことから、その措置を講じるよう求めたものである。防衛省においては、是正の求めを踏まえ、適切に是正がなされた。
- ・ 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、内閣官房4件、公安調査庁2件、防衛省894件及び防衛装備庁3件の特定行政文書ファイル等について、いずれも廃棄が妥当であると認め、各行政機関にその旨通知した。
- ・ 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否については、1件の是正の求めを行い、14部署の保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないと認めた。是正の求めは、防衛省の1部署が保管していた保存期間が1年未満の特定行政文書の中に保存期間1年以上と設定すべきものが含まれていると認め、1年以上の保存期間を設定するよう求めたものである。防衛省においては、是正の求めを踏まえ、適切に是正がなされた。
- ・ 検証・監察に関する定量的指標については、説明聴取、実地調査等の回数は124回、確認した特定秘密を記録する文書等の件数は5,478件、これらの文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ1万3,061件である。
- ・ 通報への対応について、独立公文書管理監及び情報保全監察室が設置している窓口に対して特定秘密の漏えいに関する通報があり、受理したものが1件あった。本件については、調査の結果、通報において示された特定秘密の漏えいは確認されなかった。引き続き、通報者の保護に十分配慮しつつ、通報を処理していく。
- ・ 今後とも、独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施していく。

【主な質疑事項】

- ・ 通報について、防衛省における特定秘密の漏えいに係るものであったとのことであるが、事実関係如何。また、独立公文書管理監としてどのような調査を行ったのか。
- ・ これまでに、通報に至らない連絡、相談はどの程度あったのか。
- ・ 防衛省の不適正事案に関連する検証・監察について、地方の部隊においても実地調査を行ったのか。

(2) 第 221 回国会（特別会）

令和 8 年 3 月 5 日（木）審査会

○ 特定秘密の管理についての説明聴取・質疑

特定秘密の管理に関する件について、政府参考人（防衛省（防衛政策局））から説明を聴取し、質疑を行った。

防衛省（防衛政策局）

【説明の概要】

- ・ 令和 7 年 12 月に公表した特定秘密に係る情報保全事案の調査結果及び再発防止策について説明する。
- ・ 公表した事案は、適性評価の有効期間が切れた者を特定秘密取扱職員に指名し、実際に特定秘密を取り扱った事案 2 件、適性評価の有効期間が切れた者等を特定秘密取扱職員に指名したが、結果的に特定秘密の取扱いがなかった事案 1 件、適性評価実施済みであるが、特定秘密取扱職員に指名されていない者にメールの宛先誤りにより送信した事案 1 件、特定秘密の取扱いが認められていない電子計算機で特定秘密を取り扱った事案 1 件、特定秘密文書の誤廃棄事案 3 件、特定秘密物件の誤消去事案 2 件、特定秘密が記録された資料を自宅に持ち出し、保管していた事案 1 件、合計 7 事案 11 件である。いずれも特定秘密の部外者への漏えいは確認されていない。このほか、現在調査中の特定秘密文書の誤廃棄に関する事案が 2 件あり、現在詳細を確認中である。
- ・ 事案の発生原因については、その多くが担当者の制度の理解不足や関係する上司などの確認不足によるものであった。一部には、遵法精神の欠如と言わざるを得ないような事案もあった。令和 6 年 12 月に策定した各

種の再発防止策を着実に進めていくことに加え、今般の事案を踏まえた新たな取組として、三つの取組を紹介する。

- 一つ目は、情報保全教育の見直しとして、今回の事案を反映させた教育資料により情報保全教育を実施するとともに、防衛省統一の情報保全テストを逐次実施している。試験結果を分析し、理解度が低い内容を把握した上で教育資料に反映させるなど、更なる教育内容の充実を図っていく。加えて、今年度中に隊員が気軽に視聴できる教育動画を制作・配付し、情報保全教育の中で活用していく予定である。
- 二つ目は、令和7年5月以降に順次設置してきた相談窓口について、更なる周知を図り、現場の隊員が疑問点を気軽に問い合わせることができ、安心して保全業務に従事できるよう、サポート体制を充実していく。
- 三つ目は、ヒューマンエラーを局限するため、今回の事案を踏まえ、令和7年度から先行運用している適性評価の実施状況を電子的に管理する機能に加え、令和8年度からは、システム上で特定秘密取扱職員名簿を電子的に作成する機能を拡充するとともに、利用できる範囲を大幅に拡大することを計画している。これにより、適性評価の有効期間が切れた者の特定秘密取扱職員への誤った指名を防止していく。また、各種機能を接続させた総合秘密保全システム（仮称）の導入に向けた取組も更に進めていく。
- これらの取組に加え、防衛大臣の強いリーダーシップの下で職員の保全意識の高揚と徹底を図るため、大臣から全職員に宛てた動画によるメッセージを配信するとともに、保全教育での活用を予定している。
- こうした取組を引き続き着実に実施していくことにより、隊員一人一人まで保全意識を浸透させ、再発防止を図っていく。

【主な質疑事項】

- 特定秘密が記録された資料を自宅に持ち出し、保管していた事案について、紙で持ち出していた場合は複写ということも考えられるが、具体的にどのような調査をした上で、特定秘密の部外者への漏えいはないことを確認したのか。
- 自宅に持ち出した資料の量はどの程度か。相当な量を持ち出していたのか。
- 事案についての情報を収集、分析、評価するという三段階が必要かと思

うが、適性評価の有効期間切れの者を特定秘密取扱職員に指名した事案の発覚から国会報告までの期間が長いように思う。もう少し早く、例えば中間報告のようなことはできないのか。

○ 本審査会の年次報告書における指摘事項についての説明聴取・質疑

本審査会の年次報告書における指摘事項に関する件について、政府参考人（防衛省（防衛政策局））から説明を聴取し、質疑を行った。

防衛省（防衛政策局）の説明の概要

審査会年次報告書（令和7年6月）指摘事項（抜粋）

1. 防衛省は、同省において情報保全事案が相次いで明らかになったことを重く受け止め、令和6年12月に公表した再発防止策に基づく取組や審査会の勧告を受けて講じることとした措置を着実に実行すること。（以下略）

- ・ 令和6年12月に公表した再発防止策に基づく取組や審査会の勧告を受けて講じることとした措置の実行について、主なものを説明する。
- ・ 特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議からの提言を受け、年2回の定期検査の実施の効率化を図るよう内部規則を改正し、令和7年4月1日に施行した。取組の一例として、これまで多くの時間を要していた特定秘密文書と関係簿冊の突合を年1回に集約し、残り1回の検査については、適性評価の実施状況や特定秘密取扱職員の指名状況、可搬記憶媒体の使用に係る証跡確認等を重点項目として設定し、めり張りを付けた検査を行い、省力化、効率化を図ることとしている。
- ・ 令和7年度に大臣官房参事官を新設し、内部部局、各幕僚監部等の情報保全業務を実施する部署間の緊密かつ恒常的な調整・連携体制を構築し、秘密保全に係る各種施策を推進している。例えば、ヒューマンエラーを局限し、保全事案の再発防止のためのシステムに備えられる機能を前倒しして運用するため、関係部局間の緊密な連携、調整を図っている。
- ・ 令和6年12月、大臣官房公文書監理官に対し、特定秘密の運用に係る監察業務を付加し、自衛隊の部隊や情報本部における再発防止策の取組や特定秘密文書の管理状況について監察を行うなど、特定秘密保護法及びその関連規則の遵守状況を確認した。

- ・ このほか、有識者会議の活用、現場の部隊のニーズを踏まえた適性評価の実施などについても引き続き取り組んでいる。

審査会年次報告書（令和7年6月）指摘事項（抜粋）

3. 防衛省本省及び防衛装備庁においては、特定秘密に係る適性評価のほか特別防衛秘密等に係る適格性の確認という独自の制度が運用されており、適性評価を経た職員は約12万人、適格性を保有する職員は約23万人となっている。この中でも適性評価を経た職員の大半が適格性も保有しており、これらの調査事項は全く同一のものであるにもかかわらず、それぞれの調査が別々に実施されているため、調査を繰り返している現場には少なからず負荷となっていることに鑑み、防衛大臣の下、業務の効率化や関係者の負担軽減に取り組むことによって、防衛省本省及び防衛装備庁における情報保全体制を持続可能なものとし、実効性のある運用を確立すること。

- ・ 適性評価と適格性の確認に係る業務の効率化や関係者の負担軽減について、従来、適格性を付与された職員が秘、特別防衛秘密を取り扱うことができることとしていたが、令和8年2月、適格性を付与されていない者であっても、適性評価を経て特定秘密を取り扱うことができることとされた者であれば、秘、特別防衛秘密を取り扱えるよう内部規則を改正し、施行した。これにより、情報保全業務が効率化されるとともに、適格性の確認に係る作業負担が軽減され、持続可能で実効性のある情報保全体制を確立することができたものと考えている。

【主な質疑事項】

- ・ 適性評価の結果等については目的外使用が禁じられているが、今後の運用としては、適性評価に集約させる方向となるのか、確認したい。
- ・ 行政機関をまたぐ人事異動に際し、過去に実施した適性評価の過程で得られた情報を、異動先の行政機関に提供することができる制度があるが、異動先での適性評価の有効期間は、異動元で得ていた有効期間の残りの期間となるのか、それとも改めて5年の有効期間が付与されるのか。

○ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、令和6年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関のうち、防衛省（防衛政策局、整備計画局、統合幕僚監部）、防衛装備庁、国家安全保障会議⁹、内閣官房（内閣情報調査室、国家安全保障局、事態対処・危機管理担当）、内閣府及び警察庁の政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った（防衛省における適性評価の実施状況の概要は防衛政策局、内閣官房における適性評価の実施状況の概要は内閣情報調査室がそれぞれ説明）。

防衛省（防衛政策局）

【説明の概要】

- ・ 防衛政策局は、令和6年中に特定秘密の指定を24件（自衛隊の運用計画等に関する情報1件、国家安全保障戦略のフォローアップとして防衛省が行った分析・評価の結果等に関する情報1件、国家安全保障戦略において抜本的に強化することとされたスタンド・オフ防衛能力等の運用に関する情報1件、我が国周辺地域の安全保障上の利益に影響を及ぼし得る緊急事態への対応に係る防衛省、アメリカ及びオーストラリアによる検討内容に関する情報1件、自ら収集した電波情報等の情報8件、自ら収集した画像情報等の収集整理に関する計画等の情報1件、外国の政府又は国際機関から提供された情報1件、外国の政府、国際機関又は外国軍隊等から提供された電波情報等の情報6件、外国軍隊等の戦力組成を見積もった情報1件、外国の政府又は外国軍隊から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報1件、防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り（分析評価又は予測）等に関する情報2件）、指定の有効期間の延長を92件行った。指定の有効期間が満了した指定はない。
- ・ 防衛省本省における令和6年中の適性評価の実施件数は3万2,302件（行政機関の職員3万2,005件、適合事業者の従業者297件）である。適

⁹ 国家安全保障会議の特定秘密に係る説明・答弁は、国家安全保障会議の事務局である内閣官房（国家安全保障局）が行っている。

性評価の実施への不同意は13件であり、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 防-474¹⁰など、指定書上、不開示情報に該当する箇所があるが、不開示とした経緯及び必要性について説明されたい。
- ・ イラン情勢の関係で、令和8年は指定が増加することも考えられるが、外国の政府等からの情報提供に関する見込み如何。
- ・ USBメモリー等の取扱いについて、特定秘密を記録する物件にはどのようなものがあり、その取扱いがどのようになっているのか説明されたい。
- ・ 特定行政文書ファイル等の廃棄について、データも含めて完全に残らない形で廃棄するという扱いとなっているのか。

防衛省（整備計画局）

【説明の概要】

- ・ 令和6年中に特定秘密の指定を1件（イスラエルから提供された武器等の仕様、性能等に関する情報）、指定の有効期間の延長を128件行った。指定の有効期間が満了した指定は7件である。

【主な質疑事項】

- ・ 防-7¹¹の指定を5年間延長した理由及び文書件数の推移を示されたい。
- ・ 今後、自衛隊も能動的サイバー防御に係る施策を実施する中で、関連情報が特定秘密に指定されていくこととなるのか。

防衛省（統合幕僚監部）

【説明の概要】

- ・ 令和6年中に特定秘密の指定を1件、指定の有効期間の延長を5件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも0件である。

10 識別番号「防-474」、指定の整理番号「18-202404-001-14a(c)-001」。防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき各幕僚監部が令和6年度に作成する自衛隊の能力に関する見積り。

11 識別番号「防-7」、指定の整理番号「18-201412-007-14b-002」。日米サイバー防衛政策ワーキンググループにおいて実施するサイバー攻撃対処に関連する自衛隊、米軍及び両国関係省庁間の協力に関する検討の具体的内容。

【主な質疑事項】

- ・ 防-487¹²について、情報は文書として保有しているのか、あるいはデータとして保有しているのか。文書件数の推移についても説明されたい。
- ・ 防-487について、外国の政府において秘密指定が解除された場合は、我が国においても指定を解除するという考え方か。
- ・ 防-487については期間で区切った指定となっている。一つの指定の中で数十年にわたる情報を管理することは適当ではないと思うが、この指定について期間で区切った指定となっている理由如何。

防衛装備庁

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で23件の特定秘密（装備品の性能情報12件、外国の政府から提供された情報9件、防衛諸計画の作成に必要な情報2件）を指定している。同年中に特定秘密の指定を1件行った。
- ・ 令和6年中の適性評価の実施件数は508件（行政機関の職員146件、適合事業者の従業者362件）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。
- ・ 次期戦闘機の日英伊共同開発に関して、令和6年12月10日のグローバル戦闘航空プログラム政府間機関（G I G O）設立に伴い、装-22¹³の指定書にG I G Oが取り扱う秘密区分を新たに追加する等の手続を行ったところ、令和7年3月に内閣府独立公文書管理監から、記載内容を変更したことにより対象情報の範囲が広がっており、新たに特定秘密として指定するよう、是正の求めを受けた。これを受け、G I G O設立に伴う秘密区分の変更については、新たに装-25¹⁴として指定した。
- ・ 防衛装備庁において該当はなかったが、防衛省本省においては、特定秘

12 識別番号「防-487」、指定の整理番号「18-202404-014-1fb-004」。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に提供される、[不開示情報]に関する情報。

13 識別番号「装-22」、指定の整理番号「20-202212-002-1fb-001」。防衛装備庁、英国国防省及び伊国国防省との間で署名された「日本国防衛省、英国国防省及びイタリア共和国国防省との間の戦闘機関連技術開発プロジェクトに関する協力覚書」に基づく当該プロジェクトの実施のために令和6年12月9日までに取り扱った情報。

14 識別番号「装-25」、指定の整理番号「20-202503-001-1fb-001」。グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）の下で取り扱う情報であって、G I G OによりGCAP SECRET又はGCAP TOP SECRETに指定された情報等。

密漏えい事案に係る再発防止策として、審査会の勧告において指摘された組織的、構造的な問題の所在を掘り下げて特定するとともに、秘密保全に関する考え方や体制を抜本的に改め、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて、現在全省的に取り組んでいるところである。本省と協力、連携しながら、一体となって再発防止に向けて取り組む。

【主な質疑事項】

- ・ 防衛省と防衛装備庁で特定秘密の指定が重複している点について、どのように考えているのか。防衛装備品に関する情報については防衛装備庁の責任で管理し、防衛省は情報の提供を受ける形にすることも考えられるのではないかと。
- ・ 防衛装備庁の特定秘密については、期間を区切ることなく指定されているが、対象情報を継続的に収集しているのかといった実態について説明されたい。
- ・ 内閣府独立公文書管理監からの是正の求めへの対応の詳細について説明されたい。
- ・ 行政機関をまたぐ人事異動に際し、過去に実施した適性評価の過程で得られた情報を、異動先の行政機関に提供することができる制度の活用状況如何。また、異動先での適性評価の有効期間は、異動元で得ていた有効期間の残りの期間となるのか、それとも改めて5年の有効期間が付与されるのか。

内閣官房（内閣情報調査室）

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で116件の特定秘密（情報収集衛星関係、外国の政府等との協力関係、人的情報収集関係、国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等関係）を指定している。特定秘密の指定に際し、暦年単位、情報収集衛星の地理的範囲は衛星の号機単位、暗号は号機単位又は地上システム単位等の指定方法を取ることで、当該指定に係る情報の範囲を明確にし、適切に管理するよう努めている。
- ・ 令和6年中に特定秘密の指定を10件、指定の有効期間の延長を56件、指定の一部解除を1件行った。
- ・ 内閣官房における適性評価は、内閣情報調査室が一括して実施している。

令和6年中の適性評価の実施件数は677件（行政機関の職員498件、適合事業者の従業者179件）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密ではない秘密を取り扱う職員も含めた秘密取扱職員の配置に関する考え方について説明されたい。
- ・ 衛星画像情報について、他の行政機関に提供する際の手続、提供先の行政機関における指定の必要性といった取扱いはどのようになっているのか。提供先の行政機関における衛星情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲をどのように把握するのか。
- ・ 衛星画像情報の解読等において人工知能（A I）を活用しているのか。外国製A Iの活用によって重要なデータが流出するということはないか。
- ・ 内閣官房においては行政機関をまたぐ人事異動が多いものと思われるが、出向時あるいは併任時に、過去に実施した適性評価の過程で得られた情報を、異動先の行政機関に提供することができる制度をどのように活用しているのか。また、異動先での適性評価の有効期間は、異動元で得ていた有効期間の残りの期間となるのか、それとも改めて5年の有効期間が付与されるのか。
- ・ 直近の適性評価において問題がなかった者であっても、5年の間に様々な事情が生じ、問題が出てくる可能性もあるのではないか。

国家安全保障会議、内閣官房（国家安全保障局）

【説明の概要】

- ・ 国家安全保障会議は、令和6年末時点で11件の特定秘密（全て国家安全保障会議の議論の結論）を指定している。同年中に特定秘密の指定を1件、指定の有効期間の延長を3件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも0件である。
- ・ 適性評価の実施状況について、国家安全保障会議の議長及び議員は内閣総理大臣及び国务大臣であり、特定秘密保護法上、適性評価を要しない者であるため、適性評価の実施はない。
- ・ 国家安全保障局は、令和6年末時点で9件の特定秘密を指定しており、同年中に特定秘密の指定を1件、指定の有効期間の延長を2件行った。指

定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された文書の件数を示されたい。
- ・ 国民への説明責任の観点から、国家安全保障会議の指定に係る文書件数を報告することはできないか。
- ・ 国家安全保障会議の指定書の記述は全てほぼ同じ内容である。指定書の記述の在り方についても検討されたい。
- ・ 国家安全保障会議の指定の中に、経済安全保障関連の情報は含まれているのか。本来、重要経済安保情報として指定すべきものが含まれている可能性もあるのではないか。
- ・ 指定の中に内閣情報調査室から提供を受けた衛星画像情報は含まれているのか。返却したものはあるか。

内閣官房（事態対処・危機管理担当）

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で2件の特定秘密（いずれも領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針）を指定している。いずれも平成26年末までに指定したものであり、その後、現在までに新たに指定した特定秘密はない。
- ・ 令和6年中、これら2件の指定の有効期間を5年延長した。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 官－2¹⁵及び官－3¹⁶に係る特定秘密が記録された文書の件数を示されたい。内閣官房が保有する文書件数の部局ごとの内訳を政府の特定秘密年次報告に記載することはできないか。
- ・ 官－2及び官－3の対象情報について具体的に説明されたい。

15 識別番号「官－2」、指定の整理番号「02e-201412-001-2**rb**-001」。[不開示情報]について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針。

16 識別番号「官－3」、指定の整理番号「02e-201412-002-2**rb**-002」。[不開示情報]について平成25年8月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針。

- ・ 指定の中に内閣情報調査室から提供を受けた衛星画像情報は含まれているか。返却したものはあるか。
- ・ 緊急事態において、適性評価を経ていない者に情報を提供することもあり得るのではないか。その具体的な方法としてどのような方法を検討しているのか。

内閣府

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で1件の特定秘密（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米GSOMIA）により、米国国防省から提供された宇宙領域に係る秘密軍事情報）を指定している。同年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除は、いずれも0件である。
- ・ 令和6年中の適性評価の実施件数は113件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 内閣府は、初めて特定秘密の指定を行った令和4年以前から特定秘密が記録された文書を保有しているが、これは他の行政機関から提供を受けた文書を保有していたということか。
- ・ 特定秘密管理者に対する適性評価の実施状況について説明されたい。

警察庁

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で57件の特定秘密を指定している。同年中に特定秘密の指定を5件、指定の有効期間の延長を25件、指定の一部解除を1件行った。指定の有効期間の満了は3件である。
- ・ 令和6年中の適性評価の実施件数は1,029件（警察庁261件、都道府県警察が768件）である。

【主な質疑事項】

- ・ 平成16年から同26年の各年に警察庁が提供を受けた衛星画像情報に関

する指定が存在するが、平成27年以降、同種の指定がなされていない理由如何。

- 警察庁が提供を受けた衛星画像情報について、内閣官房及び警察庁の双方に文書が存在し、双方で指定されているのか。
- 警察庁の指定する特定秘密は、特定秘密保護法別表第3号及び第4号に該当する事項であるが、このうち大量破壊兵器等の輸出規制やサイバー攻撃の防止に関する事項についての指定がない理由如何。
- 例えば警-63¹⁷など毎年同様の指定を行っているものについて、情報の出現を待たずに1月1日付であらかじめ指定しなければならない理由如何。余り良い運用とは言えないのではないか。
- 特定秘密保護法の運用に関しては、年に1回以上指定の理由を点検し、必要のある場合は解除するものとされているが、警-66¹⁸及び警-67¹⁹の点検はいつ行われたのか。

○ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更についての報告聴取

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更に関する件について、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））から報告を聴取した。

内閣官房（内閣情報調査室）の報告の概要

- 令和7年12月に閣議決定された特定秘密運用基準の見直しについて説明する。特定秘密運用基準については、5年をめぐりに見直しを行うこととされており、令和2年の見直しから5年を経過したため、見直しを行ったものである。
- 見直しのポイントの一つ目は、重要経済安保情報保護活用法との整合性の確保である。令和7年5月の同法施行に伴い、同法とのシームレスな運

17 識別番号「警-63」、指定の整理番号「19-202401-001-41a(a)-001」。令和6年中に警察が策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報。

18 識別番号「警-66」、指定の整理番号「19-202412-004-41a-001」。令和6年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム（国際テロリズムに限る。）の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報。

19 識別番号「警-67」、指定の整理番号「19-202412-005-41a-002」。令和6年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム（国際テロリズムを除く。）の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報。

用により情報の保全を強化するため、重要経済基盤に関する情報について、秘匿度に応じ、特定秘密又は重要経済安保情報に適切に指定し、必要な保全措置が講じられるように規定した。

- 二つ目は、適性評価の適正かつ効率的、効果的な実施の確保である。適性評価の的確な実施を確保するため、評価対象者に関する必要な情報を漏れなく把握した上で、全ての評価対象者に対して面接を実施するよう手順を見直すとともに、勤務地が遠隔地である場合にはオンラインで面接を実施できるようにするなど、調査対象者の負担軽減にも配慮している。

また、近年、評価対象者が適性評価の実施に同意しないケースが増えていることも踏まえ、適性評価の実施に同意しなかった者や同意を取り下げた者などからも、そのことにより不利益な取扱いを受けたことなどによる苦情を受け付ける旨明確化した。

そのほか、適性評価の実施後に、行政機関の職員や適合事業者の従業者についての事情の変更を上司等が漏れなく把握できるよう、面談等を活用して年1回以上確認することとした。加えて、適性評価の効率的、効果的な実施を図るため、適合事業者の従業者を含め、過去に別の行政機関で受けた適性評価の記録を共有するなど、行政機関間の協力について規定するとともに、重要経済安保情報保護活用法に基づく適性評価を受けたことがある者についても同様に行政機関間で情報共有するよう規定した。

- 三つ目は、業務の適正の確保、特定秘密の保護の徹底に向けた取組の強化である。防衛省において、特定秘密の漏えいと評価される事案の発覚が続いていることを踏まえ、特定秘密を取り扱うことができない者が誤って特定秘密を知得し取り扱うことのないよう注意すべき旨規定した。

また、通報の処理を通じた業務改善を促進すべく、各行政機関等が設けている窓口において、特定秘密の指定や解除、関連文書の管理に関する通報だけでなく、特定秘密の漏えいといった法令、規則の違反等に関する通報についても広く受け付けることとした。

そのほか、特定秘密の保護に関する職員教育の充実強化を規定するとともに、取扱業務に対する検査が真に効果的なものとなるようタイミングや項目を工夫するよう規定した。加えて、審査会からの指摘も踏まえ、重大な不適正事案を認知した場合には早期に審査会へ報告することとし、調査に時間を要するなど、早期の報告が困難である場合には中間報告を

行うことも盛り込んだ。

令和8年3月10日（火）審査会

○ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、令和6年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関のうち、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び外務省（大臣官房、総合外交政策局、アジア大洋州局、北米局、欧州局、領事局、国際情報統括官組織）の政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った（外務省における適性評価の実施状況の概要は大臣官房が説明）。

総務省

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で10件の特定秘密（全て在日米軍が使用する周波数に関する情報）を指定している。同年中に指定の有効期間の延長を4件行った。同年中の指定及び指定の解除は、いずれも0件である。
- ・ 在日米軍の電波の使用は、日米が使用する電波の混信防止の観点から、総務省と在日米軍との間で必要な調整を実施している。総務省は在日米軍との周波数調整において必要な文書を受領しており、そのうち米国政府がSECRETに分類している文書を特定秘密文書としている。
- ・ 令和6年中の適性評価の実施件数は59件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 令和6年中に新たな指定は行われなかった一方、令和6年末時点における特定秘密が記録された行政文書の保有件数については、前年末時点に比べて増加している。この背景について説明されたい。

法務省

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で1件の特定秘密を指定している。同年中に指定の有効期間の延長を行った。同年中の指定及び指定の解除は、いずれも0件である。
- ・ 令和6年中の適性評価の実施件数は7件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 法－1²⁰の対象情報について詳細に説明されたい。
- ・ 法－1の対象情報について、法務省の所掌事務とどのように関係するのかといった観点から説明されたい。
- ・ 特定秘密が記録された文書の保有件数は0件である。法－1に係る文書を保有しなくなった²¹にもかかわらず指定を維持する必要性があるのか。指定を解除するという選択肢はないのか。

出入国在留管理庁

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で特定秘密の指定は1件であり、これは法務省入国管理局時代に管理していた特定秘密について、当庁の設置（平成31年4月）を契機として、令和元年6月に法務省から提供を受け、特定秘密として指定したものである。
- ・ 令和6年中に指定の有効期間の延長を行った。同年中の指定及び指定の解除は、いずれも0件である。
- ・ 令和6年中の適性評価の実施件数は16件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれ

20 識別番号「法－1」、指定の整理番号「08m-201412-1-2pb-1」。[不開示情報]について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針。

21 法務省は、同省が保有する特定秘密が記録された文書について、同一の情報を保有する出入国在留管理庁と調整した結果、利用の必要が生じた場合に同庁から提供を受ける体制が整ったことから、令和6年3月に提供元である内閣官房に返却した。これにより、法務省としては特定秘密が記録された文書を保有していない状況であるが、特定秘密の内容を了知している職員が存在するため、引き続き適切な情報管理を継続する必要があるとして、指定を維持している（審査会年次報告書（令和7年6月）35頁参照）。

も0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 出－1²²について、法務大臣が閲覧することはできるのか。法務大臣の閲覧は、法令上、どのような整理で行われているのか。
- ・ 出－1は法－1と同一の情報であるが、指定の対象情報は出入国在留管理庁の所掌事務とどのように関係するのか。
- ・ 特定秘密管理者に対する適性評価の実施状況について説明されたい。
- ・ 出入国管理業務を実施している空港等は何か所あるのか。特定秘密の取扱いの業務を行うことのできる者は、出入国管理の現場に所在するのか。
- ・ 特定秘密に当たる情報は、紙で管理しているのか、データで管理しているのか。

公安調査庁

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で36件の特定秘密（外国の政府から提供を受けた情報22件、人的情報源に関する情報4件、分析情報4件、特定秘密保護法施行以前に内閣官房から提供を受けた情報6件）を指定している。
- ・ 令和6年中に特定秘密の指定を2件（外国の政府から提供を受けた特定有害活動の防止に関する情報1件、外国の政府から提供を受けたテロリズムの防止に関する情報1件）、指定の有効期間の延長を14件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも0件である。
- ・ 令和6年中の適性評価の実施件数は68件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出はいずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 平成22年から同26年の各年に公安調査庁が提供を受けた衛星画像情報に関する指定が存在するが、これらの指定を解除しない理由如何。
- ・ 公安調査庁が独自に分析した情報等の指定状況如何。

22 識別番号「出－1」、指定の整理番号「21-201906-1-2pb-1」。〔不開示情報〕について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針。

- ・ 特定秘密の取扱いの業務を行うことのできる者の数が増加傾向にある理由如何。
- ・ 秘密の取扱いが厳正に行われるよう、どのような対策を講じているのか。
- ・ 外国の政府等との間で行う情報交換について、具体的にどのような形で行っているのか。
- ・ 情報分析においてA Iを活用しているのか。外国製A Iの活用によって重要なデータが流出する、あるいは、分析結果に偏りが生じ、国益を損なうといった懸念もある中、A Iの活用についてどのように考えているのか。

経済産業省

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で4件の特定秘密（情報収集衛星等による情報収集、分析の個別具体の対象及び情報収集衛星の識別能力に関する情報であって、特定秘密保護法施行以前に内閣官房から提供を受けたもの）を指定している。この4件について、同年中に指定の有効期間の延長を行った。同年中の特定秘密の指定及び指定の解除は、いずれも0件である。
- ・ 令和6年中の適性評価の実施件数は62件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 経済産業省の指定は、特定秘密保護法施行前に提供を受けた情報に係る指定であるが、文書を保有しない状態にした上で指定を解除することはできないのか。
- ・ 指定を解除した場合、当該情報を了知する職員に対する保護措置を講ずることができなくなるということか。
- ・ 特定秘密が記録された文書の保有件数が変動している理由について説明されたい。
- ・ 特定秘密が記録された文書を全て廃棄したことにより令和3年末時点で文書の保有件数が0件となった後、令和6年末時点での保有件数が11件となっている理由如何。

海上保安庁

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で25件の特定秘密（内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務関係3件、内閣情報調査室から得た情報収集衛星関係11件、海上保安庁が行った外国の政府との情報協力業務関係11件）を指定している。
- ・ 令和6年中に特定秘密の指定を1件、指定の有効期間の延長を18件行った。指定の解除は0件である。
- ・ 令和6年中の適性評価の実施件数は234件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 海-25²³は、令和6年1月1日付で、同年中に出現する情報を先取りする形であらかじめ指定されたものであるが、結果的にどの程度の文書が登録されているのか。また、具体的にどのような内容なのか。
- ・ 平成16年から同26年の各年に提供を受けた衛星画像情報に関する指定については、どのような考え方で現在も指定されているのか。
- ・ 他の行政機関の指定については、その有効期間を5年とするものが多いが、海上保安庁の指定には有効期間を3年とするものが多い。他の行政機関との違いがあるのか。
- ・ 特定秘密の取扱いの業務を行う者に対して、漏えいを防止するためにどのような取組を行っているのか。
- ・ 情報分析においてA Iを活用しているのか。外国製A Iの活用によって重要なデータが流出する、あるいは、分析結果に偏りが生じ、国益を損ずるといった懸念もある中、A Iの活用についてどのように考えているのか。

23 識別番号「海-25」、指定の整理番号「16-202401-001-2hb-001」。令和6年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報（収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）。

外務省（大臣官房）

【説明の概要】

- ・ 大臣官房は、令和6年末時点で3件の特定秘密（公電秘匿用暗号、ファイル秘匿用暗号、ネットワーク秘匿用暗号）を指定している。同年中にこれら3件について指定の有効期間を延長し、また、1件の特定秘密（公衆網秘匿用暗号）の指定を解除した。同年中の特定秘密の指定は0件である。
- ・ 審査会から指摘²⁴のあった期間が区切られていない指定について、対象期間を区切ることとした。今後は、基本的に年で区切った形で指定、管理を行うこととしている。
- ・ 外務省全体の令和6年中の適性評価の実施件数は368件（行政機関の職員365件、適合事業者の従業者3件）である。適性評価の実施への不同意は1件、同意の取下げ及び苦情の申出は0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 外国に所在する職員に対して、外部から情報を取るための働きかけ等がなされる可能性もある中、秘密の漏えいを防止するため、どのような対策を講じているのか。
- ・ 外務省において公電秘匿用暗号をどのように取り扱っているのか。
- ・ 特定秘密の管理は紙で行っているのか、あるいは電子化する方向なのか。

外務省（総合外交政策局）

【説明の概要】

- ・ 総合外交政策局は、令和6年末時点で4件の特定秘密（周辺有事に関する外国の政府との協議に関する情報、国際テロリズムの人的情報源に関する情報、国際テロリズムに関し外国の政府等から提供された情報、我が国の中長期的な安全保障政策に関する情報）を指定している。
- ・ 令和6年中に1件の指定の有効期間を延長した。同年中の特定秘密の指定、指定の解除及び指定の有効期間の満了は、いずれも0件である。

24 これまでの審査会において、外務省に対し、「年を区切らず案件ごとに指定していることから、満了や解除の判断が困難となっているのではないか。後世への情報開示の観点からも、指定の在り方を再考すべきではないか。」（審査会年次報告書（令和5年6月）44頁）、「テーマではなく期間で区切って指定すべきではないか」（審査会年次報告書（令和6年6月）36頁）等の質疑が行われている。

- ・ なお、外-11²⁵については、特定秘密に当たる情報の発生状況等を踏まえ、改めて指定の在り方を検討した結果、対象期間を令和7年までで区切ることにした。

【主な質疑事項】

- ・ 外-11について、令和7年までの指定と令和8年以降の指定を区切ることが可能であると判断した理由如何。
- ・ 外-11にはどの時期からの文書が登録されているのか。文書件数の推移を説明されたい。
- ・ 国際テロリズムに関する人的情報収集源は、どの程度有効なのか。
- ・ 時の経過とともに指定要件を満たさなくなった場合、特定秘密以外の秘密に指定替えすることもあり得ると思うが、具体的な判断基準はあるのか。
- ・ 情報を収集・分析する過程において、情報の真偽によって特定秘密の指定の判断は変わるのか。

外務省（アジア大洋州局）

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で3件の特定秘密（北朝鮮の核・ミサイル開発に関する情報、拉致問題に関する情報、東シナ海の領域保全に関する情報）を指定している。
- ・ 令和6年中にこれら3件の指定の有効期間を延長した。同年中の特定秘密の指定及び指定の解除は、いずれも0件である。

25 識別番号「外-11」、指定の整理番号「11-201412-0011-2/a(a)-0003」。平成25年から26年までに登録された、我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議の内容のうち、漏えいした場合に諸外国の政府との信頼関係に困難をきたすとともに、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるもの。

【主な質疑事項】

- ・ 外－7²⁶及び外－8²⁷について、近年の情報収集に係る状況如何。また、特定秘密に至らない関連情報の収集に係る状況如何。
- ・ 外務省のほかに、拉致問題に係る特定秘密を取り扱っている行政機関はあるか。
- ・ アジア大洋州地域諸国との「軍事秘密保全」に係る指定がない理由如何。

外務省（北米局）

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で2件の特定秘密（日米GSOMIAの下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等に関する情報、日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等に関する情報）を指定している。同年中にこれら2件の指定の有効期間を延長した。
- ・ なお、これら2件については、指定に係る対象情報の範囲を明確にし、より適正な特定秘密の運用を図る観点から、対象期間を令和7年までで区切ることにした。令和8年以降は、基本的に対象期間を年ごとに区切った形で指定を行っていく。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密が記録された文書件数を対外的に公表しないこととしている理由如何。文書件数だけでは、その増減の内訳は必ずしも明らかにはならないのではないか。

26 識別番号「外－7」、指定の整理番号「11-201412-0007-2/a-0001」。北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報のうち、外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であり、国民の生命及び身体の保護の観点から重要なものであって、公になることにより、我が国の情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力が露見し、対抗措置が講じられ、あるいは、我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、じ後の情報収集に著しい支障を来すおそれがあるもの。

27 識別番号「外－8」、指定の整理番号「11-201412-0008-2/a(a)-0002」。北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報のうち、拉致被害者（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第2条の規定に基づく認定の有無を問わない。）の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを実現することを目的として、外国の政府等との交渉その他の方法により外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であって、拉致被害者に関するもの（ただし、拉致被害者等の生命及び身体の保護に支障を来すおそれがあるものに限る）。

- ・ 外－5²⁸に関して、内閣府が指定する府－1²⁹も日米GSOMIAに関する情報であるところ、外務省と内閣府で文書件数の公開に関する取扱いに違いはあるのか。

外務省（欧州局）

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で1件の特定秘密（日露平和条約締結交渉に関する情報）を指定している。当該特定秘密については、指定に係る対象情報の範囲を明確にし、より適正な特定秘密の運用を図る観点から、対象期間を令和7年までで区切ることとした。
- ・ 令和6年中に指定の有効期間を延長した。同年中の特定秘密の指定及び指定の解除は、いずれも0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 北方領土に関しては、これまで四島交流、墓参等を実施しており、地元の要望もある。ロシアとの交渉の現状について伺う。

外務省（領事局）

【説明の概要】

- ・ 領事局は、令和6年末時点で1件の特定秘密（大規模緊急事態発生時の邦人退避についての関係国との協力の方針）を指定している。当該特定秘密については、対象期間を令和7年までで区切った上で、令和8年以降、対象期間を基本的に年ごとに区切った形で指定することとした。
- ・ 令和6年中に指定の有効期間を延長した。同年中の特定秘密の指定、指定の解除及び指定の有効期間の満了は、いずれも0件である。

28 識別番号「外－5」、指定の整理番号「11-201412-0005-2hb-0001」。2007年8月10日に署名された「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定」の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等のうち、米側において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているもの。

29 識別番号「府－1」、指定の整理番号「03-202203-001-2hb-001」。2007年8月10日に署名された「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定」の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報のうち、米側において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているもの。

【主な質疑事項】

- ・ 外-13³⁰について、関係国との協力の方針とは具体的にどのような内容か。また、どのような行政機関、部局と、どのような形で情報を共有しているのか。
- ・ 関係国と合意した方針が特定秘密に該当するということか。実際に使用した例はあるか。
- ・ 関係国の数について説明されたい。

外務省（国際情報統括官組織）

【説明の概要】

- ・ 令和6年末時点で30件の特定秘密（外国の政府等から提供のあった情報11件、衛星情報11件、内閣情報調査室から得た情報8件）を指定している。
- ・ 令和6年中に特定秘密の指定を1件（外国の政府等から提供のあった情報）、指定の有効期間の延長を22件行った。指定の解除は0件である。

【主な質疑事項】

- ・ 人的情報源についての指定を行っていないようにも見受けられるが、人的情報源の運用を行っているのか。
- ・ 情報分析にどのような技術を活用しているか。また、サイバー、データ分析等に関しては、日本の企業が関与しているのか。秘密の共有はどのような形で担保されるのか。
- ・ 外国の政府等から得られた特定秘密に当たる情報を記録した文書に関しては、どのようなレベルで管理しているのか。また、紙で管理しているのか。

30 識別番号「外-13」、指定の整理番号「11-201412-0013-2/b-0005」。国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針で、我が国と関係国の双方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講じることを求められているもの。

○ **委員派遣の決定**

内閣衛星情報センター（東京都）における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、委員派遣を行うことを決定した。

○ **特定秘密の提示要求**

内閣衛星情報センター（東京都）への委員派遣の際に、内閣官房（内閣衛星情報センター）が指定する特定秘密の提示を受けることができるよう、内閣総理大臣に対し特定秘密の提示を要求することを決定した。

令和8年5月18日（月）委員派遣

○ 内閣衛星情報センターへの委員派遣

本審査会における調査の一環として、内閣衛星情報センター（東京都）における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行った。その調査の概要は以下のとおりである。

まず、内閣衛星情報センターの概要について説明を聴取した。

同センターは、平成10年8月の北朝鮮による「テポドン」の発射を契機として、同年12月に情報収集衛星の導入が閣議決定された後、平成13年4月に設立された。同センターは内閣情報調査室の一組織であり、中央センター（東京都）、副センター（茨城県）、北受信管制局（北海道）及び南受信管制局（鹿児島県）で構成されている。同センターが担うのはインテリジェンス、安全保障及び宇宙の各領域であり、主な業務内容は、画像情報の収集・分析、衛星・関連システムの研究開発及び運用である。情報収集衛星によって得られた画像情報やそれに基づく分析は、首相官邸及び利用省庁に配付され、幅広く活用されている。また、国内での大規模災害等の際には、情報収集衛星の加工処理画像を関係省庁等に提供するとともに、内閣官房ホームページを通じて公開している。

同センターでは現在、設計寿命を超過している衛星を含め、光学衛星4機、レーダ衛星6機及びデータ中継衛星を運用している。今後は、我が国をめぐる安全保障環境が厳しさを増しており、情報収集衛星の更なる活用が急務であることから、10機体制の達成及び維持が最重要課題であり、そのための予算を確保することや、10機体制の能力を最大限発揮し、情報収集、利用省庁への迅速な提供のために人員体制を強化することが必要であるとの説明があった。

次に、開発業務・暗号、特定秘密の保全状況について説明を聴取した。

情報収集衛星システムにおいては、衛星と各地上拠点等との間の通信用に、非公開かつ独自の暗号を開発し、利用している。その暗号のアルゴリズム、暗号鍵、暗号鍵の配送方式（鍵の共有方法）については、特定秘密に指定し、厳重に管理している。同センターでは、令和8年3月現在、内閣総理大臣が指定した「画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力」25件、「情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲」14件及び「情報収集

衛星に係る暗号」34件の3種類、計73件の特定秘密を取り扱っている。特定秘密を保全するため、センサータグの活用、印刷履歴の確認、所持品検査等による不正な持出し等の防止策を講じている。

さらに、シールドルーム等において、特定秘密を保管する金庫の視察を行うとともに、管制業務について説明を聴取した。また、暗号及び分析業務について、特定秘密の提示を受けながらそれぞれ説明を聴取した。

これらの説明聴取の後、派遣委員から、衛星の性能に係る情報を含む特定秘密の指定の在り方、大規模災害等の発生時における衛星画像の加工処理の意義、民間における衛星画像分析と異なる点、他国が運用する衛星と比較した情報収集衛星の性能、今後必要となるデータ中継衛星の機数とその運用体制、更なる人員体制の強化が求められる分野、今後の情報収集衛星に係る予算要求等の進め方、防衛力強化に係る予算と情報収集衛星に係る予算との関係性等について質問がなされた。



内閣衛星情報センターへの委員派遣（令和8年5月18日）

○ 小野田国務大臣に対する締めくくり的な質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、小野田国務大臣に対し、締めくくり的な質疑を行った。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密や重要経済安保情報の指定が今後更に増加し、管理の負荷が増大することが想定されること等を踏まえ、指定自体が真に必要なものなのか今まで以上に確認していくことが求められる。各行政機関は審査会に対して、各指定に具体的にどのような情報が含まれているのか等、特定秘密の範囲が適正なものとなっているか判断するに足る十分な説明を自ら積極的に行うべきであると考え、大臣の所見如何。
- ・ 内閣衛星情報センターへの委員派遣において同センターが24時間の分析体制を構築できていないことが明らかになった。国家情報会議の設置など、インテリジェンス機能を強化するというのであれば、その前に足下を固める必要があるのではないかと。各行政機関は、説明責任を果たす観点で、公表できるものは可能な限り公表しつつ、審査会に対して、各指定についての機微な内容も含めて詳細な説明を積極的に行う必要があると考え、大臣の見解如何。
- ・ 防衛省において、特定秘密が記録された資料を自宅に持ち出し、保管していた事案が確認された。特定秘密の不正な持出しを防止することは政府全体で取り組むべき課題である。各行政機関において、内閣衛星情報センターと同じ水準の不正持出し防止策が講じられることが望ましいと思うが、大臣の所見如何。
- ・ 防衛省において、適性評価の有効期間が切れた者等を特定秘密取扱職員に指名した事案が確認された。適性評価について、実施状況を管理する機能や有効期間切れアラート機能等を備えたシステムを政府全体で導入することを始めとしたヒューマンエラー防止のための取組を推進する必要があると考え、大臣の見解如何。
- ・ 各行政機関において、適性評価の実施後における職員等についての事情の変更を的確に確認することが重要である。職員等のプライバシーに関わる事項も含めて、どのような点に配意しつつ進めていくのか。また、事情の変更について申告が求められる事項について職員等に周知徹底すること

も必要ではないか。

- ・ 他の行政機関への特定秘密の提供の実態（件数、取扱者の範囲等）について、政府の特定秘密年次報告への記載等も含め、審査会に対する説明の在り方を検討すべきではないか。

○ 内閣府独立公文書管理監に対する締めくくり的な質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密及び重要経済安保情報に係る検証・監察の質及び量を担保し、制度に対する国民の信頼感を高めるため、どのように体制を強化し、独立公文書管理監の取組の周知を図っていく考えか。
- ・ 本来特定秘密として指定されるべき情報が重要経済安保情報として指定されていないか等を見極めるためには、指定の対象情報が記載された文書等を実際に閲覧するなど、指定の詳細を確認することが必要であると考えますが、独立公文書管理監の見解如何。
- ・ 行政機関による特定秘密又は重要経済安保情報の指定の適否について、これまでの検証・監察の結果、指定違い等と判断し、是正を求めた例はあるか。特定秘密と重要経済安保情報を適切に区別するための方策を含めた検証・監察の手法を早期に確立することが必要ではないか。
- ・ 今後、重要経済安保情報に係る検証・監察が本格化するなど、情報保全監察室の業務量は増加するものと思われるが、令和9年度に向けた増員要求の方針如何。
- ・ 独立公文書管理監は、従来実施してきた特定秘密に係る検証・監察に加え、新たに重要経済安保情報に係る検証・監察を実施しているが、業務の効率化のためにどのような工夫を行っているのか。

2. 重要経済安保情報保護活用制度に関する調査

重要経済安保情報保護活用法の施行の日（令和7年5月16日）と同日に施行された国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第34号）を始めとする関連法規により、重要経済安保情報保護活用制度の常時監視が審査会の設置目的に加えられた。

審査会は、政府の重要経済安保情報年次報告の提出に先立ち、各行政機関の重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について調査を行った。

（1）第219回国会（臨時会）

令和7年11月26日（水）審査会

○ 重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に関する説明聴取

重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に関する件について、小野田内閣府特命担当大臣（経済安全保障）から説明を聴取した。

小野田内閣府特命担当大臣の説明の概要

- ・ 重要経済安保情報保護活用法が施行された令和7年5月16日から同年11月1日までの同法の施行状況を概括的に説明する。
- ・ 法施行後、複数の行政機関において、重要経済安保情報を指定している。現時点で指定されている重要経済安保情報は、重要経済基盤を保護するための措置等、重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの、外国政府等からの情報という3つの類型の情報となっている。なお、指定された情報のうち、解除されたものはない。
- ・ 適性評価の実施については、内閣府において一元的に適性評価調査を実施することとしている。法施行後、複数の行政機関から依頼を受け、内閣府において適性評価調査及び評価を実施している。
- ・ 適合事業者の認定については、現時点で行っていない。また、適合事業者の従業者に係る適性評価は実施されていない。
- ・ 重要経済安保情報保護活用法第19条の規定に基づく、令和7年分の政府の重要経済安保情報年次報告については、同法が施行された令和7年5月16日から12月末日までに実施する重要経済安保情報の指定の状況等を取りまとめた上で、特定秘密のサイクルと同様に、令和8年6月頃に

国会に提出する予定である。

令和7年12月8日（月）審査会

○ 重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に関する補足説明聴取・質疑

重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に関する件について、政府参考人（内閣府）から補足説明を聴取し、質疑を行った。

内閣府の補足説明の概要

- ・ 重要経済安保情報保護活用法の施行の日である令和7年5月16日から11月1日までの施行状況について概括的に説明する。
- ・ 指定された重要経済安保情報は7機関で12件である（内閣府及び警察庁各3件、総務省2件、国家安全保障会議、内閣官房、公安調査庁及び経済産業省各1件）。解除されたものはない。
- ・ 重要経済安保情報の類型別の件数は、重要経済基盤を保護するための措置等に関するものが3件（内閣府2件、警察庁1件）、重要経済基盤に関する重要な情報が7件（内閣府、国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、公安調査庁及び経済産業省各1件）、外国政府等からの情報が2件（警察庁及び総務省各1件）、情報の収集整理及びその能力に関するものは0件である。
- ・ 重要経済安保情報保護活用法においては、内閣府が適性評価調査を一元的に実施することとしており、内閣府において適性評価の調査依頼を受けている人数は227人である。適性評価の対象者が適性評価の実施に同意をしなかった人数及び同意を取り下げた人数は4人である。適性評価の結果を通知した人数は8人であり、いずれも重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められている。
- ・ 適合事業者の認定に至ったケースはなく、もとより、その従業者に対する適性評価も現時点で実施していない。
- ・ 内閣府としては、制度を所管する立場から、引き続き、各行政機関における実務が円滑に進むよう連携していくとともに、制度の周知等に努めていく。

【主な質疑事項】

- ・ 重要経済安保情報保護活用法の施行から約半年の時点で、指定の件数が7機関12件とのことであるが、同法の国会審議時に政府において指定を見込んでいた情報については全て指定した上でこの件数なのか、指定されていないとすればその理由について説明されたい。
- ・ 指定が満了又は解除となった後、行政機関において引き続き当該情報を不開示情報として取り扱う場合、適合事業者における取扱いはどうなるのか。
- ・ 適合事業者の認定に至ったケースがないことの理由をどのように分析しているか。適合事業者の認定を受けることで民間事業者のビジネス上の制約となる懸念も含めてどのように分析しているか。
- ・ 適合事業者の認定に至ったケースがないということは、そもそも立法事実がなかったということではないか。

(2) 第221回国会（特別会）

令和8年6月1日（月）審査会

○ 小野田内閣府特命担当大臣に対する締めくくりに関する質疑

重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に関する件について、小野田内閣府特命担当大臣（経済安全保障）及び政府参考人（内閣府）に対し、締めくくりに関する質疑を行った。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密と比べて機微度は一段低く、扱う政策分野はより広くなる重要経済安保情報の特性を踏まえ、各行政機関が審査会において指定状況等の説明を行う際には、政策的な背景を含めて説明するなど、審査会による指定の適否の判断に資するよう説明を工夫すべきと考えるが、大臣の見解如何。
- ・ 審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、大臣から各行政機関に対して機微な情報も含めた丁寧な説明を行うよう徹底してほしいと考えるが、大臣の所見如何。
- ・ 特定秘密保護制度については、これまで衆参の情報監視審査会や有識者から様々な指摘が積み重ねられ、運用の改善が着実に図られてきている。

重要経済安保情報保護活用制度においても、そうした指摘や運用改善を十分に踏まえた運用となるよう、大臣から各行政機関を指導してほしいと考えるが、大臣の所見如何。

- 現時点での重要経済安保情報の指定件数、適合事業者の認定件数など制度の運用状況について説明されたい。
- 令和7年12月末時点での適合事業者の認定件数が0件である等の要因をどのように分析しているのか。
- 民間企業が適合事業者の認定を受けるに当たっては、従業者に対する適性評価の実施のほか、秘密保護のための施設整備といった負担が生ずる。適合事業者において重要経済安保情報が適切に保護されるよう、政府としてどのような支援を行っていく考えか。
- 適合事業者に提供した重要経済安保情報に係る指定が解除又は満了となった後も引き続き当該文書を秘密文書として取り扱う場合などにおいて、適合事業者がとるべき対応について説明されたい。

3. 特定秘密又は重要経済安保情報の提出・提示の要求

審査会は、その調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出・提示を求めるとされている（国会法第102条の15第1項、同法第102条の17第2項等）。

対象期間中の調査では、委員派遣の際に派遣先（内閣衛星情報センター）で特定秘密の提示を受けるため、令和8年5月8日、内閣総理大臣に対し内閣官房（内閣衛星情報センター）の特定秘密の提示を要求し、同月18日に実施した委員派遣において、当該特定秘密の提示を受けた（提示を受けた特定秘密の概要については、資料11（87～88頁）参照）。

4. 委員派遣

審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができる（審査会規程第19条第1項）。

審査会の宮沢洋一会長、石田昌宏委員、岩本剛人委員、森ゆうこ委員、川合孝典委員、秋野公造委員、石井苗子委員及び岩本麻奈委員の8名は、令和8年5月18日、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、内閣衛星情報センター（東京都）への委員派遣を行った（調査の概要については、44～45頁参照）。

5. 主な指摘事項

審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

1. 特定秘密の指定が今後更に増加し、各行政機関における管理の負荷が増大することが想定されること等を踏まえ、指定自体が真に必要なものなのか今まで以上に確認していくことが求められる。各行政機関は、審査会に対して、機微な情報にも触れつつ、特定秘密の範囲が適切なものとなっているか判断するに足る十分な説明を自ら積極的に行うこと。また、行政機関間における特定秘密の提供の実態等、関連する運用状況についても丁寧に説明すること。
2. 防衛省において、部外者への漏えいは確認されなかったものの、特定秘密が記録された資料を持ち出し、自宅に保管していた事案や、適性評価の有効期間切れの者を特定秘密取扱職員に指名した事案等が確認された。また、政府の特定秘密年次報告に記載の適性評価に係る数値に誤りが確認された。こうした不正持出しや、ヒューマンエラーに起因する事案の発生を防止するため、不正持出し防止装置や、適性評価の実施状況等を一括管理するシステムを導入している行政機関の取組を参考にしつつ、情報保全の高度化を政府全体で推進すること。
3. 重要経済安保情報保護活用制度を所管する内閣府は、これまで審査会等からの指摘を受けて特定秘密保護制度の運用改善が図られてきたことを十全に踏まえ、内閣情報調査室とも連携しつつ情報保全体制の整備に関する知見及び教訓を共有し、制度の適正な運用に努めること。また各行政機関は、重要経済安保情報の指定等の状況について説明を行うに当たり、審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、機微な情報も含め、政策的な背景など指定等に関する詳細かつ丁寧な説明を行うこと。
4. 内閣府独立公文書管理監による検証・監察において、特定秘密又は重要経済安保情報として指定されている情報が、その機微度に応じ適確に指定されているか判断を行うに当たっては、両者を適切に区別するため、必要に応じて対象情報が記載された文書等を実際に関覧するなど指定の詳細を確認すること。また、重要経済安保情報に係る検証・監察が本格化することによる業務量の増大を勘案し、内閣府情報保全監察室の体制強化及び業務効率化に向けた取組を推進すること。

IV 審査の経過及び結果

対象期間中において、委員会等からの特定秘密又は重要経済安保情報の提出の求め又は要請に係る行政機関の長の判断の適否等に関する審査の要求・要請（国会法第104条の2等）はなかった。

【資料】

(資料1) 委員名簿	57
(資料2) 特定秘密保護法及び特定秘密運用基準の概要	58
(資料3) 重要経済安保情報保護活用法及び重要経済安保情報運用基準の概要	59
(資料4) 国会法、審査会規程等による保護措置	61
(資料5) 保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像	62
(資料6) 政府の特定秘密年次報告（令和7年6月）の概要	63
(資料7) 特定秘密管理監報告（令和7年6月）の概要	68
(資料8) 勧告及び行政機関が講じた措置一覧	69
(資料9) 審査会年次報告書における指摘事項と政府の対応状況一覧（過去5年分）	74
(資料10) 委員派遣一覧	83
(資料11) 提示を受けた特定秘密一覧	84
(資料12) 関連年表	89

(資料1) 委員名簿

会長	有村 治子 (自民)	宮崎 雅夫 (自民)	秋野 公造 (公明)
	石田 昌宏 (自民)	古賀 之士 (立憲)	串田 誠一 (維新)
	羽生田 俊 (自民)	田名部 匡代 (立憲)	

(令和7年5月1日現在)

会長	有村 治子 (自民)	田名部 匡代 (立憲)	串田 誠一 (維新)
	石田 昌宏 (自民)	川合 孝典 (民主)	岩本 麻奈 (参政)
	岩本 剛人 (自民)	秋野 公造 (公明)	

(令和7年8月1日現在)

会長	宮沢 洋一 (自民)	森 ゆうこ (立憲)	石井 苗子 (維新)
	石田 昌宏 (自民)	川合 孝典 (民主)	岩本 麻奈 (参政)
	岩本 剛人 (自民)	秋野 公造 (公明)	

(令和7年10月21日現在)

注：会派の正式名称は次のとおり。

- 自民：自由民主党（～令7.10.15、令7.11.11～令8.1.20）、
自由民主党・無所属の会（令7.10.15～11.11、令8.1.20～）
- 立憲：立憲民主・社民・無所属（～令8.1.26）、
立憲民主・無所属（令8.1.26～）
- 民主：国民民主党・新緑風会
- 公明：公明党
- 維新：日本維新の会
- 参政：参政党

(資料2) 特定秘密保護法及び特定秘密運用基準の概要

特定秘密の保護に関する法律のポイント

特定秘密—大臣等が指定—

国家公務員法等上の秘密

特定秘密

特定秘密

安全保障に関する情報で

次のいずれかの事項に該当する情報

① 防衛
② 外交
③ 特定有害活動(スパイ行為等)の防止
④ テロリズムの防止

に関するものとして法律で列挙する事項

公になっていないもの
のうち、
特段の秘匿の必要性があるもの

※ 指定の有効期間は上限5年(更新可能)。通算で30年まで。30年を超える延長には、内閣の承認が必要。暗号や人的情報源等を除き、60年を超える延長は不可。
 ※ 内閣総理大臣は、有識者から意見を聴いた上で、閣議決定により、指定等の運用基準を策定。
 ※ 内閣総理大臣は、必要があれば、指定等の運用について、大臣等に改善を指示。
 ※ 指定等の運用状況は、毎年、有識者に報告するとともに、その意見を付して、国会に報告・国民に公表。

特定秘密の取扱者の制限

適性評価をクリアした者のみが特定秘密の取扱いの業務を行う

行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設

特定秘密を漏えいした者等を処罰(拘禁刑10年以下等)

※ 本法を拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようないかなるものもあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を規定。
 ※ 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする旨を規定。

特定秘密保護法 統一的な運用基準の骨子

I 基本的な考え方

- 運用基準策定の趣旨
(法を**統一的に運用し**、特定秘密の**漏えい防止・適正な運用**を確保)
- 法の**拡張解釈の禁止**や**知る権利、報道・取材の自由等の尊重**
- **公文書管理法と情報公開法**の適正な運用
- 特定秘密を取り扱う者等の**責務**
→ 特定秘密を取り扱う者は**各種法令を遵守** 等

II 特定秘密の指定

- 指定の要件該当性の判断基準
 - ・ **別表該当性**
(法の別表事項を更に具体化した細目に該当するか)
 - ・ **非公知性**
(現に不特定多数の人に知られていないか)
 - ・ **特段の秘匿の必要性**
(漏えいにより、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか)
- **重要経済安保情報保護活用**法との**整合性**の確保に留意
- **法令違反の事実、又はその隠蔽**を目的とする指定を**禁止**
- 指定の具体的な手続 (例: 指定の理由の記述、表示・通知)
- 有効期間の**設定基準** (例: 毎年策定する計画…2年等) 等

III 特定秘密の指定の満了・延長・解除等

- 有効期間の満了時や指定解除時の具体的な手続
- 有効期間を**30年を超えて延長する場合の指針**
- 保存期間が満了した文書の取扱い
→ 指定の有効期間が過ぎて**30年を超える特定秘密**を記録する行政文書は、指定解除後、**国立公文書館に移管** 等

IV 適性評価の実施

- 基本的な考え方
(**プライバシーの保護**、法に規定された**7項目以外の調査の禁止**、結果の**目的外利用の禁止**、**法の下での平等**)
- 実施体制の確立(例: 適性評価実施責任者の指名)
- **告知書**(※)を交付し、**同意書**(※)の提出を受けて調査を実施
- **質問票**(※)に**本人**が必要事項を記載 (※)各書式は運用基準に別添
- **人事管理情報等**による確認、**公務所等**への照会、**本人への面接**等
- 評価に当たっての基本的考え方・考慮要素
(**個別具体的な事情**を十分に考慮して**総合的に判断**)
- 結果等の通知
- **苦情処理**の具体的手続
- 本人に**事情の変化等が生じていないか**年**1回以上確認**
- 適性評価に関する**個人情報等の管理** 等

V 特定秘密の指定・解除等及び適性評価の実施の適正を確保するための措置

- **内閣保全監視委員会**の設置とその事務内容
(内閣総理大臣による指揮監督を補佐)
- 内閣府**独立公文書管理監**の事務内容
(特定秘密の指定等の**検証・監察・是正**)
- 不適切な特定秘密の指定や、特定秘密の漏えい等の特定秘密保護法等の違反行為に関する**通報窓口の設置**
- 内閣総理大臣や有識者、国会への**報告の内容**
(例: **過去1年間の指定件数**等) 等

VI 本運用基準の見直し

- 常に運用の改善に努めつつ、**5年を目途**に、又は必要に応じ見直しを行い、結果を公表

(出所) 内閣官房資料

(資料3) 重要経済安保情報保護活用法及び重要経済安保情報運用基準の概要

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の概要

趣旨

経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大。重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集・整理・活用することが重要。

重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定め、漏えいの防止を図り、我が国及び国民の安全の確保に資する制度が必要。

概要

1. 重要経済安保情報の指定

重要経済安保情報	重要経済基盤（重要なインフラや物資のサプライチェーン）に関する一定の情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの（具体例：サイバー脅威対策等に関する情報、サプライチェーン上の脆弱性関連情報）
----------	---

- 重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること等当該情報の保護に関し必要な措置を講ずる。
- 指定の有効期限は5年以内。延長可能だが、原則30年を超えることはできない。

2. 重要経済安保情報の提供

- 行政機関の長は、
 - ・他の行政機関が利用する必要があると認めるときは、重要経済安保情報を提供することが可能。
 - ・我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき等には、国会や裁判所等に重要経済安保情報を提供するものとする。
 - ・重要経済基盤の脆弱性の解消等我が国の安全保障の確保に資する活動を促すため、必要があると認めるときは、適合事業者（政令で定める保全基準に適合する事業者）との契約に基づき、重要経済安保情報を提供することが可能。

3. 重要経済安保情報の取扱者の制限

- 重要経済安保情報の取扱いの業務は、適性評価において重要経済安保情報を漏えいするおそれがないと認められた者に制限。

※特定秘密保護法による適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる。

4. 適性評価

- 行政機関の長は、本人の同意を得た上で、内閣総理大臣による調査の結果に基づき漏えいのおそれがないことについての評価（適性評価）を実施（適性評価の有効期間は10年）。

【調査内容】①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項 ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 ③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 ④薬物の濫用及び影響に関する事項 ⑤精神疾患に関する事項 ⑥飲酒についての節度に関する事項 ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

- 評価対象者が、適性評価を実施する行政機関以外の行政機関の長が直近に実施した適性評価（10年を経過していないものに限る。）において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者である場合には、改めて調査することなく（直近の適性評価における調査結果に基づき）適性評価を実施可能。
- 重要経済安保情報を取り扱う適合事業者の従業者についても同様の調査・評価を実施。

5. 罰則

- 重要経済安保情報の漏えい時に、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれを併科する罰則等を整備。

(出所) 内閣府資料

第1章 基本的な考え方

- 運用基準策定の趣旨（政府として講ずべき措置や遵守すべき事項を規定し、運用を統一化）
- 法の拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由等の尊重
- 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用
- 重要経済安保情報を取り扱う者等の責務（保護措置、規範意識等）

第2章 重要経済安保情報の指定

- 指定の要件該当性の判断基準
 - ・重要経済基盤保護情報該当性（法第2条第4項各号を更に具体化した細目に該当するか）
 - ・非公知性（現に不特定多数の人に知られていないか）
 - ・秘匿の必要性（漏えいにより、我が国の安全保障に支障を与える事態が生ずるおそれがあるか）
- 法令違反の事実、又はその隠蔽を目的とする指定を禁止
- 指定の手續（例：指定の理由の記述、表示、周知等）

第3章 重要経済安保情報の指定の満了、延長、解除等

- 指定の有効期間の満了・延長、指定解除の具体的な手續
- 保存期間が満了した行政文書の取扱い（指定の有効期間が通じて30年を超える重要経済安保情報を記録する行政文書は、指定解除後、国立公文書館等に移管等）

第4章 適性評価

- 基本的な考え方（プライバシーの保護、法に規定された7項目以外の調査の禁止、結果の目的外利用の禁止等）
- 適性評価の流れ（評価対象者の同意を前提に、内閣総理大臣による一元的調査の結果に基づき、各行政機関の長が判断）
- 適性評価実施後の措置（適性評価実施後の事情変更の報告等）
- 適性評価に関する個人情報等の管理（目的外利用の禁止等）
- 苦情の申出とその処理、相談窓口の設置（苦情申出者に対する不利益な取扱いの禁止等）

第5章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等

- 適合事業者への提供の流れ（提供する必要がある事業者を選定、事業者からの認定申請に基づき重要経済安保情報を適切に保護できると認められる事業者を適合事業者として認定、契約に基づき重要経済安保情報を提供）
- 適合事業者に保有させる場合の流れ（重要経済安保情報の発生が見込まれる調査研究等を実施する必要がある場合、実施前に事業者の同意を取得した上で、情報を適切に保護できると認められる事業者を適合事業者として認定。契約に基づき調査研究等を実施させ、出現した情報を保有させる）

第6章 重要経済安保情報保護活用法の実施の適正を確保するための措置

- 重要経済安保情報保護活用委員会を内閣府に設置
- 内閣府独立公文書管理監による検証・監察
- 重要経済安保情報の指定・解除等に係る違反行為に関する通報窓口の設置等
- 内閣総理大臣、有識者、国会への報告等

第7章 本運用基準の見直し

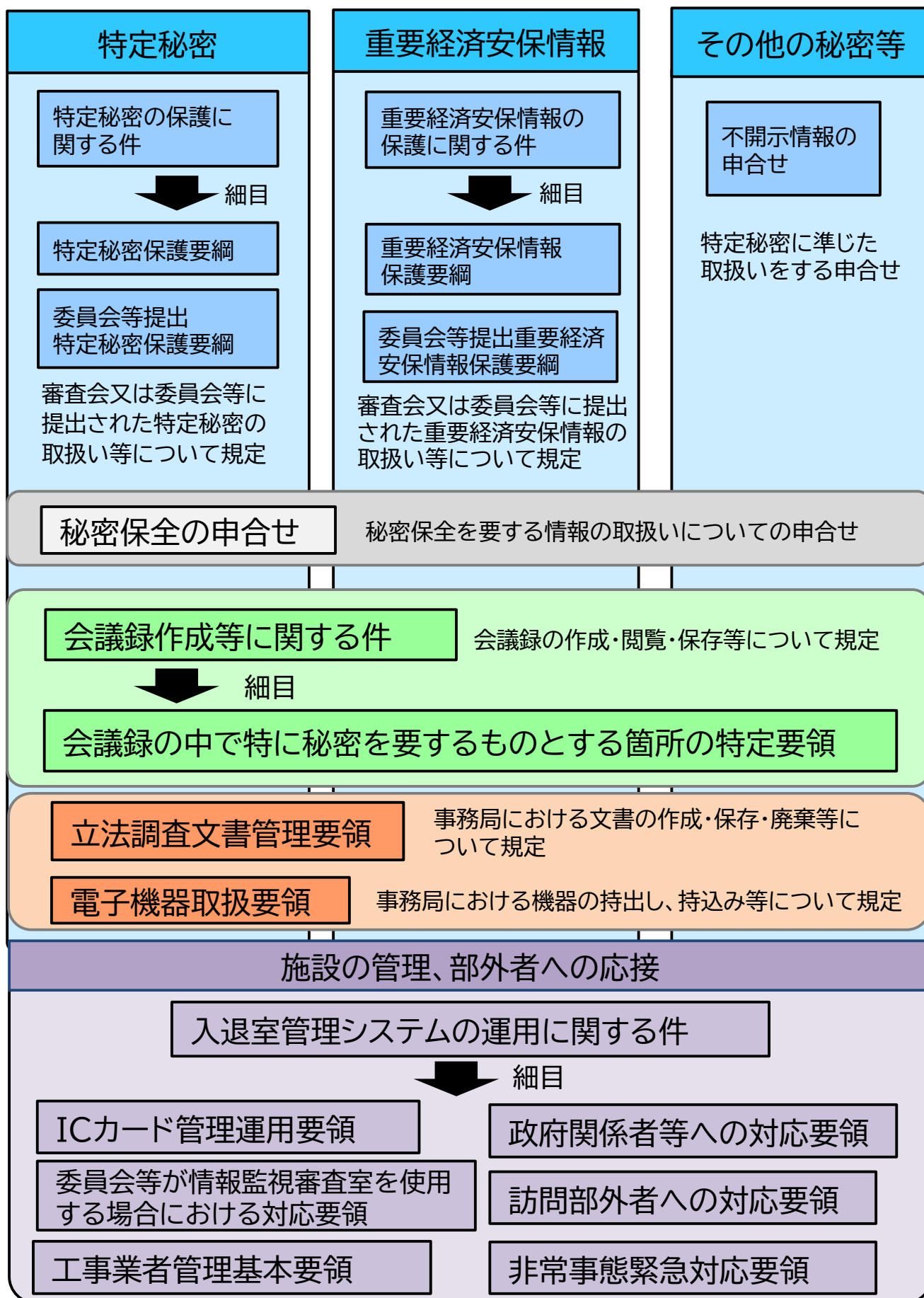
- 常に運用の改善に努めつつ、必要に応じ見直しを行い、結果を公表

（出所）内閣府資料を基に作成

(資料4) 国会法、審査会規程等による保護措置

保護措置	対応する規定
委員の特別な選任方法 (本会議の議決により選任)	審査会規程第3条第1項 審査会規程第3条第3項 審査会規程第6条
宣誓 (他に漏らさないことを誓う旨の宣誓)	審査会規程第4条第1項(委員) 審査会規程第4条第2項(審査を要請した委員長等)
会議の非公開	特定秘密保護法第10条第1項第1号イ 重要経済安保情報保護活用法第9条第1項第1号イ 国会法第102条の15第2項(調査) 国会法第102条の17第3項(審査) 議院証言法第5条の3第3項(審査) 審査会規程第26条
会議録の非公表	審査会規程第29条第4項(各議員には提供しない) 審査会規程第30条(閲覧制限)
会議室 (特定秘密・重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じた施設の設置)	審査会規程第11条(情報監視審査室)
特定秘密・重要経済安保情報の利用者・知得者の制限	国会法第102条の19(委員、審査を要請した委員長等(審査会規程第18条)、審査会事務局職員) 議院証言法第5条の4(委員、審査を要請した委員長等(審査会規程第18条)、審査会事務局職員)
特定秘密・重要経済安保情報の保管	審査会規程第27条(情報監視審査会が保管)
特定秘密・重要経済安保情報の閲覧制限	審査会規程第28条
職員に対する適性評価	国会法第102条の18

(資料5) 保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像



「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」
の概要

特定秘密保護法第19条及び運用基準V5(3)の規定により、政府は、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表することとされており、今回は、令和6年1月1日から同年12月31日までの間を対象期間とする報告・公表を行う。その概要は下記のとおりである。

なお、令和6年末時点で同法上の行政機関は28機関あり、このうち秘密指定権限を有するものは20機関である。

記

1 令和6年中の状況

(1) 特定秘密の指定

令和6年中、8機関で48件の指定が行われた。行政機関別の内訳は、別表1のとおりである。

(2) 指定の有効期間の満了、延長及び解除等

令和6年中、指定の有効期間を満了したものは2機関・10件、延長したものは11機関・388件、指定を解除したものは1機関・1件であった。また、特定秘密を指定している13機関全てが、指定の理由の点検を実施している。

(3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄

令和6年中、国立公文書館等への移管件数は0件、特定行政文書ファイル等の廃棄件数は3機関・403件、緊急廃棄された文書の件数は0件であった。

(4) 違反行為に関する通報の状況

令和6年中に通報窓口寄せられた通報件数は1件であった。

(5) 適性評価

令和6年中の実施件数は26機関・35,839件(このうち適合事業者の従業者は4機関・841件)であった。行政機関別の内訳は、別表2のとおりである。このうち、7件については、特定秘密を漏らすおそれがないとは認められなかった。このほか、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった件数は14件であった。

2 令和6年末時点における状況

(1) 特定秘密の指定

令和6年末時点の総指定件数は13機関・788件である。行政機関別の内訳及び過去5年間の推移は、別表3のとおりである。類型別では、暗号、情報収集衛星及び武器等の仕様、性能等に関するものが計275件と多くなっている。

(2) 指定の有効期間

788件のうち770件に5年の有効期間が設定されている。指定時点からの通算期間は、5年未満であるものが2件、5年以上10年未満であるものが233件、10年以上15年未満であるものが218件、15年以上であるものが335件となる。また、指定を解除すべき条件を設定しているのは200件である。

(3) 特定秘密が記録された行政文書の保有状況

令和6年末時点、特定秘密が記録された行政文書が15機関で計744,774件保有されている。前年末時点より61,933件増加した。

(4) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者

令和6年末時点、適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の総数は26機関・141,723人（このうち、適合事業者の従業者は5機関・5,144人）である。行政機関別の内訳は、別表4のとおりである。

3 制度の適正な運用の確保

(1) 不適正事案の発生及び対応の状況

護衛艦における適性評価の未実施事案等の発覚を発端に、令和6年中に防衛省で全省的な点検を行った結果、類似事案が多数確認されたほか、無許可録音、文書の誤廃棄や不正共有等の不適正事案も判明した。外部への漏えいは確認されなかったが、衆参両院による改善勧告を踏まえ、同省では、保全教育の抜本的改善、関連制度の改正、ヒューマンエラーを防ぐシステムの構築等の再発防止策を取りまとめた。また、他機関でも、これらの反省教訓事項を生かした諸対策を推進した。

(2) 内閣府独立公文書管理監への対応

内閣府独立公文書管理監からの是正の求めに対し、関係行政機関において、特定秘密文書の該当頁に特定秘密の表示をする等の所要の措置を講ずるとともに、内閣官房から必要な通知を発出した。

(3) 情報監視審査会への対応

衆議院情報監視審査会の令和5年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会の年次報告書（令和6年6月）における政府に対する主な指摘事項について、政府の対応を審査会で説明した。

(4) 内閣府独立公文書管理監からの意見

特定秘密を取り扱う者に対して、特定秘密保護法等の内容を十分に理解させ、その責務について再認識させることにより、同法のより一層適正な運用に努められたい、などの意見が出された。

(5) 有識者からの意見

制度の運用一般について、重要経済安保情報保護活用法やサイバー対処能力強化法との関連性、情報・通信技術の利用と制約、通報制度の周知や通報者の保護、適性評価の適正・実効性の確認、国会に対する政府の説明責任などに関する意見が示された。

また、不適正事案について、組織の緩みと緊張感の不足、現場実態に即したミス防止対策、文書管理のプロセスの確認・点検、定期検査の見直しなどに関する意見が示された。

さらに、国会報告文書の構成や内容について、管理体制や有効期間の満了、指定の一部解除、文書の誤廃棄等に関する説明の補足、関係文書のURLの追記等に関する意見が示された。

別表 1 : 令和 6 年中の行政機関別の特定秘密の指定件数

行政機関	指定件数
国家安全保障会議	1 (1)
内閣官房	11 (5)
警察庁	5 (5)
公安調査庁	2 (2)
外務省	1 (1)
海上保安庁	1 (1)
防衛省	26 (21)
防衛装備庁	1 (0)
合計	48 (36)

(注) 括弧内の数値は、年単位等で期間を区切って指定した件数で、内数。

別表 2 : 令和 6 年中の行政機関別の適性評価の実施件数

行政機関	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計
国家安全保障会議	0	0	0
内閣官房	498	179	677
内閣法制局	1	0	1
内閣府	113	0	113
国家公安委員会	0	0	0
警察庁	1,029	0	1,029
警察庁	261	0	261
都道府県警察	768	0	768
金融庁	9	0	9
消費者庁	6	0	6
総務省	59	0	59
消防庁	14	0	14
法務省	7	0	7
出入国在留管理庁	16	0	16
公安調査庁	68	0	68
外務省	365	3	368
財務省	131	0	131
文部科学省	9	0	9
厚生労働省	14	0	14
農林水産省	30	0	30
水産庁	46	0	46
経済産業省	62	0	62
資源エネルギー庁	11	0	11
国土交通省	96	0	96
気象庁	5	0	5
海上保安庁	234	0	234
環境省	9	0	9
原子力規制委員会	15	0	15
防衛省	32,005	297	32,302
防衛装備庁	146	362	508
合計	34,998	841	35,839

別表3：毎年末時点における行政機関別の特定秘密の指定件数（令和2年～6年）

行政機関	令和2年末 時点	令和3年末 時点	令和4年末 時点	令和5年末 時点	令和6年末 時点
国家安全保障会議	7	8	9	10	11
内閣官房	94	102	108	116	127
内閣府	0	0	1	1	1
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	41	45	49	55	57
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	11	11	11	10	10
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	1	1	1	1	1
出入国在留管理庁	1	1	1	1	1
公安調査庁	26	30	32	34	36
外務省	40	41	43	44	44
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	4	4	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	21	22	23	24	25
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	349	375	399	429	448
防衛装備庁	18	19	21	22	23
合計	613	659	702	751	788

別表4：適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の毎年末時点における数（令和4年～6年）

行政機関	令和4年末時点			令和5年末時点			令和6年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	1,909	932	977	2,095	1,065	1,030	2,269	1,163	1,106
内閣法制局	3	3	0	1	1	0	2	2	0
内閣府	118	118	0	117	117	0	181	181	0
警察庁	3,648	3,648	0	3,777	3,777	0	3,842	3,842	0
警察庁	658	658	0	681	681	0	726	726	0
都道府県警察	2,990	2,990	0	3,096	3,096	0	3,116	3,116	0
金融庁	10	10	0	10	10	0	11	11	0
消費者庁	10	10	0	16	16	0	10	10	0
総務省	120	120	0	113	113	0	139	139	0
消防庁	23	23	0	24	24	0	24	24	0
法務省	20	20	0	19	19	0	20	20	0
出入国在留管理庁	47	47	0	50	50	0	49	49	0
公安調査庁	270	270	0	275	275	0	289	289	0
外務省	1,176	1,140	36	1,298	1,262	36	1,461	1,424	37
財務省	257	257	0	290	290	0	335	335	0
文部科学省	94	79	15	79	67	12	60	55	5
厚生労働省	16	16	0	31	31	0	32	32	0
農林水産省	46	46	0	45	45	0	65	65	0
水産庁	42	42	0	48	48	0	46	46	0
経済産業省	166	166	0	167	167	0	175	175	0
資源エネルギー庁	15	15	0	9	9	0	14	14	0
国土交通省	96	96	0	97	97	0	156	156	0
気象庁	12	12	0	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	814	814	0	915	915	0	988	988	0
環境省	10	10	0	10	10	0	11	11	0
原子力規制委員会	39	39	0	21	21	0	36	36	0
防衛省	120,876	119,900	976	122,459	121,302	1,157	127,921	126,634	1,287
防衛装備庁	2,735	906	1,829	3,491	951	2,540	3,575	866	2,709
合計	132,572	128,739	3,833	135,469	130,694	4,775	141,723	136,579	5,144

(資料7)

「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

本報告について

- ・ 報告対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

検証・監察の結果

- (1) 特定秘密の指定
 - ・ 令和7年3月12日に1件、特定秘密の指定については是正を求めた。
 - ・ 特定秘密の指定48件について適正と認めた。
- (2) 特定秘密の指定の有効期間の延長
 - ・ 有効期間の延長57件について適正と認めた。
- (3) 特定秘密の指定の解除
 - ・ 解除3件（一部解除2件を含む。）について適正と認めた。
- (4) 特定秘密の記録とその表示
 - ・ 令和7年3月12日に1件、特定秘密の記録とその表示については是正を求めた。
 - ・ それ以外の43部署による記録とその表示を適正と認めた。
- (5) 特定行政文書ファイル等の保存
 - ・ 令和7年3月12日に1件、立入り制限については是正を求めた。
 - ・ それ以外の43部署による保存を適正と認めた。
- (6) 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
 - ・ 内閣官房4件、公安調査庁2件、防衛省894件及び防衛装備庁3件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
- (7) 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否
 - ・ 令和6年10月24日に1件、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否については是正を求めた。
 - ・ それ以外の14部署について保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないものと認めた。

定量的指標

- ・ 説明聴取、実地調査等の回数：124回
- ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：5,478件
(これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ13,061件)

通報への対応

- ・ 独立公文書管理監の窓口に対して、特定秘密の漏えいに関する通報が1件あった。なお、所要の調査の結果、通報において示された特定秘密の漏えいは確認されなかった。

今後の展望

- ・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

(資料8) 勧告及び行政機関が講じた措置一覧

○「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」

(令和5年2月2日 参議院情報監視審査会決定)(概要)

勧告	「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」(令和5年4月11日防衛大臣より提出)
1. 現職の自衛隊員による退職自衛隊員に対するいわゆる「情勢ブリーフィング」がどの程度行われているのか、また、本事案の他に特定秘密及びその他秘密情報の漏えいが生じた事例がないか、速やかに調査を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 全防衛省職員約25万名を対象として調査した結果、1,466名が元職員からブリーフィングの依頼を受けていた。その上で、同調査の結果、本事案の他に、特定秘密、特別防衛秘密及び秘に該当する情報が漏えいした事実は確認されなかった。
2. 機微な情報を取り扱う立場にある者が、退職自衛隊員に「情勢ブリーフィング」を行う際の厳格な規範を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に機微な情報を取り扱う部署に所属する職員は、元職員に対し、ブリーフィングを実施してはならないこととした。
3. 退職した自衛隊員及び今後退職する自衛隊員に対し、立場を利用して機微な情報提供を求めることがないように防衛省として周知及び教育を徹底すること。	<ul style="list-style-type: none"> 元職員に対しては、秘密情報の提供を職員に求めてはならないこと等について確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて周知することとした。また、今後退職する職員に対して、退職前に、退職後の情報保全上の留意事項に関する教育を実施するとともに、職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないこと等を再認識させるため、誓約書を徴取することとした。
4. 本事案は、自衛隊内の職務上の上司と部下の関係及び遵法精神の欠如に起因して発生していることから、情報保全教育の内容を見直した上で、幹部職員をはじめとする全自衛隊員に対する教育を徹底すること。	<ul style="list-style-type: none"> 情報保全に係る意識の更なる徹底のため、職員が管理者等に補職又は指定された場合、本事案から得られた教訓に基づく保全教育を速やかに実施することとした。また、管理者等以外の職員に対する保全教育についても、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を実施することとした。
5. 退職自衛隊員を含む外部の者及び防衛省・自衛隊内部における円滑な情報交換を過度に制限し、我が国の安全保障政策や自衛隊に対する国民の理解の妨げにならないよう十分に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> 情報保全の徹底を図るとともに、我が国を取り巻く安全保障環境や防衛省の施策等に対する理解促進のため、対外公表資料を用いて、情報発信を積極的に実施することとした。
6. 我が国に対して秘密情報を提供している各国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の対策について丁寧に説明すること。	<ul style="list-style-type: none"> 同盟国を始めとする諸外国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の諸対策について、丁寧に説明を行うこととした。

<p>7. 以上のほか、防衛省は、本事案の重大さについて深刻に受け止め、改めて情報管理の重要性を認識するとともに、実効性ある再発防止策を講じ万全を期すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事案が生起したことを防衛省として深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、防衛大臣通達「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（防防調（防）第181号。令和5年3月31日）」を発し、再発防止の徹底を図ることとした。
---	--

○「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」

（令和6年7月30日 参議院情報監視審査会決定）（概要）

<p>勧告</p>	<p>「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」（令和7年4月14日防衛大臣より提出）</p>
<p>1. 幹部自衛官を始めとする全自衛隊員に対する特定秘密の保全に係る定期的な教育及び習得の確認の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、防衛省・自衛隊における情報保全体制を抜本的に見直すとともに、法律及び規範を遵守する組織風土への改善に向けて全国的に取り組むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年12月に公表した再発防止策の策定に当たり、情報保全教育の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて全国的に取り組むこととした。 ・ 特に、情報保全教育については、従来の保全教育の大半は、制度や規則の解説に主眼を置いた単一の教育資料を使用し、相当程度画一的な教育がなされ、また、教育の到達度の検証が不十分であったこと等を踏まえ、情報保全教育資料を個々の職員の状況に応じた重層的な構造に再編成した。さらに、教育内容の定着度を測定する知識確認試験の導入等に取り組んでいるところである。以上の取組は、教育責任者に指定された審議官・将補級の職員が責任を持って実施する。 ・ 防衛省の情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、令和7年1月に有識者会議を新設した。今後、同年3月に公表された有識者会議の中間提言を踏まえた情報保全教育の改善策を速やかに実行する。 ・ 情報保全に係る各種施策を省横断的に所掌する専従の大臣官房参事官ポストを令和7年4月1日に新設したほか、中央組織と現場部隊等との連携を強化していく。
<p>2. 自衛隊の各部隊において、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間に乖離が生じていないか、徹底的に検証し、是正すること。その上で、今後生じ得るあらゆる事態を常に想定して課題を洗い出した上で、特定秘密保護制度を所管する政府部局とともに解決策を不断に検討し、実施するなど、能動的に取り組むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時においても部隊運用等が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含め、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証し、課題を洗い出すとともに、得られた結果を踏まえて運用改善等を実施する。 ・ このような情報保全措置の改善については、内閣情報調査室とも連携して不断に検証する。

<p>3. 海上自衛隊の艦艇において多数の部内漏えい事案が生じたことを踏まえ、適性評価の対象者選定に当たっては、個別の業務の特性や執務環境を十分考慮し、適性評価の実施を必要とする者の範囲を常時適確に見極めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施するとの考え方にに基づき、評価対象者の範囲を広げ過ぎないように留意しつつ、情報保全区画への立入りが想定される全職員に適性評価を実施する。なお、令和7年3月には、海上自衛隊艦艇の戦闘指揮所（C I C）への立入りが想定される全ての隊員の適性評価を終えている。 ・ 部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との乖離について演習を用いて検証する際、緊急時に部隊運用が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含めて検証する。
<p>4. 人事部署と保全部署の緊密な連携により、職員に対する適性評価実施の有無の確認を徹底した上で、特定秘密取扱職員を指名すること。その際、適性評価に要する期間及び特定秘密を漏えいするおそれがないと認められた職員が他の行政機関に出向した場合の扱いに留意し、適確な措置を講ずること。また、適性評価の実施状況を一元的に管理する体制について、実現可能な計画に基づき速やかに整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事部署と情報保全部局との緊密な連携により、職員に対する適性評価の実施状況の確認の徹底や漏れのない特定秘密取扱職員の指名を実施する。また、他の行政機関から職員が異動した後の適性評価に際しては、防衛省本省と防衛装備庁との間で過去の適性評価における情報を相互に活用できる旨の内部規則の規定が十分に活用されていなかったことを踏まえ、当該規定の適用の判断基準や手続要領等を明確化するよう当該内部規則を改正し、令和7年4月1日に施行した。 ・ 適性評価の申請及び実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの導入を進めており、令和7年3月に一部運用を開始した。今後、情報保全区画への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴等を一元的に管理する機能を段階的に付加する。具体的には、令和11年度に全ての機能の運用を開始できるよう、令和7年度にシステムの持続的運用に向けた調査研究を行うほか、令和8年度には入退室記録及び秘密文書へのアクセス履歴管理を行う機能を付加するための調査研究を実施したい。
<p>5. 特定秘密の保護に係る業務について、特定秘密保護法や関連法規に基づき適正に行われているかどうかの確認を常時徹底すること。その上で、特定秘密の保護の状況に関する定期検査の在り方を抜本的に見直し、漏えい等の事案を早期に認知することができる体制を整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣官房公文書監理官に特定秘密の運用に係る監察業務を付加するとともに、防衛監察本部の年度防衛監察を一層活用する。従来の定期検査に加えてこれらの監察を重層的に行うことにより、特定秘密保護法及びその関連規則の遵守状況等を恒常的に確認する。 ・ 令和7年3月に公表された有識者会議の中間提言を踏まえ、内部規則を改正し、年2回の定期検査の実施の効率化を図るとともに、定期検査を通じて確認された不具合の内容を集約・共有することとし、同年4月1日に施行した。これらのほかの定期検査の改善策についても速やかに実行する。
<p>6. 特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合に、二次漏えいを防止するための保全措置を迅速かつ適切に講じるよう、あらかじめ基</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合の更なる漏えいを防ぐための基本的措置として、例えば、臨時保全教育の実施、特定秘密文書等の搜索や回収等といった具体的行為を列挙する形で内部規則を改正

<p>本的な措置を定めた上で、省内全機関に対し徹底すること。</p>	<p>し、令和7年4月1日に施行した。本措置については、教育等のあらゆる機会を通じて周知徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> これに加え、実際に漏えい事案が発生した場合において、更なる漏えいを防止するために他の機関等でも早急に措置を講ずるべきときは、速やかに通知して措置を講ずる。
<p>7. 特定秘密の漏えいのおそれがある事案等の調査が1か月を超えるなど長期化した場合、証拠隠滅や関係者の記憶の忘却、人事異動等により全容の解明が困難となることから、内部部局、各幕僚監部等が中心となって調査体制を整備し、計画的かつ迅速に調査を実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい事案の発生等を認知した場合には、内部部局と各幕僚監部等との情報保全部局の間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの下、計画的かつ迅速な調査を行うとともに、事務次官及び幕僚長等から構成される防衛省情報委員会の場で事案調査の進捗を管理する。また、漏えい事案等の調査に当たっては、情報保全に係る各種施策を省横断的に所掌する専従の大臣官房参事官の下、情報保全部局間で緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを実施する。
<p>8. 今般確認された事案のほかに、特定秘密の漏えい等が生じた事例がないか、防衛省全体で徹底的に調査すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年8月、他の行政機関から異動してきた職員に対する適性評価の実施状況について全省的な点検を実施した。その結果確認された事案も含む情報保全事案の概要及びこれら事案を含む累次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を同年12月に公表した。
<p>9. 我が国の情報保全体制を万全なものとするため、防衛省が行った事案への対応を含め、特定秘密保護の運用全般について、防衛省外からの意見も踏まえ、高い実効性を伴う取組を行うこと。加えて、今般の事案から得られた教訓が政府全体で共有されるよう、防衛省としても必要な全ての取組を行うこと。また、これらの取組について、審査会に報告すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月に公表された有識者会議の中間提言も踏まえ、情報保全教育及び定期検査を含む制度改正を行い、同年4月1日に施行した。当該有識者会議は、今後、議論の対象を特定秘密保護の運用全般に拡大して討議を継続していくこととしており、引き続き、同会議で示された意見や見解なども踏まえ、順次再発防止策を実行し、かかる取組を通じて、防衛省の特定秘密保護全般について実効性のある抜本的な改善を図っていく。 特定秘密に係る各種事案の根本的原因や再発防止策等については、他の行政機関とも積極的に情報共有を行い、政府全体としての情報保全体制の強化にも貢献していくとともに、これら取組について適時適切に審査会に報告する。
<p>10. 漏えい事案について審査会への報告までに長期間を要した事実を重く受け止め、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階で速やかに報告するとともに、調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を国民に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい事案等の調査に当たっては、情報保全に係る各種施策を省横断的に所掌する専従の大臣官房参事官の下、情報保全部局間で緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを実施する。このような体制の下、審査会への報告及び対外公表についても速やかに実施する。

- | | |
|--|--|
| <p>11. 我が国の情報管理体制について、国民はもとより、同盟国・同志国からの信頼を堅持することが重要な国益であることに鑑み、同盟国である米国及び価値観を共有する同志国の懸念を払拭するため、事案の内容、性質及び再発防止策が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 防衛省として、累次の事案を踏まえた再発防止策等を令和6年12月に公表したところ、これらの取組やその情報開示・説明を通じて国民や同盟国たる米国を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復に努める。 |
|--|--|

**(資料9) 審査会年次報告書における主な指摘事項と政府の対応状況一覧
(過去5年分)**

年次報告書(令和3年12月)における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
<p>以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。</p>	
<p>○ 特定秘密保護制度に関する国民の信頼を高めるためには、本審査会の活動等を通じて監視機能が働いていると国民に理解されることが重要であることを踏まえ、本審査会が機微な情報について行政機関に説明を求めた場合でも、厳格な保護措置を講じている本審査会との信頼関係の中で、必要に応じて不開示情報を含めた説明を行うなど、より一層真摯かつ適切に対応すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、適切かつ真摯な説明を行うよう求めた。 ・ 同年4月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、不開示情報を交えた説明を行うなど、引き続き丁寧な対応を行うよう求めており、各行政機関において適切な対応がなされるものと考えている。
<p>○ 国会から特定秘密の提示を求められても提示されない例外的な事例として、サードパーティールールや人的情報源が特定される情報などが挙げられているところ、過去には提供元から要請があった部分をマスキングするなどの対応をすることで本審査会に提示した例があることに鑑み、例外的な事例というだけで提示困難と判断せず、提示可能な方法がないか追求し、提示に向けて積極的に対応すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、国会法等の規定に基づき適切に対応するよう求めた。 ・ 同年4月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、改めて注意喚起を行った。 ・ 同年2月の内閣衛星情報センターへの委員派遣の際には、審査会からの求めに応じ特定秘密が提示されたと承知している。
<p>○ 多くの特定秘密文書を所定の手続を経ずに廃棄していた事案が複数発生するなど、特定秘密文書を扱う職員の意識や理解の不足を一因とする文書管理上の問題が見られることを踏まえ、不適切な取扱事案が発生した場合には、当該行政機関において徹底的に検証し、それを踏まえた研修等を通じて職員の意識や理解の向上を図るとともに、必要に応じて管理手続を見直すなど、再発防止に向けた取組を進めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、特定秘密文書の管理の強化、職員に対する教育の徹底等、特定秘密の適切かつ厳格な保護について徹底するよう求めた。 ・ 同年4月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、特定秘密文書の管理の強化や特定秘密を取り扱う職員に対する教育の徹底等により、不適切事案の防止の徹底を図り、特定秘密の適正な取扱いに万全を期すことを求めた。また、不適切事案の発生した行政機関における再発防止策を紹介し、保護措置の参考とするよう周知を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、各行政機関における特定秘密の適切かつ厳格な保護を求め、不適切な管理が明らかになった場合には、当該事案に係る発生原因や再発防止策を共有したい。
<p>○ 特定秘密の指定が適切であっても、対象情報の拡大解釈等により過剰に特定秘密文書とされていないかといった懸念があることを踏まえ、特定秘密の新規指定や有効期間の延長があった場合、内閣府独立公文書管理監は検証・監察において、実際に当該特定秘密文書の提示を受け、特定秘密とされる情報が妥当な範囲に収まっているか確認すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、指定の検証・監察に関連して4件の文書を確認した。 実際に文書を確認することによって特定秘密の指定の適否の判断がよりの確になる場合は、実地調査による積極的な文書の確認を行うこととしており、令和4年度の検証・監察においても令和3年度を上回る件数の文書を確認する見込みである。

(出所) 参議院情報監視審査会(令和4年11月2日)における内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監の説明(審査会年次報告書(令和5年6月)掲載)を基に作成

年次報告書(令和4年6月)における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
<p>以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。</p>	
<p>○ 不適切な管理事案が明らかになったことを踏まえ、更なる事案の発生を予防するため、不適切事案が発生した場合は、発生原因と講じた再発防止策についての情報を当該行政機関にとどめることなく、内閣情報調査室が取りまとめて各行政機関と共有すること。また、秘密情報の管理方法に関する他国の優良事例を研究し、実効性の高い取組があれば積極的に各行政機関へ情報提供し、取組を促すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、特定秘密文書の管理の強化、職員に対する教育の徹底等、特定秘密の適切かつ厳格な保護について徹底するよう求めた。 同年4月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、特定秘密文書の管理の強化や特定秘密を取り扱う職員に対する教育の徹底等により、不適切事案の防止の徹底を図り、特定秘密の適正な取扱いに万全を期することを求めた。また、不適切事案の発生した行政機関における再発防止策を紹介し、保護措置の参考とするよう周知を行った。 今後も、各行政機関における特定秘密の適切かつ厳格な保護を求め、不適切な管理が明らかになった場合には、当該事案に係る発生原因や再発防止策を共有したい。 機密情報の管理方法に関する他国の優良事例については調査中であり、参考となる取組があれば共有したい。

<p>○ 運用基準において、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、有効期間を5年とした上で、指定の解除条件を明らかにするよう努めることが求められている中、大半の特定秘密の有効期間が5年に設定され、延長される一方、解除条件が設定されているものが3割にとどまっている状況を踏まえ、解除条件を設定すべき特定秘密に該当するかどうかを厳格に判断するとともに、設定件数の増加を促す取組を進めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、指定の有効期間や解除条件の設定等について、法令や運用基準の趣旨を更に徹底するよう求めた。 ・ 同年4月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、指定の有効期間や解除条件の設定等について、法令や運用基準の趣旨を更に徹底するよう求めた。 ・ 引き続き、関係行政機関に対し、解除条件を設定できるものがないか精査し、設定できるものについては解除条件の設定を求めたい。
<p>○ 本審査会は厳格な保護措置を講じており、特定秘密保護制度の運用状況を監視する本審査会の役割と責務を果たすためには、政府のより一層の情報開示が重要であることを踏まえ、本審査会が行政機関に説明を求めた場合には、不開示情報を含めた具体的な説明を適確に行うなど、真摯かつ適切に対応すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、適切かつ真摯な説明を行うよう求めた。 ・ 同年4月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報室から、不開示情報を交えた説明を行うなど、引き続き丁寧な対応を行うよう求めており、各行政機関において適切な対応がなされるものと考えている。
<p>○ 内閣府独立公文書管理監の指定の有効期間の検証・監察においては、1年以上掛かっているものが数多く見られるところ、延長の判断が適正でないものが含まれている場合、長期間にわたり是正されないままになるため、おおむね1年以内に検証・監察が終わるよう、検証・監察の実効性を高め、必要な体制を整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年中に延長された189件と令和2年中に延長された36件は、令和2年度中に検証・監察を終えることができず、令和3年度内に行った。 ・ 令和3年中に延長された42件は、速やかに検証・監察に着手し、令和3年度内に全ての検証・監察を厳正かつ実効的に行うことができた。 ・ 今後は、これまでに確立した検証・監察の手法について、実効性を確保しつつ、より効率的なものとするべく、計画的に業務を推進し、令和4年中に延長された全ての指定について令和4年度中に検証・監察を完了することを目標に業務に取り組んでいる。

(出所) 参議院情報監視審査会(令和4年11月2日)における内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監の説明(審査会年次報告書(令和5年6月)掲載)を基に作成

年次報告書（令和5年6月）における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
<p>以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。</p>	
<p>○ 防衛省において特定秘密保護法施行後初となる特定秘密の漏えい事案が発覚した。二度とこのような事案が生じないように、防衛省が講じた再発防止策を踏まえ、内閣情報調査室が中心となって特定秘密を取り扱うことができる職員への統一的な研修を実施するなど、より実効的な対策を検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年5月に開催された内閣保全監視委員会において、高市国務大臣から、防衛省における再発防止措置を参考として特定秘密の適正かつ厳格な保護を徹底するよう求めた。また、同年4月に実施した関係行政機関の会議においても、内閣情報調査室から同様の求めを行った。 ・ 内閣情報調査室から特定秘密保護法上の28行政機関に対し、漏えい事案等の不適切事案に焦点を当てた教育資料を作成・提供し、保全教育等に本資料を活用することを求めた。 ・ 防衛省における事案の再発防止措置を参考に、各行政機関において保護措置の改善がなされているかの確認を行うなど、情報漏えいの防止及び特定秘密の適正かつ厳格な保護について政府全体としてより一層取り組んでいく。
<p>○ 海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る防衛省への情報提供は、運用基準に定められた通報として処理されなかった。現行の通報制度は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合を対象としているところ、特定秘密の漏えいについても情報提供を受け付けるよう、制度の改善を検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、運用基準の見直しも視野に入れ、特定秘密の情報漏えいについても運用基準に基づく通報窓口において受け付けるよう制度の見直しを検討していきたい。
<p>○ 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定件数及び特定秘密文書の保有件数の増加、不適切管理事案の続発等の状況に鑑み、厳正さと効率性に留意し、検証・監察の実効性を高めるため、引き続き、検証・監察の体制及び手法の改善に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに蓄積した知見を活用し、実地調査や説明聴取における手法の改善を進めるなど、厳正な検証・監察に留意した上で、必要に応じ業務の効率化を進めている。今後とも、検証・監察の実効性を確保しつつ、更なる改善に取り組んでいく。
<p>○ 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の漏えいを始めとする不適切管理事案が発覚した場合には、職員の規範意識や管理体制といった背景も踏まえ、速やかに関係者からの説明聴取及び実地調査等の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関に対し、改めて、特定秘密保護法等の不遵守事案が認められた場合における速やかな一報を求めるとともに、事案が発生した経緯や背景も踏まえた上で、速やかな説明聴取、実地調査を行う

<p>検証・監察を行うこと。</p>	<p>よう努めている。引き続き、不適切な事案が発生した際の確実な把握と迅速な対応に努めていく。</p>
--------------------	---

(出所) 参議院情報監視審査会(令和5年11月15日)における内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監の説明(審査会年次報告書(令和6年6月)掲載)を基に作成

年次報告書(令和6年6月)における主な指摘事項

<p>主な指摘事項</p>	<p>政府の対応状況</p>
<p>以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。</p>	
<p>1. 特定秘密保護法の施行から10年の節目を迎えるに当たり、これまでの運用において改善すべき点がないか徹底的に検証し、恣意的な指定の防止や国民の知る権利の尊重等に十分留意しつつ、政府全体として特定秘密保護制度の適正な運用を徹底するために必要な措置を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘の趣旨も踏まえ、令和7年中に運用基準の見直しを行う予定である。
<p>2. 防衛省において特定秘密の漏えいを始めとする不適切事案が続発していることは極めて遺憾である。政府においては、我が国の情報保全体制に対する国民及び同盟国・友好国からの信頼を確かなものとするため、法令遵守を徹底するとともに、同種事案の再発を防止するための実効的な措置を早急に講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各行政機関において、業務手順の再点検や保全教育の充実などを実施している。また、迅速な調査や国会への早期報告も指示している。
<p>3. 防衛省における特定秘密漏えい事案について、審査会への報告までに長期間を要した事実を重く受け止め、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階や調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を国民に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。</p>	
<p>4. 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立を踏まえた特定秘密保護法の運用基準における事項の細目の見直しに当たっては、特定秘密に指定できる範囲を4分野(防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止)に限定している趣旨に鑑み、具体的かつ明確に定めること。また、審査会から経済安全保障に係る特定秘密の指定等の状況につい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用基準の見直し等を通じて検討していく。

<p>て説明を求められた際は、真摯かつ適切に対応すること。</p>	
<p>5. 内閣府独立公文書管理監が行う検証・監察については、5年ごとに多くの特定秘密の指定の有効期間の延長が見込まれることや、重要経済安保情報についての検証・監察の実施が予定されること等から、これを厳正かつ実効的に遂行するため、情報保全監察室の体制強化を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度以降新たに重要経済安保情報に係る検証・監察を実施予定であることから、当室の体制強化を図るべく必要な増員を要求している。また、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて、特定秘密について効率的な検証・監察を実施するとともに、重要経済安保情報についても効果的な検証・監察を図ることができるよう取り組んでいく。

(出所) 参議院情報監視審査会(令和6年12月23日)における内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監の説明(審査会年次報告書(令和7年6月)掲載)を基に作成

年次報告書(令和7年6月)における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
<p>以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。</p>	
<p>1. 防衛省は、同省において情報保全事案が相次いで明らかになったことを重く受け止め、令和6年12月に公表した再発防止策に基づく取組や審査会の勧告を受けて講じることとした措置を着実に実行すること。また、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、防衛省の事案を通じて得られた教訓を踏まえ、適性評価の確実な実施や保全教育の内容の見直しなど、適確な再発防止措置を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室としては、防衛省以外の行政機関に対し、同省の事案を通じて得られた教訓事項を共有した上で、適性評価などの業務手順の再点検や、当該教訓事項を盛り込んだ秘密保全教育の実施等を推進するとともに、重大事案を認知した場合の迅速な対処と審査会への早期報告などを求めてきたところである。 その上で、特定秘密運用基準の見直しでは、それら教訓事項を踏まえ、以下の6項目などを規定しており、新たな特定秘密運用基準に沿った取組を通じて、同種事案の再発防止に取り組んでいきたいと考えている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 適性評価の対象者の選定は、執務環境など業務の実態を踏まえて的確に行うとともに、適性評価の要否などを漏れなく確認すること。 ② 特定秘密を取り扱う者は、それを取り扱うことができない者が知得し、誤って取り扱うことのないよう注意すること。 ③ 特定秘密の保護に関する教育において、これまでの不適正事案やそれを踏まえた教訓事項等についても詳細に教

	<p>示し、実施の時期や方法も工夫すること。</p> <p>④ 特定秘密の漏えいなど法令・規則違反に関する通報を広く受け付けること。</p> <p>⑤ 特定秘密の取扱いの業務に対する検査について定期的なものや臨時的なものを組み合わせ、検査項目も随時見直すなど、その実効性の向上を図ること。</p> <p>⑥ 重大な不適正事案の認知時に審査会に早期に報告すること、調査に時間を要するなど早期の報告が困難な場合には適時に中間報告を行うこと。</p> <p>(防衛省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有識者会議から定期検査の見直しについての提言を受け、年2回の検査の効率化を図るよう内部規則を改正し、令和7年4月1日に施行した。特定秘密文書と関係簿冊の突合を年1回に集約し、残り1回を適性評価の実施状況や特定秘密取扱職員への指名状況、可搬記憶媒体の使用に係る証跡確認等を重点項目として設定するなど、メリハリをつけた検査を行い、効率化を図っている。 令和7年度に大臣官房参事官を新設し、これにより、内部部局、各幕僚監部等の情報保全業務を実施する部署間の緊密かつ恒常的な調整・連携体制を構築し秘密保全に係る各種施策を推進している。
<p>2. 出向等により他の行政機関へ異動し、特定秘密を取り扱う業務に従事することとなる行政機関の職員については、異動元で適性評価を実施していた場合であっても異動先において改めて適性評価の実施を要するが、異動元での適性評価において得た情報を提供できる行政機関間の協力に係る既存制度の積極活用を図り、政府全体で円滑な調査の実施・運用を促進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定秘密運用基準の見直しでは、他の行政機関で適性評価を受けたことがある適合事業者の従業者や、重要経済安保情報保護活用法に基づく適性評価を受けたことがある者についても情報共有を図ることができることとしており、適性評価の効率的かつ効果的な実施に向けて、各行政機関に対して積極的な情報共有を促していく。
<p>3. 防衛省本省及び防衛装備庁においては、特定秘密に係る適性評価のほか特別防衛秘密等に係る適格性の確認という独自の制度が運用されており、適性評価を経た職員は約12万人、適格性を保有する職員は約23万人となっている。この中で</p>	<p>(防衛省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年2月、適性評価を経て、特定秘密を取り扱える職員は、秘、特別防衛秘密を取り扱えるよう内部規則を改正し、施行した。これにより、業務の効率化及び適格性の確認に係る作業負担が軽

<p>も適性評価を経た職員の大半が適格性も保有しており、これらの調査事項は全く同一のものであるにもかかわらず、それぞれの調査が別々に実施されているため、調査を繰り返している現場には少なからず負荷となっていることに鑑み、防衛大臣の下、業務の効率化や関係者の負担軽減に取り組むことによって、防衛省本省及び防衛装備庁における情報保全体制を持続可能なものとし、実効性のある運用を確立すること。</p>	<p>減され、持続可能で実効性のある情報保全体制を確立した。</p>
<p>4. 特定秘密は、仮に漏えいした場合、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある極めて機微な情報であることから、いかなる場合でも適切な取扱いが求められる。他方、緊急事態が突発的に生じた場合には、国民の安全を守ることが最重要課題となり、通常とは異なる対応を求められる状況も生じ得る。各行政機関においては、こうした状況に十全に対応することができるよう、適性評価を実施する職員の範囲や地方公共団体の職員等に対する特定秘密の提供の在り方について、不断に検証し、必要な措置を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定秘密運用基準に規定しているとおり、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工して提供することが考えられる。また、特定秘密そのものの提供が不可欠な場合には、特定秘密保護法第10条第1項に基づく、その他公益上の必要による提供のほか、特定秘密運用基準に規定する、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性などが生じた場合の指定の解除が考えられる。 ・ その上で、緊急事態において国民の安全を確保するため、特定秘密を的確に活用していくには、各行政機関において、考えられる様々な状況を想定しながら、それぞれの状況に応じて、保有する特定秘密のうち、どのような情報を、どのように、地方公共団体の職員等を含めどのような範囲の者と共有すべきか、また、それらを踏まえて、あらかじめ適性評価を実施しておくべき職員の範囲などについて具体的に検討し、必要な措置を講じていくことが重要である。 ・ 本指摘を受けて、そうした問題意識を改めて共有したところであり、各行政機関において所要の検討、措置が行われるよう取り組んでいく。
<p>5. 安全保障の領域が経済・技術分野に拡大する中、特定秘密保護制度の運用においても、経済安保関連情報の保全は重大かつ喫緊の課題である。重要経済安保情報保護活用制度との一体的な運用等を通じ、情報保全が適確に行われるよう、特定秘密保護法の運用基準の明確化や補足の要否について不断に検討し、必要に応じ見直しを行うこと。あわせて、政府が</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定秘密運用基準の見直しでは、情報保全の一層の強化を図るため、重要経済安保情報保護活用法が定める重要経済基盤保護情報に該当する情報のうち特定秘密の要件に該当するものについては、重要経済安保情報ではなく特定秘密として指定すべき旨の規定を設けることとしている。引き続き、重要経済安保情報保護活用法を所管する内閣府とも緊密に連携

<p>保有する経済安保関連情報のうち、特定秘密として指定すべきものがないかについて改めて点検を行うこと。</p>	<p>して、両法の整合性の確保された運用に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、本指摘を受けて、各行政機関において、保有する重要経済基盤に関する情報のうち特定秘密として指定すべきものがないか点検を行い、特定秘密として指定すべきものはないとの回答を得ているが、今後とも、重要経済安保情報保護活用法との関係で特定秘密の指定に遺漏のないよう留意していく。
<p>6. 特定秘密の指定の適否等に関する調査において、行政機関側が機微な情報に関する説明を拒む場面があったことは遺憾である。審査会が行政における特定秘密保護制度の運用を適切に監視することが、同制度に対する国民からの信頼の確保につながることを十分に理解するとともに、審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、審査会に対し機微な情報も含めた丁寧な説明をするよう徹底すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各行政機関に対し、特定秘密保護法の適正な運用を確保するための制度の趣旨を繰り返し説明するとともに、審査会に対する積極的な説明や調査への的確な対応を促していく。
<p>7. 内閣府独立公文書管理監による特定秘密及び重要経済安保情報に係る検証・監察を十全に実施するために必要かつ十分な情報保全監察室の体制強化を行うこと。その上で、内閣府独立公文書管理監は、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて効果的・効率的な検証・監察を実施すること。また、新たに重要経済安保情報の指定の適否に係る検証・監察を行うに際し、本来特定秘密に指定すべきものが含まれていないか確認すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査会からの指摘も踏まえ、令和7年度に情報保全監察室の体制強化を図るため、必要な増員を行った。 これまでに情報保全監察室が特定秘密に係る検証・監察において蓄積した知見の活用や手法の改善、必要な教育等を通じ、効果的・効率的な検証・監察が実施できるように取り組んでいくとともに、本指摘を踏まえ、特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の指定要件等の厳正な検証・監察に取り組んでいく。

(出所) 参議院情報監視審査会(令和7年12月8日)における内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監の説明(本報告書13~17頁掲載)並びに参議院情報監視審査会(令和8年3月5日)における防衛省(防衛政策局)の説明(本報告書22~23頁掲載)を基に作成

(資料10) 委員派遣一覧

国会回次	年月日	派遣地	派遣の目的	派遣委員
第189回国会 (常会) 閉会後	平成27年 11月26日	東京都 (内閣衛星情報 センター)	内閣衛星情報センターにおける 特定秘密の指定状況及びその管 理等に関する実情調査	会長 金子 原二郎君 (自民) 石井 準一君 (自民) 上月 良祐君 (自民) 末松 信介君 (自民) 藤本 祐司君 (民主) 荒木 清寛君 (公明) 儀間 光男君 (維新)
第208回国会 (常会)	令和4年 2月8日	東京都 (内閣衛星情報 センター)	内閣衛星情報センターにおける 特定秘密の指定状況及びその管 理等に関する実情調査	会長 水落 敏栄君 (自民) 猪口 邦子君 (自民) こやり 隆史君 (自民) 堀井 巖君 (自民) 古賀 之士君 (立憲) 牧山 ひろえ君 (立憲) 浜田 昌良君 (公明) 浜口 誠君 (民主)
第211回国会 (常会)	令和5年 2月21日	東京都 (内閣衛星情報 センター)	内閣衛星情報センターにおける 特定秘密の指定状況及びその管 理等に関する実情調査	会長 有村 治子君 (自民) 上野 通子君 (自民) こやり 隆史君 (自民) 堀井 巖君 (自民) 牧山 ひろえ君 (立憲) 石川 博崇君 (公明) 高木 かおり君 (維新) 浜口 誠君 (民主)
第213回国会 (常会)	令和6年 2月20日	東京都 (公安調査庁)	公安調査庁における特定秘密の 指定状況及びその管理等に關す る実情調査	会長 有村 治子君 (自民) 石田 昌宏君 (自民) 羽生田 俊君 (自民) 宮崎 雅夫君 (自民) 牧山 ひろえ君 (立憲) 石川 博崇君 (公明) 串田 誠一君 (維教) 浜口 誠君 (民主)
第217回国会 (常会)	令和7年 2月27日	東京都 (防衛省)	防衛省における特定秘密の指定 状況及びその管理等に關する実 情調査	会長 有村 治子君 (自民) 石田 昌宏君 (自民) 羽生田 俊君 (自民) 宮崎 雅夫君 (自民) 古賀 之士君 (立憲) 田名部 匡代君 (立憲) 秋野 公造君 (公明) 串田 誠一君 (維新)
第221回国会 (特別会)	令和8年 5月18日	東京都 (内閣衛星情報 センター)	内閣衛星情報センターにおける 特定秘密の指定状況及びその管 理等に関する実情調査	会長 宮沢 洋一君 (自民) 石田 昌宏君 (自民) 岩本 剛人君 (自民) 森 ゆうこ君 (立憲) 川合 孝典君 (民主) 秋野 公造君 (公明) 石井 苗子君 (維新) 岩本 麻奈君 (参政)

注：いずれも派遣先にて特定秘密の提示を受けた。

(資料11) 提示を受けた特定秘密一覧

提示を受けた特定秘密の 指定の整理番号 (識別番号)	提示要求した特定秘密の内容	行政機関	[提示要求議決日] 提示日	年次報告書 (対象期間)
02g-201412-012-2ニ-012 (官-15) 02g-201501-001-2ニ-001 (官-50) 〔特定秘密が記録されている 文書等としては1件だが、同 文書等に記録されている特 定秘密の件数は2件であっ た。〕	内閣衛星情報センターが収集した 画像情報及びそれを分析して得ら れた情報 〔委員派遣時に内閣衛星情報センターに〕 おいて提示を受けた。〕	内閣官房 〔内閣衛星情 報センター〕	[平27. 11. 18] 平27. 11. 26	平成27年 年次報告書 〔平27. 3. 30 ～平27. 12. 31〕
19-201412-014-4㍑a-001 (警-14)	平成26年までに警察が収集・分析を したことにより得られた国際テロ リズムの実行の意思・能力に関する 情報及びそれを収集する能力に関 する情報(当該特定秘密のうち、外 国の政府等から入手した情報で第 三者への提供が制限されているも のを除く。)	警察庁	[平27. 11. 26] 平27. 12. 3	
11-201412-0012-2ハb-0002 (外-12)	平成26年に外国の政府から国際情 報統括官組織に対し、特定秘密保護 法の規定に相当する措置が講じら れているものとして提供のあった 情報	外務省	[平27. 11. 26] 平27. 12. 3	
18-201412-227-1チa-037 (防-227)	航空自衛隊が保有する戦闘機の性 能に関する情報のうち、F-2A/ B搭載火器管制レーダーのバーン スルーレンジ等に関する定量的デ ータが記録された文書	防衛省	[平27. 11. 26] 平27. 12. 3	
02g-201501-003-2ハb-001 (官-52)	平成27年中に内閣情報調査室が行 った安全保障に関する外国の政府 等との情報協力業務の実施状況及 び同業務を通じて提供された情報 で相手方において特定秘密保護法 の情報保全措置と同等の措置が講 じられる情報が記載された文書等	内閣官房 〔内閣情報 調査室〕	[平31. 1. 31] 平31. 2. 14	年次報告書 (令和元年12月) 〔平30. 12. 1 ～令和. 8. 31〕
02g-201412-007-2ニ-007、 02g-201412-008-2ニ-008、 02g-201412-009-2ニ-009、 02g-201412-010-2ニ-010、 02g-201412-011-2ニ-011、 02g-201412-012-2ニ-012、 02g-201412-013-2ニ-013、 02g-201412-014-2ニ-014、 02g-201412-015-2ニ-015 (官-10～18)	情報収集衛星が特定の時点又は期 間に撮像することができる地理的 範囲に関する情報並びに画像情報 の収集分析対象、画像情報及びそ れを分析して得られた情報並びに 情報収集衛星の識別能力に関する 情報のうち、平成23年から平成26 年の各年中に経済産業省に提供し た情報が記載された文書等	内閣官房 〔内閣衛星情 報センター〕	[平31. 1. 31] 平31. 2. 14	

02g-201412-002-2ニ-002、 02g-201412-003-2ニ-003、 02g-201412-004-2ニ-004、 02g-201412-005-2ニ-005、 02g-201412-006-2ニ-006、 02g-201412-007-2ニ-007、 02g-201412-008-2ニ-008、 02g-201412-009-2ニ-009、 02g-201412-010-2ニ-010、 02g-201412-011-2ニ-011、 02g-201412-012-2ニ-012、 02g-201412-013-2ニ-013、 02g-201412-014-2ニ-014、 02g-201412-015-2ニ-015 (官-5~18)	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成16年から平成26年の各年中に警察庁に提供した情報が記載された文書等			
19-201412-002-3ハ-001、 19-201412-003-3ハ-002、 19-201412-004-3ハ-003、 19-201412-005-3ハ-004、 19-201412-006-3ハ-005、 19-201412-007-3ハ-006、 19-201412-008-3ハ-007、 19-201412-009-3ハ-008、 19-201412-010-3ハ-009、 19-201412-011-3ハ-010、 19-201412-012-3ハ-011 (警-2~12)	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成16年から平成26年の各年中に警察庁が内閣衛星情報センターから提供を受けた情報が記載された文書等	警察庁	[平31.1.31] 平31.2.14	
10-201501-002-4ニb-001 (公-12)	平成27年中に公安調査庁が、テロリズムの防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報	公安調査庁	[令元.5.31] 令元.6.19	
16-201501-001-2ハb-001 (海-16)	平成27年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報(情報の内容のほか、情報源を含む。)で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報	海上保安庁	[令元.5.31] 令元.6.19	
19-201601-003-4ニa-001 (警-27)	平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られた国際テロリズムの実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報	警察庁	[令2.5.29] 令2.6.5	年次報告書 (令和2年11月) (令元.9.1 ~令2.8.31)

19-201601-002-3pa-001 (警-26)	平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報	警察庁	[令3.5.28] 令3.6.4	年次報告書 (令和3年12月) 〔令2.9.1 ～令3.9.30〕
02g-201701-001-2ニ-001、 02g-201901-001-2ニ-001、 02g-202001-001-2ニ-001、 02g-202101-001-2ニ-001 (官-67、82、88、95)	画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報	内閣官房 〔内閣衛星情報センター〕	[令4.2.3] 令4.2.8	年次報告書 (令和4年6月) 〔令3.10.1 ～令4.4.30〕
02g-201412-016-2ニ-016、 02g-201802-007-2ニ-004、 02g-202001-006-2ニ-004 (官-19、80、93)	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報			
02g-202004-007-2ホ-001 (官-94)	情報収集衛星に係る暗号に関する情報 〔委員派遣時に内閣衛星情報センターにおいて提示を受けた。〕			
02g-201412-001-2ニ-001、 02g-201412-002-2ニ-002、 02g-201412-003-2ニ-003、 02g-201412-004-2ニ-004、 02g-201412-005-2ニ-005、 02g-201412-006-2ニ-006、 02g-201412-007-2ニ-007、 02g-201412-008-2ニ-008、 02g-201412-009-2ニ-009、 02g-201412-010-2ニ-010、 02g-201412-011-2ニ-011、 02g-201412-012-2ニ-012、 02g-201501-001-2ニ-001、 02g-201503-006-2ニ-004、 02g-201601-001-2ニ-001、 02g-201801-001-2ニ-001、 02g-202001-001-2ニ-001、 02g-202101-001-2ニ-001、 02g-202201-001-2ニ-001 (官-4、5、6、7、8、9、10、11、 12、13、14、15、50、55、58、74、 88、95、103)	画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報	内閣官房 〔内閣衛星情報センター〕	[令5.2.7] 令5.2.21	年次報告書 (令和5年6月) 〔令4.5.1 ～令5.4.30〕
02g-201412-013-2ニ-013、 02g-201412-015-2ニ-015、 02g-201412-016-2ニ-016、 02g-201703-006-2ニ-004、 02g-201802-007-2ニ-004、 02g-202001-006-2ニ-004 (官-16、18、19、72、80、93)	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報			

02g-202004-007-2ホ-001、 02g-202110-007-2ホ-002 (官-94、101)	情報収集衛星に係る暗号に関する 情報 〔委員派遣時に内閣衛星情報センターに おいて提示を受けた。〕			
10-201412-009-2ニ-005 (公-9) 10-2016*-004-3マa-001、 10-2017*-004-3マa-001 (公-16、20) *は不開示情報	平成26年中に内閣衛星情報センタ ーが安全保障に関して収集した画 像情報及びそれを分析して得られ た情報であって、同年12月26日ま でに公安調査庁が内閣衛星情報セン ターから提供を受けたもの 特定有害活動の実行の意思及び能 力に関する情報で特定有害活動の 計画、方針及び準備に関する情報 や、特定有害活動を行い、又は支援 する団体又は者の動向に関する情 報 〔委員派遣時に公安調査庁において提示 を受けた。〕	公安調査庁	[令6.2.8] 令6.2.20	年次報告書 (令和6年6月) 〔令5.5.1 ~令6.5.31〕
18-201412-046-1ロa-006 18-201604-005-1ロa-002 18-201704-002-1ロa-001 18-201804-002-1ロa-001 18-201904-001-1ロa-001 18-202004-003-1ロa-001 18-202004-004-1ロa-002 18-202104-001-1ロa-001 18-202204-004-1ロa-001 18-202303-007-1ロa-001 18-202404-002-1ロa-001 (防-046、275、293、312、 328、358、359、388、420、 448、475) 18-202404-008-1ロa-006 (防-481) 18-202404-012-1ロa-007 (防-485)	情報本部が収集整理した商用衛星 等の画像データ及び画像情報等 令和6年度に航空自衛隊が収集整 理した通信信号及び電波情報等 船舶の航跡情報 〔委員派遣時に防衛省において提示を を受けた。〕	防衛省	[令7.2.14] 令7.2.27	年次報告書 (令和7年6月) 〔令6.6.1 ~令7.4.30〕
02g-201412-001-2ニ-001、 02g-201412-002-2ニ-002、 02g-201412-003-2ニ-003、 02g-201412-004-2ニ-004、 02g-201412-005-2ニ-005、 02g-201412-006-2ニ-006、 02g-201412-007-2ニ-007、 02g-201412-008-2ニ-008、 02g-201412-009-2ニ-009、 02g-201412-010-2ニ-010、	画像情報の収集分析対象、画像情 報及びそれを分析して得られた情 報並びに情報収集衛星の識別能力 に関する情報	内閣官房 〔内閣衛星情 報センター〕	[令8.3.10] 令8.5.18	年次報告書 (令和8年7月) 〔令7.5.1 ~令8.6.1〕

<p>02g-201412-011-2ニ-011、 02g-201412-012-2ニ-012、 02g-201501-001-2ニ-001、 02g-201503-006-2ニ-004、 02g-201601-001-2ニ-001、 02g-201701-001-2ニ-001、 02g-201801-001-2ニ-001、 02g-201901-001-2ニ-001、 02g-202001-001-2ニ-001、 02g-202101-001-2ニ-001、 02g-202201-001-2ニ-001、 02g-202301-001-2ニ-001、 02g-202401-001-2ニ-001、 02g-202501-001-2ニ-001、 02g-202601-001-2ニ-001 (官－4、5、6、7、8、9、10、 11、12、13、14、15、50、55、 58、67、74、82、88、95、103、 109、117、128、133)</p>				
<p>02g-201412-013-2ニ-013、 02g-201412-014-2ニ-014、 02g-201412-015-2ニ-015、 02g-201412-016-2ニ-016、 02g-201412-017-2ニ-017、 02g-201412-018-2ニ-018、 02g-201412-019-2ニ-019、 02g-201703-006-2ニ-004、 02g-201802-007-2ニ-004、 02g-201806-008-2ニ-005、 02g-202001-006-2ニ-004、 02g-202301-006-2ニ-004、 02g-202401-006-2ニ-004、 02g-202409-010-2ニ-005 (官－16、17、18、19、20、 21、22、72、80、81、93、114、 122、127)</p>	<p>情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報</p>			
<p>02g-202004-007-2ホ-001、 02g-202110-007-2ホ-002 (官－94、101)</p>	<p>情報収集衛星に係る暗号に関する情報</p> <p>〔委員派遣時に内閣衛星情報センターにおいて提示を受けた。〕</p>			

(資料12) 関連年表

○…参議院に関する事項

◇…政府の特定秘密保護制度に関する事項

◆…政府の重要経済安保情報保護活用制度に関する事項

年 月 日	事 項
平成25(2013)年 12. 6	○参議院本会議において特定秘密保護法案が可決・成立
平成26(2014)年 6. 20 10. 14 12. 10	○参議院本会議において国会法等の一部改正案、参議院規則の一部改正案、参議院情報監視審査会規程案が可決・成立 ◇「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を閣議決定 ◇特定秘密保護法施行 ※法第11条（取扱者の制限）は平成27年12月1日施行 ◇特定秘密保護法施行令施行 ○改正国会法等、改正参議院規則、参議院情報監視審査会規程施行 ◇内閣保全監視委員会、内閣府独立公文書管理監及び内閣府情報保全監察室を設置
平成27(2015)年 3. 25 3. 30 6. 22 9. 29 11. 26 12. 3 12. 17	○参議院本会議において情報監視審査会委員8名を選任 ○参議院情報監視審査会が会長に金子原二郎君（自民）を互選 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 ○平成27年度参議院重要事項調査第1班によるベルギー王国、イタリア共和国及びフランス共和国における秘密保全制度、議会による同制度への関与の在り方等に関する実情調査（～10. 7） ○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施（派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた） ○参議院情報監視審査会が警察庁、外務省及び防衛省から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
平成28(2016)年 1. 4 3. 30 4. 6 4. 26 8. 1	○参議院本会議において情報監視審査会委員2名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員2名を選任 ○参議院情報監視審査会が平成27年年次報告書を決定し、山崎参議院議長に提出 ○参議院本会議において、金子会長が平成27年年次報告書の概要等について報告 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 ○参議院本会議において情報監視審査会委員3名の辞任を許可し、欠員中の5名を併せ、新たに情報監視審査会委員8名を選任

	<p>8. 9 ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う</p> <p>9. 26 ○参議院本会議において情報監視審査会委員 3名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 3名を選任</p> <p>○参議院情報監視審査会が会長に中曽根弘文君（自民）を互選</p>
平成29(2017)年	<p>5. 19 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告</p> <p>◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告</p> <p>6. 7 ○参議院情報監視審査会が平成28年年次報告書を決定し、伊達参議院議長に提出</p> <p>6. 9 ○参議院本会議において、中曽根会長が平成28年年次報告書の概要等について報告</p> <p>8. 7 ○議長において情報監視審査会委員 2名の辞任を許可</p> <p>9. 28 ○参議院本会議において情報監視審査会委員 1名の辞任を許可し、欠員中の 2名を併せ、新たに情報監視審査会委員 3名を選任</p>
平成30(2018)年	<p>3. 15 ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う</p> <p>5. 11 ○参議院本会議において情報監視審査会委員 1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 1名を選任</p> <p>5. 18 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告</p> <p>6. 22 ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告</p> <p>10. 4 ○議長において情報監視審査会委員 1名の辞任を許可</p> <p>10. 24 ○参議院本会議において情報監視審査会委員 1名の辞任を許可し、欠員中の 1名を併せ、新たに情報監視審査会委員 2名を選任</p> <p>12. 6 ○参議院情報監視審査会が平成29年年次報告書を決定し、伊達参議院議長に提出</p> <p>12. 10 ○参議院本会議において、中曽根会長が平成29年年次報告書の概要等について報告</p> <p>12. 11 ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う</p>
平成31(2019)年	<p>1. 28 ○参議院本会議において情報監視審査会委員 1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 1名を選任</p> <p>2. 14 ○参議院情報監視審査会が内閣官房及び警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う</p> <p>3. 5 ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う</p>
令和元年	<p>6. 6 ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告</p>

<p>6. 7</p> <p>6. 19</p> <p>8. 1</p> <p>8. 5</p> <p>9. 16</p> <p>10. 4</p> <p>12. 4</p> <p>12. 6</p>	<p>◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告</p> <p>○参議院情報監視審査会が公安調査庁及び海上保安庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員7名の辞任を許可し、欠員中の1名を併せ、新たに情報監視審査会委員8名を選任</p> <p>○参議院情報監視審査会が会長に中曽根弘文君（自民）を互選</p> <p>○参議院本会議において欠員の情報監視審査会委員1名を選任</p> <p>○令和元年度参議院重要事項調査第1班によるアメリカ合衆国及びカナダにおける政府が保有する秘密情報に対する議会の監視活動に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察（～9.21）</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任</p> <p>○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和元年12月）を決定し、山東参議院議長に提出</p> <p>○参議院本会議において、中曽根会長が年次報告書（令和元年12月）の概要等について報告</p>
<p>令和2(2020)年</p> <p>3. 12</p> <p>6. 5</p> <p>6. 16</p> <p>6. 19</p> <p>9. 16</p> <p>10. 26</p> <p>11. 12</p> <p>11. 20</p>	<p>◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う</p> <p>○参議院情報監視審査会が警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う</p> <p>◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告</p> <p>◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を一部変更</p> <p>◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員4名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員4名を選任</p> <p>○参議院情報監視審査会が会長に藤井基之君（自民）を互選</p> <p>○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和2年11月）を決定し、山東参議院議長に提出</p> <p>○参議院本会議において、藤井会長が年次報告書（令和2年11月）の概要等について報告</p>
<p>令和3(2021)年</p> <p>3. 26</p> <p>6. 4</p>	<p>◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う</p> <p>○参議院情報監視審査会が警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う</p>

<p>6. 11</p> <p>6. 24</p> <p>10. 4</p> <p>10. 8</p> <p>12. 6</p> <p>12. 10</p> <p>12. 20</p>	<p>◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告</p> <p>◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を一部変更</p> <p>◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員 1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 1名を選任</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員 1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 1名を選任</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員 2名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 2名を選任</p> <p>○参議院情報監視審査会が会長に水落敏栄君（自民）を互選</p> <p>○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和3年12月）を決定し、山東参議院議長に提出</p> <p>○参議院本会議において、水落会長が年次報告書（令和3年12月）の概要等について報告</p>
<p>令和4(2022)年</p> <p>2. 8</p> <p>3. 23</p> <p>6. 3</p> <p>6. 7</p> <p>6. 8</p> <p>6. 21</p> <p>8. 3</p> <p>10. 3</p> <p>12. 26</p>	<p>○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施（派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた）</p> <p>◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う</p> <p>○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和4年6月）を決定し、山東参議院議長に提出</p> <p>◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告</p> <p>○参議院本会議において、水落会長が年次報告書（令和4年6月）の概要等について報告</p> <p>◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員 2名の辞任を許可し、欠員中の6名を併せ、新たに情報監視審査会委員 8名を選任</p> <p>○参議院情報監視審査会が会長に猪口邦子君（自民）を互選</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員 1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 1名を選任</p> <p>○参議院情報監視審査会が会長に有村治子君（自民）を互選</p> <p>◇防衛省が海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について公表</p>
<p>令和5(2023)年</p> <p>2. 2</p> <p>2. 21</p> <p>3. 22</p>	<p>○参議院情報監視審査会が、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定</p> <p>○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施（派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた）</p> <p>◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う</p>

<p>4. 11</p> <p>6. 2</p> <p>6. 5</p> <p>6. 16</p> <p>6. 27</p> <p>9. 15</p> <p>10. 20</p>	<p>◇防衛大臣が、参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」を提出</p> <p>○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和5年6月）を決定し、尾辻参議院議長に提出</p> <p>○参議院本会議において、有村会長が年次報告書（令和5年6月）の概要等について報告</p> <p>◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告</p> <p>◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告</p> <p>○議長において情報監視審査会委員3名の辞任を許可</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、欠員中の3名を併せ、新たに情報監視審査会委員4名を選任</p>
<p>令和6(2024)年</p> <p>1. 25</p> <p>1. 26</p> <p>2. 20</p> <p>3. 12</p> <p>4. 26</p> <p>5. 10</p> <p>6. 12</p> <p>6. 14</p> <p>6. 18</p> <p>6. 24</p> <p>7. 12</p> <p>7. 30</p> <p>10. 1</p> <p>10. 24</p> <p>11. 11</p> <p>11. 28</p>	<p>○議長において情報監視審査会委員1名の辞任を許可</p> <p>○参議院本会議において新たに情報監視審査会委員1名を選任</p> <p>○参議院情報監視審査会が委員派遣（公安調査庁（東京都））を実施（派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた）</p> <p>◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う</p> <p>◇防衛省が海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案について公表</p> <p>○参議院本会議において重要経済安保情報保護活用法案が可決・成立</p> <p>○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和6年6月）を決定し、尾辻参議院議長に提出</p> <p>○参議院本会議において、有村会長が年次報告書（令和6年6月）の概要等について報告</p> <p>◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告</p> <p>◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告</p> <p>◇防衛省が特定秘密漏えい事案等について公表</p> <p>○参議院情報監視審査会が、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任</p> <p>◇内閣府独立公文書管理監が是正の求めを行う</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員3名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員3名を選任</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任</p>

12. 27	◇防衛省が「防衛省における特定秘密に係る情報保全事案の総括及び再発防止策の再構築について」を公表
令和7(2025)年	
1. 24	○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員1名を選任
1. 31	◆「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」を閣議決定
2. 27	○参議院情報監視審査会が委員派遣(防衛省(東京都))を実施(派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた)
3. 12	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
4. 14	◇防衛大臣が、参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」を提出
5. 9	○参議院本会議において国会法等の一部改正案、参議院規則の一部改正案、参議院情報監視審査会規程の一部改正案が可決・成立
5. 16	◆重要経済安保情報保護活用法施行 ◆重要経済安保情報保護活用法施行令施行 ○改正国会法等、改正参議院規則、改正参議院情報監視審査会規程施行
6. 6	○参議院情報監視審査会が年次報告書(令和7年6月)を決定し、関口参議院議長に提出
6. 13	○参議院本会議において、有村会長が年次報告書(令和7年6月)の概要等について報告
6. 17	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告
6. 27	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
8. 1	○参議院本会議において情報監視審査会委員4名の辞任を許可し、欠員中の4名を併せ、新たに情報監視審査会委員8名を選任 ○参議院情報監視審査会が会長に有村治子君(自民)を互選
10. 21	○参議院本会議において情報監視審査会委員3名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員3名を選任 ○参議院情報監視審査会が会長に宮沢洋一君(自民)を互選
12. 26	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を一部変更 ◇防衛省が「防衛省における特定秘密に係る情報保全事案について」を公表
令和8(2026)年	
3. 17	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
5. 18	○参議院情報監視審査会が委員派遣(内閣衛星情報センター(東京都))を実施(派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた)

【関連条文】

○国会法（昭22法79）（抄）	97
○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭22法225）（抄）	100
○参議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄）	102
○参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決、令和7年5月9日最終改正）	103
○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定、令和2年5月29日最終改正）	107
○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱（平成27年6月17日参議院情報監視審査会会長決定、令和7年6月4日最終改正）	108
○参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護に関する件（令和7年6月4日参議院情報監視審査会決定）	115
○参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護要綱（令和7年6月4日参議院情報監視審査会会長決定）	116
○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定、令和7年6月4日最終改正）	123
○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領（平成27年8月31日参議院情報監視審査会会長決定、令和7年6月4日最終改正）	126
○秘密保全の「申合せ」（令和7年6月4日参議院情報監視審査会運営協議会合意）	126
○不開示情報の「申合せ」（令和7年6月4日参議院情報監視審査会運営協議会合意）	127
○委員会又は調査会が特定秘密又は重要経済安保情報の提供を受ける場合の保護措置に関する申合せ（令和7年5月16日参議院議院運営委員会理事会合意）	127
○委員会又は調査会が提出を受けた特定秘密の保護要綱（平成30年12月6日参議院情報監視審査会会長決定、令和7年6月4日最終改正）	128
○委員会又は調査会が提出を受けた重要経済安保情報の保護要綱（令和7年6月4日参議院情報監視審査会会長決定）	131
○特定秘密の保護に関する法律（平25法108）（抄）	134
○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令6法27）（抄）	136

○国会法（昭22法79）（抄）

※便宜、項番号を付した。

第5章 委員会及び委員

第52条 委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。

- 2 委員会は、その決議により秘密会とすることができる。
- 3 委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第5章の2 参議院の調査会

第54条の4 調査会については、第20条、第47条第1項、第2項及び第4項、第48条から第50条の2まで、第51条第1項、第52条、第60条、第69条から第73条まで、第104条から第105条まで、第120条、第121条第2項並びに第124条の規定を準用する。

2 (略)

第6章 会議

第62条 各議院の会議は、議長又は議員10人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第63条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第7章 国務大臣等の出席等

第69条 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。

- 2 内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。

第70条 内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

第71条 委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。

第72条 委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

- 2 最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができる。

第11章の4 情報監視審査会

第102条の13 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査するとともに、行政における重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除、適性評価（重要経済安保情報保護活用法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施並びに適合事業者の認定（重要経済安保情報保護活用法第18条第1項に規定する適合事業者の認定をいう。）の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第1項（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密又は重要経済安保情報の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長及び重要経済安保情報保護活用法第2条第2項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第102条の14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第19条の規定による報告及び重要経済安

保情報保護活用法第19条の規定による報告を受ける。

第102条の15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出（提示を含むものとする。以下第104条の3までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 前項の場合における特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「第102条の15第1項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「、第10条」とあるのは「、第10条（国会法第102条の15第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、重要経済安保情報保護活用法第9条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「第102条の15第1項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第23条第2項中「、第9条」とあるのは「、第9条（国会法第102条の15第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3 行政機関の長が第1項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密又は重要経済安保情報の提出をする必要がない。

4 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密又は重要経済安保情報の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密又は重要経済安保情報の提出をする必要がない。

5 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密又は重要経済安保情報の提出をしなければならない。

第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第102条の17 情報監視審査会は、第104条の2（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

2 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

3 前項の場合における特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「第102条の17第2項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「、第10条」とあるのは「、第10条（国会法第102条の17第3項の規定により読み替えて適用する場合を含

む。）」と、重要経済安保情報保護活用法第9条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「第102条の17第2項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第23条第2項中「、第9条」とあるのは「、第9条（国会法第102条の17第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

4 第102条の15第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が第2項の求めに応じない場合について準用する。

5 情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

6 第102条の15第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「その特定秘密又は重要経済安保情報の提出」とあり、並びに同条第5項中「先に求められた特定秘密又は重要経済安保情報の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

7 情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

第102条の18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密及び重要経済安保情報を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）においてその事務を行つた場合に特定秘密及び重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

第102条の19 第102条の15及び第102条の17の規定により、特定秘密又は重要経済安保情報が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密又は重要経済安保情報は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第102条の20 情報監視審査会については、第69条から第72条まで及び第104条の規定を準用する。

第102条の21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第12章 議院と国民及び官庁との関係

第104条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

第104条の2 各議院又は各議院の委員会が前条第1項の規定によりその内容に特定秘密又は重要経済安保情報である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第2項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第3項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長

がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第104条の3 第104条の規定により、その内容に特定秘密又は重要経済安保情報である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第15章 懲罰

第121条 (略)

2 委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

3 (略)

附 則 (国会法等の一部を改正する法律) (平成26年法律第86号)

1・2 (略)

(検討)

3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭22法225)(抄) ※便宜、項番号を付した。

第1条 各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出(提示を含むものとする。以下同じ。)を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。

第5条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員(國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官以外の国会議員を除く。以下同じ。)である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。

2 当該公務所又はその監督庁が前項の承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその議院若しくは委員会又は合同審査会において受諾し得る場合には、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院若しくは委員会又は合同審査会は、更にその証言又は書類の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

4 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、証人は、先に要求された証言をし、又は書類を提出しなければならない。

第5条の2 各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第1条の規定によりその内容に特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)若しくは重要経済安保情報(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。)第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。)である情報が含まれる証言又は特定秘密若しくは重要経済安保情報である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員

であつた証人に求めた場合において、これらの証言又は書類に係る特定秘密の指定（特定秘密保護法第3条第1項の規定による指定をいう。）又は重要経済安保情報の指定（重要経済安保情報保護活用法第3条第1項の規定による指定をいう。）をした行政機関の長（特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長又は重要経済安保情報保護活用法第2条第2項に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。）が前条第2項の規定により理由を疎明して同条第1項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、同条第3項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院（両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院）の情報監視審査会に対し、行政機関の長が同条第1項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第5条の3 情報監視審査会は、前条の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

2 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

3 前項の場合における特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の3第2項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「、第10条」とあるのは「、第10条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の3第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、重要経済安保情報保護活用法第9条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の3第2項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第23条第2項中「、第9条」とあるのは「、第9条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の3第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

4 行政機関の長が第2項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密又は重要経済安保情報の提出をする必要がない。

5 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密又は重要経済安保情報の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密又は重要経済安保情報の提出をする必要がない。

6 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密又は重要経済安保情報の提出をしなければならない。

7 情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の求めに応じて第5条第1項の承認をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その承認を求める証言又は書類の範囲を限定して行うことができる。

8 第4項から第6項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、第4項及び第5項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「その特定秘密

又は重要経済安保情報の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と、第6項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「先に求められた特定秘密又は重要経済安保情報の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と読み替えるものとする。

9 情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に対して通知するものとする。

第5条の4 前条の規定により、特定秘密又は重要経済安保情報が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密又は重要経済安保情報は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第5条の5 第1条の規定により、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に特定秘密若しくは重要経済安保情報である情報が含まれる証言がされ、又は特定秘密若しくは重要経済安保情報である情報を記録する書類が提出されたときは、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

○参議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄）

※便宜、項番号を付した。

第7章 委員会

第1節 通則

第37条 委員会は、議院の会議中は、これを開くことができない。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第38条 （略）

2 委員の3分の1以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。

3 委員長は、委員会の開会、休憩又は散会を宣告する。

第42条の2 委員会が審査又は調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は、国务大臣又は内閣官房副長官、副大臣若しくは大臣政務官に対して行う。

第42条の3 委員会は、前条の規定にかかわらず、行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出席を求め、その説明を聴く。

2 委員会が政府参考人の出席を求めるには、当該公務所を通じて行う。

第43条 委員長は、委員会を代表して意見を述べるため、他の委員会又は調査会に出席して、発言することができる。

第5節 特別委員会

第80条 特別委員長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじでこれを定める。但し、投票によらないで、動議その他の方法により選任することができる。

2 委員長の選挙を終るまで、委員会に関する事務は、委員中の年長者がこれを行う。

3 特別委員長の辞任は、委員会がこれを許可する。

第10章 会議録

第156条 会議録には、速記法によつて、すべての議事を記載しなければならない。

第157条 国会法に特別の規定があるもの、特に議院の議決を経たもの及び議長において必要と認めたものは、これを会議録に掲載する。

第158条 発言した議員は、会議録について、各議員への提供がなされた日の翌日の午後5時まで、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。国务大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、政府特別補佐人その他会議において発言した者について、また、同様とする。

2 会議録に記載した事項及び会議録の訂正に対して、議員が異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いず、議院に諮りこれを決する。

第13章 国民及び官庁との関係

第180条の2 (略)

2 委員会が、委員を派遣しようとするときは、派遣の目的、委員の氏名、派遣地、期間及び費用を記載した要求書を議長に提出しなければならない。

第181条 委員会が審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求めようとする場合は、議長を経て、これを求めなければならない。

第181条の3 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）又は重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧（視聴を含む。次項において同じ。）をすることができる。

2 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密又は重要経済安保情報については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

3 第1項の規定は議院の審査又は調査の事務を行う職員について、前項の規定は委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、第1項及び前項中「審査又は調査」とあるのは「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

第186条 委員会は、審査又は調査のため、参考人の意見を聴くことができる。

2 委員会が参考人の出席（情報通信技術を利用する方法による出席を含むものとする。）を求めるには、議長を経なければならない。

第17章 傍聴

第224条 議長は、必要と認めたときは、衛視又は警察官をして傍聴人の身体検査をさせることができる。

第225条 銃器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者その他議長において取締上必要があると認めた者は、傍聴席に入ることができない。

第226条 議長は、取締のため必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

第227条 傍聴人は、傍聴券又は傍聴章を衛視に示し、その指示に従わなければならない。

第228条 傍聴人は、議長が定める傍聴規則を遵守しなければならない。

第229条 傍聴人は、いかなる事由があつても、議場に入ることができない。

第230条 秘密会議を開く議決があつたため若しくは傍聴席が騒がしいため、すべての傍聴人を退場させるとき又は議事を妨害した傍聴人を退場させるときは、議長は、衛視をしてその命令を執行させる。

第18章 懲罰

第234条 会議又は委員会においての外、議院内部において、懲罰事犯があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付託する。

第236条 国会法第63条により公表しないもの又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密若しくは重要経済安保情報を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

2 秘密会の記録の中でその委員会において特に秘密を要するものと決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密若しくは重要経済安保情報を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

第237条 委員長が懲罰事犯と認めない事件についても、議員は、懲罰の動議を議院に提出することができる。

○参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決、令和7年5月9日最終改正）

（設置の趣旨）

第1条 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下この条において「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査するとともに、行政における重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下この条において「重要経済安保情報保護活用法」という。）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除、適性評価（重要経済安保情報保護活用法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施並びに適合事業者の認定（重要経済安保情報保護活用法第18条第1項に規定する適合事業者の認定をいう。）の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密又は重要経済安保情報の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長及び重要経済安保情報保護活用法第2条第2項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

（委員数）

第2条 情報監視審査会は、8人の委員で組織する。

（委員）

第3条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第4条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分並びに情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密及び重要経済安保情報について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第17条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分並びに情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密及び重要経済安保情報について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第5条 委員がその任を辞そうとするときは、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密若しくは重要経済安保情報を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第3条第1項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第6条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

（会長）

第7条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 参議院規則第80条の規定は、会長について準用する。

第8条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う。

（開会）

第9条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第10条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 参議院規則第38条第2項の規定は情報監視審査会の開会について、同条第3項の規定は情報監視審

査会の開会、休憩又は散会について準用する。

(情報監視審査室)

第11条 情報監視審査会は、特定秘密及び重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

(定足数)

第12条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

(表決)

第13条 情報監視審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査)

第14条 情報監視審査会が議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

(委員の発言)

第15条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

(議長及び副議長の出席及び発言)

第16条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

(審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言)

第17条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）又は調査会長及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに参議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する参議院議員である理事のうちから互選された理事1人」と、「委員長（常任委員長を除く。）又は調査会長及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 第1項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、参議院規則第80条第1項の規定を準用する。

(特定秘密又は重要経済安保情報を利用し、又は知ることができる者の範囲)

第18条 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

(委員の派遣)

第19条 情報監視審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができる。

2 参議院規則第180条の2第2項の規定は、委員の派遣について準用する。

(特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示)

第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため、行政機関の長に対し必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(勧告)

第21条 情報監視審査会は、行政機関の長に対し調査又は審査の結果に基づき勧告を行おうとするときは、議長を経て、これを行わなければならない。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について報告を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(報告書の提出及び公表)

第22条 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

(会議の秩序保持)

第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(休憩及び散会)

第24条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩又は散会を宣告することができる。

(懲罰事犯の報告等)

第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めるときは、これを議長に報告し処分を求める。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密若しくは重要経済安保情報を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

3 参議院規則第237条の規定は、前2項の懲罰事犯について準用する。

(傍聴)

第26条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 前項の規定にかかわらず、情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。

3 会長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

4 情報監視審査会の傍聴については、参議院規則第224条から第230条までの規定を準用する。

(特定秘密又は重要経済安保情報の保管)

第27条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは調査会若しくは両議院の合同審査会(会長が参議院議員であるものに限る。)に提出された特定秘密又は重要経済安保情報は、情報監視審査会において保管するものとする。

(特定秘密又は重要経済安保情報の閲覧)

第28条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密又は重要経済安保情報については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧(視聴を含む。)をすることができる。

2 前項の規定は、第31条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(会議録)

第29条 情報監視審査会においては、その会議録を作成する。

2 会議録は、会長又は当日の会議を整理した委員がこれに署名し、第31条第1項の事務局に保存する。

3 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

4 会議録は、各議員には提供しない。

5 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、各議員に提供する。ただし、第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、これを掲載しない。

6 参議院規則第156条から第158条までの規定は、会議録について準用する。

第30条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員は、正当な理由があると会長が認めるときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、情報監視審査会の会議録の閲覧をすることができる。

3 前項の規定は、次条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(事務局)

第31条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長1人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第32条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(準用)

第33条 参議院規則第37条、第42条の2から第43条まで、第181条、第186条及び第234条の規定は、情報監視審査会について準用する。

[附則省略]

○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定、令和2年5月29日最終改正）

(趣旨)

第1条 本件は、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）が調査又は審査のため行政機関の長に対し提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。

2 審査会における特定秘密の保護に関しては、国会法（昭和22年法律第79号）、参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）及び国会職員法（昭和22年法律第85号）並びに特定秘密保護法に定めるもののほか、別に定めるものを除き、本件の定めるところによるものとする。

(審査会に提出がされた特定秘密の保護措置)

第2条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密を適切に保護するために、次に掲げる措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 特定秘密の提出等の記録の作成及び特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）又は通知であって、審査会の調査又は審査に支障のない範囲内であるもの

(2) 審査会において特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名

(3) 特定秘密を利用し、又は知る者の範囲の制限

(4) 審査会の事務を行う職員に対する特定秘密の保護に関する教育

(5) 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置

(6) 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限

(7) 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限

(8) 前2号に掲げるもののほか、特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第4条に規定する特定秘密文書等をいう。第10号及び第11号において同じ。）の作

- 成、閲覧、返却、運搬、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
- (9) 特定秘密の保護の状況の検査
 - (10) 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
 - (11) 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該特定秘密文書等に係る特定秘密の提出をした者に対する報告、被害の発生の防止その他の措置
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして会長が定める措置（議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置）

第3条 行政機関の長から議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、前条の規定の例によるものとする。
（会長への委任）

第4条 本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。
〔附則省略〕

○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱（平成27年6月17日参議院情報監視審査会会長決定、令和7年6月4日最終改正）

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
 - 第2章 特定秘密の提出等（第5条－第12条）
 - 第3章 提出特定秘密の取扱い
 - 第1節 提出特定秘密の保護のための環境整備（第13条－第19条）
 - 第2節 特定秘密文書等の作成等（第20条・第21条）
 - 第3節 特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等（第22条－第28条）
 - 第4節 特定秘密文書等の保管等（第29条－第32条）
 - 第5節 検査（第33条）
 - 第6節 紛失時等の措置（第34条）
 - 第4章 議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置（第35条）
 - 第5章 補則（第36条）
- 附則

第1章 総則
（趣旨）

第1条 この要綱は、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（特定秘密の保護に関する業務の管理）

第2条 参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する業務は、審査会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が管理する。

2 事務局長は、その管理する特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。）第4条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、審査会において特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

3 事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員（これを「臨時代行職員」という。）を、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

(職員の範囲の制限)

第3条 事務局長及び事務局の職員のうちからの審査会において特定秘密を知ることができる職員（以下「特定秘密知得職員」という。）の範囲の決定は、係単位、職名単位等その取扱いの実情に応じた方法により行い、その範囲を最小限にとどめるものとする。

2 事務局長は、前項の特定秘密知得職員の範囲を、書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

(保全教育)

第4条 事務局長は、特定秘密知得職員に対し、特定秘密を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

2 前項の教育は、特定秘密知得職員が少なくとも年1回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。

3 事務局長は、新たに特定秘密知得職員となることとされる者については、あらかじめ、第1項の教育を受講させるように努めるものとする。

第2章 特定秘密の提出等

(特定秘密の提出等の記録)

第5条 事務局長は、審査会が国会法（昭和22年法律第79号）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）の規定により調査又は審査のため提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から提出を受けた特定秘密（以下「提出特定秘密」という。）について、提出特定秘密管理簿に、特定秘密の提出者及び提出の年月日並びに特定秘密保護法施行令第15条の規定により通知される当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日その他の必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

2 提出特定秘密管理簿は、事務局長が管理するものとする。

3 提出特定秘密管理簿の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

4 情報の保護上、特段の必要がある提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿は、他の提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該提出特定秘密管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

(特定秘密の表示等)

第6条 事務局長は、提出特定秘密に係る特定秘密文書等（特定秘密保護法第3条第2項第1号により特定秘密表示（特定秘密保護法施行令第4条に規定する特定秘密表示をいう。以下同じ。）がされているものを除く。）に、特定秘密表示をするものとする。

2 特定秘密表示は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

(2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

3 特定秘密表示を特定秘密を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「特定秘密文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただ

し、当該表紙に特定秘密表示がある場合は、この限りでない。

- 4 特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、特定秘密表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。
- 5 第2項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（第34条第1項第3号において単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、特定秘密表示に加え、第2項各号に定める方法と同様の方法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。
- 6 前項本文の規定にかかわらず、当該特定秘密文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、同項本文の規定による表示をすることを要しない。
- 7 第2項第1号又は第3号に定めるところにより行う特定秘密表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的理由がある場合においては、この限りでない。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第7条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第7条第1項第2号口の規定により当該特定秘密の指定の有効期間が満了した旨の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

（2）提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

- 2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第8条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第8条第1号口の規定により当該特定秘密の指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該有効期間が満了する年月日の通知があったときは、事務局長は、提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を記載し、又は記録するものとする。

- 2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、当該特定秘密の適切な保護に支障を生じないように配慮した上で、適切な措置を講ずるものとする。

（指定の解除に伴う措置）

第9条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第10条第1項第2号口の規定により当該特定秘密の指定を解除した旨及びその年月日の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

（2）提出特定秘密管理簿に当該指定が解除された旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

- 2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

（特定秘密表示の抹消）

第10条 第7条第1項第1号及び前条第1項第1号の特定秘密表示の抹消は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

（1）特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法

（2）特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分

を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法

- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

(指定有効期間満了表示)

第11条 第7条第1項第1号の指定有効期間満了表示は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。
- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

(指定解除表示)

第12条 前条の規定は、第9条第1項第1号の指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

第3章 提出特定秘密の取扱い

第1節 提出特定秘密の保護のための環境整備

(立入制限)

第13条 事務局長は、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の提出特定秘密が取り扱われる場所について、提出特定秘密を適切に保護するために必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、事務局長の許可を受けた者は、この限りでない。

- 2 前項の規定により立入りを禁止した場合には、事務局長は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(機器持込制限)

第14条 事務局長は、管理区域内の必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。以下この項において同じ。）の持込み（次項及び第3項において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合において、会長の許可を受けた者が会長の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込むときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定は、委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者への対応要領（平成30年12月6日参議院情報監視審査会会長決定）1（2）に規定する委員等関係者（同対応要領2（2）に基づき会長が管理区域への入場を許可した者に限る。）による機器持込みについて準用する。この場合において、同項ただし書中「会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合」とあるのは、「特定秘密の提出を受けた委員会又は調査会の委員長又は調査会長の申出に基づき会長が当該委員会又は調査会の運営上特に必要と認めた場合」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定により機器持込みを禁止した場合には、事務局長は、同項の規定により指定した場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

(監視による措置の要請)

第15条 会長は、審査会の秩序保持その他審査会の運営上必要があると認められるときは、第13条第2

項及び前条第3項の措置について、衛視をして行わせるよう、議長に要請するものとする。

(特定秘密文書等の保管容器等)

第16条 特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

2 特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

3 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第19条第1項において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第18条第2項及び第4項において同じ。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

4 前3項の規定によることができない場合における特定秘密文書等の保管は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

(提出特定秘密の保護のための施設設備)

第17条 事務局長は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の提出特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

(提出特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第18条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密知得職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するために必要な措置が講じられたものとして事務局長が認めたものにより取り扱うものとする。

2 事務局長は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したことの記録を保存するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、参議院情報セキュリティポリシーを厳格に適用し、情報の取扱いに関して適切な対応をとるものとする。

4 特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等管理簿)

第19条 事務局長は、特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、受領、返却その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を備えるものとする。

2 事務局長は、特定秘密文書等について、提出特定秘密の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号（特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第21条及び第29条第2項において同じ。）、作成又は受領の年月日及び返却先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

3 特定秘密文書等管理簿の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿は、他の特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該特定秘密文書等管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

第2節 特定秘密文書等の作成等

(特定秘密文書等の作成)

第20条 特定秘密文書等の作成をするときは、作成をする特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

(登録番号の表示)

第21条 事務局長は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示（第6条第3項の規定による記載をしている場合は当該記載）の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。
- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

第3節 特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等

(閲覧の承認等)

第22条 参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）第28条の規定により特定秘密文書等の閲覧（視聴を含む。以下この条において同じ。）をするときは、文書をもって会長の承認を得るものとする。

- 2 会長の承認を得た者が特定秘密文書等の閲覧をするときは、事務局長は、特定秘密文書等管理簿に、当該閲覧をする者の氏名等の記載又は記録を受けるなど閲覧の記録を残すものとする。
- 3 特定秘密文書等の閲覧は、特定秘密知得職員（当該特定秘密文書等を閲覧する者以外の特定秘密知得職員に限る。）が立ち会った上で、情報監視審査室でしなければならない。
- 4 特定秘密文書等の閲覧に当たっては、当該特定秘密の内容を筆記してはならない。ただし、審査会の運営上特に必要があると会長が認めたときは、この限りでない。

(返却の承認)

第23条 提出特定秘密を返却するため、行政機関の長が提出をした特定秘密文書等を当該行政機関の長に交付するときは、事務局長は、会長の承認を得るものとする。

(運搬の方法)

第24条 提出特定秘密を返却するために行う特定秘密文書等の運搬は、当該特定秘密文書等に記録し、又は化体された特定秘密に係る特定秘密知得職員の中から事務局長が指名する職員が携行することにより行うものとする。

- 2 前項の規定によることができないとき又は不適當であるときの運搬は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

(返却の方法等)

第25条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該特定秘密文書等の提出をした行政機関の長又はその指名した特定秘密保護法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者の氏名等の記載又は記録を受けるなど返却の記録を残すものとする。

- 2 受領書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。
- 3 特定秘密文書等の返却は、郵送により行ってはならない。

(文書及び図画の封かん等)

第26条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録する文書又は図画を運搬するときは、当該文書又は図画を外部から見ることをできないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密知得職員が携行する場合で事務局長が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(物件の収納等)

第27条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等の接受)

第28条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名した特定秘密知得職員でなければ開封してはならない。

第4節 特定秘密文書等の保管等

(特定秘密文書等の保管)

第29条 特定秘密文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

2 事務局長は、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。

3 特定秘密文書等保管管理簿の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

(特定秘密文書等の取扱いの記録)

第30条 事務局長は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等を取り扱った事務局長又は事務局の職員の氏名、年月日その他必要な事項を特定秘密文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとする。

2 特定秘密文書等取扱簿の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

(廃棄)

第31条 特定秘密文書等の廃棄は、事務局長又はその指名する特定秘密知得職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

2 行政機関の長が提出した特定秘密文書等を廃棄する場合には、会長の承認を得なければならない。

(緊急事態に際しての廃棄)

第32条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、特定秘密文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。

4 第1項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した特定秘密文書等の概要、特定秘密の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。

5 前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長に報告するものとする。

第5節 検査

第33条 事務局長は、特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。

2 事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。

3 前2項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

第6節 紛失時等の措置

第34条 事務局長及び事務局の職員は、特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 特定秘密知得職員 当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を事務局長に報告すること。

(2) 特定秘密知得職員以外の職員 当該事故の内容を特定秘密知得職員に報告すること。

(3) 第1号の報告を受けた事務局長 当該報告の内容を会長に報告し、議長を經由して当該事故に係る特定秘密の提出をした行政機関の長に対する報告をするよう要請するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報であるときは、当該国際約束に定める手続をとること。

2 会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長に報告するものとする。

第4章 議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置

第35条 行政機関の長から議院又は両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、この要綱の例に準ずるものとする。

第5章 補則

第36条 この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。

〔附則省略〕

〔別記様式第1号～第5号省略〕

○参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護に関する件（令和7年6月4日参議院情報監視審査会決定）

（趣旨）

第1条 本件は、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）が調査又は審査のため行政機関の長に対し提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から審査会に提出がされた重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。

2 審査会における重要経済安保情報の保護に関しては、国会法（昭和22年法律第79号）、参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）及び国会職員法（昭和22年法律第85号）並びに重要経済安保情報保護活用法に定めるもののほか、別に定めるものを除き、本件の定めるところによるものとする。

（審査会に提出がされた重要経済安保情報の保護措置）

第2条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、行政機関の長から審査会に提出がされた重要経済安保情報を適切に保護するために、次に掲げる措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 重要経済安保情報の提出等の記録の作成及び重要経済安保情報を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が重要経済安保情報であることを認識させるために必要な表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）又は通知であって、審査会の調査又は審査に支障のない範囲内であるもの

(2) 審査会において重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名

(3) 重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲の制限

(4) 審査会の事務を行う職員に対する重要経済安保情報の保護に関する教育

(5) 重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備の設置

(6) 重要経済安保情報を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限

(7) 重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限

(8) 前2号に掲げるもののほか、重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）第4条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。第10号及び第11号において同じ。）の作成、閲覧、返却、運搬、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限

(9) 重要経済安保情報の保護の状況の検査

(10) 重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に

際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による重要経済安保情報文書等の廃棄

(11) 重要経済安保情報文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報の提出をした者に対する報告、被害の発生の防止その他の措置

(12) 前各号に掲げるもののほか、重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして会長が定める措置

(議院等に提出され審査会において保管する重要経済安保情報の保護措置)

第3条 行政機関の長から議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する重要経済安保情報の保護については、前条の規定の例によるものとする。

(会長への委任)

第4条 本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

[附則省略]

○参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護要綱（令和7年6月4日参議院情報監視審査会会長決定）

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 重要経済安保情報の提出等（第5条—第12条）

第3章 提出重要経済安保情報の取扱い

第1節 提出重要経済安保情報の保護のための環境整備（第13条—第19条）

第2節 重要経済安保情報文書等の作成等（第20条・第21条）

第3節 重要経済安保情報文書等の閲覧、返却、運搬等（第22条—第28条）

第4節 重要経済安保情報文書等の保管等（第29条—第32条）

第5節 検査（第33条）

第6節 紛失時等の措置（第34条）

第4章 議院等に提出され審査会において保管する重要経済安保情報の保護措置（第35条）

第5章 補則（第36条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護に関する件（令和7年6月4日参議院情報監視審査会決定）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(重要経済安保情報の保護に関する業務の管理)

第2条 参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）における重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の保護に関する業務は、審査会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が管理する。

2 事務局長は、その管理する重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号。以下「重要経済安保情報保護活用法施行令」という。）第4条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、審査会において重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

3 事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員（これを「臨時代行職員」という。）を、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

(職員の範囲の制限)

第3条 事務局長及び事務局の職員のうちからの審査会において重要経済安保情報を知ることができる職員（以下「重要経済安保情報知得職員」という。）の範囲の決定は、係単位、職名単位等その取扱いの実情に応じた方法により行い、その範囲を最小限にとどめるものとする。

2 事務局長は、前項の重要経済安保情報知得職員の範囲を、書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

（保全教育）

第4条 事務局長は、重要経済安保情報知得職員に対し、重要経済安保情報を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

2 前項の教育は、重要経済安保情報知得職員が少なくとも年1回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。

3 事務局長は、新たに重要経済安保情報知得職員となることとされる者については、あらかじめ、第1項の教育を受講させるように努めるものとする。

第2章 重要経済安保情報の提出等

（重要経済安保情報の提出等の記録）

第5条 事務局長は、審査会が国会法（昭和22年法律第79号）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）の規定により調査又は審査のため提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から提出を受けた重要経済安保情報（以下「提出重要経済安保情報」という。）について、提出重要経済安保情報管理簿に、重要経済安保情報の提出者及び提出の年月日並びに重要経済安保情報保護活用法施行令第13条の規定により通知される当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了する年月日その他の必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

2 提出重要経済安保情報管理簿は、事務局長が管理するものとする。

3 提出重要経済安保情報管理簿の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

4 情報の保護上、特段の必要がある提出重要経済安保情報に係る提出重要経済安保情報管理簿は、他の提出重要経済安保情報に係る提出重要経済安保情報管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該提出重要経済安保情報管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報の表示等）

第6条 事務局長は、提出重要経済安保情報に係る重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報保護活用法第3条第2項第1号により重要経済安保情報表示（重要経済安保情報保護活用法施行令第4条に規定する重要経済安保情報表示をいう。以下同じ。）がされているものを除く。）に、重要経済安保情報表示をするものとする。

2 重要経済安保情報表示は、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

（1）重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

（2）重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

（3）重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

3 重要経済安保情報表示を重要経済安保情報を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文

書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「重要経済安保情報文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただし、当該表紙に重要経済安保情報表示がある場合は、この限りでない。

- 4 重要経済安保情報文書等を重要経済安保情報表示を含めて複製することにより作成したときは、重要経済安保情報表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。
- 5 第2項の場合において、重要経済安保情報文書等に記録されている重要経済安保情報が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（第34条第1項第3号において単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、重要経済安保情報表示に加え、第2項各号に定める方法と同様の方法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、重要経済安保情報である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。
- 6 前項本文の規定にかかわらず、当該重要経済安保情報文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、同項本文の規定による表示をすることを要しない。
- 7 第2項第1号又は第3号に定めるところにより行う重要経済安保情報表示の寸法は、縦12ミリメートル、横42ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的理由がある場合においては、この限りでない。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第7条 提出重要経済安保情報について、行政機関の長から重要経済安保情報保護活用法施行令第7条第1項第2号ロの規定により当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した旨の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）当該指定に係る旧重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、重要経済安保情報表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

（2）提出重要経済安保情報管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

- 2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧重要経済安保情報文書等が重要経済安保情報以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第8条 提出重要経済安保情報について、行政機関の長から重要経済安保情報保護活用法施行令第8条第1号の規定により当該重要経済安保情報の指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該有効期間が満了する年月日の通知があったときは、事務局長は、提出重要経済安保情報管理簿に当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を記載し、又は記録するものとする。

- 2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、当該重要経済安保情報の適切な保護に支障を生じないように配慮した上で、適切な措置を講ずるものとする。

（指定の解除に伴う措置）

第9条 提出重要経済安保情報について、行政機関の長から重要経済安保情報保護活用法施行令第10条第1項第2号の規定により当該重要経済安保情報の指定を解除した旨及びその年月日の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）当該指定に係る旧重要経済安保情報文書等について、重要経済安保情報表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

（2）提出重要経済安保情報管理簿に当該指定が解除された旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

- 2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧重要経済安保情報文書等が重要経済安保情報以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

(重要経済安保情報表示の抹消)

第10条 第7条第1項第1号及び前条第1項第1号の重要経済安保情報表示の抹消は、次の各号に掲げる旧重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

- (1) 重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画 重要経済安保情報表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法
- (2) 重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示の「重要経済安保情報」の文字及び枠を認識することができないようにする方法
- (3) 重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって重要経済安保情報表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって重要経済安保情報表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

(指定有効期間満了表示)

第11条 第7条第1項第1号の指定有効期間満了表示は、次の各号に掲げる旧重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画 抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。
- (2) 重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

(指定解除表示)

第12条 前条の規定は、第9条第1項第1号の指定解除表示について準用する。この場合において、「重要経済安保情報指定有効期間満了」とあるのは、「重要経済安保情報指定解除」と読み替えるものとする。

第3章 提出重要経済安保情報の取扱い

第1節 提出重要経済安保情報の保護のための環境整備

(立入制限)

第13条 事務局長は、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の提出重要経済安保情報が取り扱われる場所について、提出重要経済安保情報を適切に保護するために必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、事務局長の許可を受けた者は、この限りでない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合には、事務局長は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(機器持込制限)

第14条 事務局長は、管理区域内の必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。以下この項において同じ。）の持込み（次項及び第3項において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合において、会長の許可を受けた者が会長の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込むときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者

への対応要領（平成30年12月6日参議院情報監視審査会会長決定）1（2）に規定する委員等関係者（同対応要領2（2）に基づき会長が管理区域への入場を許可した者に限る。）による機器持込みについて準用する。この場合において、同項ただし書中「会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合」とあるのは、「重要経済安保情報の提出を受けた委員会又は調査会の委員長又は調査会長の申出に基づき会長が当該委員会又は調査会の運営上特に必要と認めた場合」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定により機器持込みを禁止した場合には、事務局長は、同項の規定により指定した場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

（衛視による措置の要請）

第15条 会長は、審査会の秩序保持その他審査会の運営上必要があると認められるときは、第13条第2項及び前条第3項の措置について、衛視をして行わせるよう、議長に要請するものとする。

（重要経済安保情報文書等の保管容器等）

第16条 重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

- 2 重要経済安保情報文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該重要経済安保情報文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

- 3 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第19条第1項において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第18条第2項及び第4項において同じ。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、提出重要経済安保情報を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

- 4 前3項の規定によることができない場合における重要経済安保情報文書等の保管は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

（提出重要経済安保情報の保護のための施設設備）

第17条 事務局長は、前条に定めるもののほか、重要経済安保情報文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の提出重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

（提出重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第18条 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、重要経済安保情報知得職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するために必要な措置が講じられたものとして事務局長が認めたものにより取り扱うものとする。

- 2 事務局長は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したこと又は印刷したことの記録を保存するものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、重要経済安保情報知得職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、参議院情報セキュリティポリシーを厳格に適用し、情報の取扱いに関して適切な対応をとるものとする。

- 4 重要経済安保情報知得職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報文書等管理簿）

第19条 事務局長は、重要経済安保情報文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、受領、返却その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「重要経済安保情報文書等管理簿」という。）を備えるものとする。

- 2 事務局長は、重要経済安保情報文書等について、提出重要経済安保情報の整理番号、重要経済安保

情報文書等の件名、登録番号（重要経済安保情報文書等ごとに付する一連番号をいう。第21条及び第29条第2項において同じ。）、作成又は受領の年月日及び返却先その他の事項を重要経済安保情報文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

3 重要経済安保情報文書等管理簿の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 情報の保護上、特段の必要がある重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報文書等管理簿は、他の重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報文書等管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該重要経済安保情報文書等管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

第2節 重要経済安保情報文書等の作成等

（重要経済安保情報文書等の作成）

第20条 重要経済安保情報文書等の作成をするときは、作成をする重要経済安保情報文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

（登録番号の表示）

第21条 事務局長は、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該重要経済安保情報文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

（1）重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画 重要経済安保情報表示（第6条第3項の規定による記載をしている場合は当該記載）の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。

（2）重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

第3節 重要経済安保情報文書等の閲覧、返却、運搬等

（閲覧の承認等）

第22条 参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）第28条の規定により重要経済安保情報文書等の閲覧（視聴を含む。以下この条において同じ。）をするときは、文書をもって会長の承認を得るものとする。

2 会長の承認を得た者が重要経済安保情報文書等の閲覧をするときは、事務局長は、重要経済安保情報文書等管理簿に、当該閲覧をする者の氏名等の記載又は記録を受けるなど閲覧の記録を残すものとする。

3 重要経済安保情報文書等の閲覧は、重要経済安保情報知得職員（当該重要経済安保情報文書等を閲覧する者以外の重要経済安保情報知得職員に限る。）が立ち会った上で、情報監視審査室でしなければならない。

4 重要経済安保情報文書等の閲覧に当たっては、当該重要経済安保情報の内容を筆記してはならない。ただし、審査会の運営上特に必要であると会長が認めたときは、この限りでない。

（返却の承認）

第23条 提出重要経済安保情報を返却するため、行政機関の長が提出をした重要経済安保情報文書等を当該行政機関の長に交付するときは、事務局長は、会長の承認を得るものとする。

（運搬の方法）

第24条 提出重要経済安保情報を返却するために行う重要経済安保情報文書等の運搬は、当該重要経済安保情報文書等に記録し、又は化体された重要経済安保情報に係る重要経済安保情報知得職員の中から事務局長が指名する職員が携行することにより行うものとする。

2 前項の規定によることができないとき又は不適當であるときの運搬は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

（返却の方法等）

第25条 提出重要経済安保情報を返却するため、重要経済安保情報文書等を交付するときは、受領書又は重要経済安保情報文書等管理簿に、当該重要経済安保情報文書等の提出をした行政機関の長又はそ

の指名した重要経済安保情報保護活用法第11条第1項若しくは第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者の氏名等の記載又は記録を受けるなど返却の記録を残すものとする。

- 2 受領書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。
- 3 重要経済安保情報文書等の返却は、郵送により行ってはならない。
(文書及び図画の封かん等)

第26条 提出重要経済安保情報を返却するため、重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画を運搬するときは、当該文書又は図画を外部から見る事ができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、重要経済安保情報知得職員が携行する場合で事務局長が重要経済安保情報の保護上支障がないと認めるときは、この限りでない。
(物件の収納等)

第27条 提出重要経済安保情報を返却するため、重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件を運搬するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。
(重要経済安保情報文書等の接受)

第28条 封かんされている重要経済安保情報文書等は、名宛人又はその指名した重要経済安保情報知得職員でなければ開封してはならない。

第4節 重要経済安保情報文書等の保管等 (重要経済安保情報文書等の保管)

第29条 重要経済安保情報文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、提出重要経済安保情報を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

- 2 事務局長は、重要経済安保情報文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、重要経済安保情報文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する重要経済安保情報文書等保管管理簿を作成するものとする。
- 3 重要経済安保情報文書等保管管理簿の様式は、別記様式第4号のとおりとする。
(重要経済安保情報文書等の取扱いの記録)

第30条 事務局長は、重要経済安保情報文書等の取扱いの経過を明確にするため、重要経済安保情報文書等を取り扱った事務局長又は事務局の職員の氏名、年月日その他必要な事項を重要経済安保情報文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとする。

- 2 重要経済安保情報文書等取扱簿の様式は、別記様式第5号のとおりとする。
(廃棄)

第31条 重要経済安保情報文書等の廃棄は、事務局長又はその指名する重要経済安保情報知得職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊その他の当該重要経済安保情報文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

- 2 行政機関の長が提出した重要経済安保情報文書等を廃棄する場合には、会長の承認を得なければならない。
(緊急事態に際しての廃棄)

第32条 重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による当該重要経済安保情報文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

- 2 前項に規定する重要経済安保情報文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合においては、重要経済安保情報文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。
- 4 第1項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した重要経済安保情報文書等の概要、重要経済安保情報の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。

5 前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長に報告するものとする。

第5節 検査

第33条 事務局長は、重要経済安保情報の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。

2 事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、重要経済安保情報の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。

3 前2項の検査においては、重要経済安保情報文書等管理簿及び重要経済安保情報文書等保管管理簿の記載及び記録と重要経済安保情報文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

第6節 紛失時等の措置

第34条 事務局長及び事務局の職員は、重要経済安保情報文書等の紛失、重要経済安保情報の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 重要経済安保情報知得職員 当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を事務局長に報告すること。

(2) 重要経済安保情報知得職員以外の職員 当該事故の内容を重要経済安保情報知得職員に報告すること。

(3) 第1号の報告を受けた事務局長 当該報告の内容を会長に報告し、議長を経由して当該事故に係る重要経済安保情報の提出をした行政機関の長に対する報告をするよう要請するとともに、当該事故に係る重要経済安保情報が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報であるときは、当該国際約束に定める手続をとること。

2 会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長に報告するものとする。

第4章 議院等に提出され審査会において保管する重要経済安保情報の保護措置

第35条 行政機関の長から議院又は両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する重要経済安保情報の保護については、この要綱の例に準ずるものとする。

第5章 補則

第36条 この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。

〔附則省略〕

〔別記様式第1号～第5号省略〕

○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定、令和7年6月4日最終改正）

（趣旨）

第1条 本件は、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）における会議録の作成、保存、閲覧等について必要な事項を定めるものとする。

2 審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、国会法（昭和22年法律第79号）及び参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決。以下「審査会規程」という。）に定めるもののほか、本件の定めるところによる。

（速記、校閲及び編集）

第2条 審査会の会議録（議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録を除く。以下第11条までにおいて同じ。）を作成するために行う速記、会議録原稿の校閲及び会議録の編集は、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が、情報監視審査室（以下「審査室」という。）において行わなければならない。

（会議の音声の録音）

第3条 事務局の職員は、審査会の会議録の作成に用いるため、審査会の会議の音声を録音することができる。

(発言の取消し)

第4条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、審査会における発言中に不穏当な言辞があると思われるため、調査の上処置する旨を告げたときは、会議録原稿の調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 会長は、発言の取消しについて協議するため特に必要があると認めるときは、審査会の委員、審査会において発言した者（以下「発言者」という。）及び事務局の職員に会議録原稿を閲覧させることができる。

3 前項の閲覧は、事務局の職員（当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室でさせなければならない。この場合において、会長は、発言の取消しの手続をとるため特に必要があると認められた場合を除き、会議録原稿の内容を転記させてはならない。

4 審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、会長が取消しを命じた旨が明らかになるようにした上で、審査会の会議録の原本に掲載する。

5 前項の規定により審査会の会議録の原本に掲載された発言は、審査会の運営上特に必要があると会長が認めた場合を除き、閲覧することができない。

(発言の訂正)

第5条 発言者は、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となった日の翌日の午後5時まで、会長に、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。

2 発言者は、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となるまでの間に発言の訂正の手続をとるため、会議録原稿のうち自らの発言に係る部分の閲覧をするときは、文書をもって会長の許可を得なければならない。この場合において、会長は、必要があると認める場合に限り、会議録原稿の閲覧を許可するものとする。

3 前項の許可を得て行う会議録原稿の閲覧は、事務局の職員（当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。この場合において、閲覧を許可された発言者は、発言の訂正の手続をとるため必要があると会長が認めた場合を除き、会議録原稿の内容を転記してはならない。

(会議録の原本の作成)

第6条 審査会の会議録の原本の作成は、審査室において行う。

(会議録への署名)

第7条 審査会規程第29条第2項の規定による審査会の会議録への署名は、審査室において行わなければならない。

(会議録の保存等)

第8条 審査会の会議録及び会議録データ（会議録の内容を記録したデータ（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作成した記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が審査室内に保存場所を定め、良好な状態で保存しなければならない。

2 前項の規定により保存する審査会の会議録及び会議録データは、審査室の外に持ち出してはならない。

(会議録関係文書等の保管、廃棄等)

第9条 審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第3条の規定により作成された録音データは、会長が審査会の会議録の作成に必要と認める期間に限って、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、当該期間を満了したものは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

2 前項の規定により保管する審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに録音データは、審査室の外に持ち出してはならない。

(閲覧)

第10条 審査会規程第30条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により審査会の会議録の閲覧をしようとする者は、文書をもって会長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て行う審査会の会議録の閲覧は、事務局の職員(当該会議録の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。)が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。

3 第1項の許可を得た者は、審査会の運営上特に必要があると会長が認めた場合を除き、審査会の会議録の内容を転記してはならない。

(会議録の副本)

第10条の2 審査会の調査又は審査に資するため特に必要があると会長が認めるときは、審査会の会議録の原本のほか、会長が定める部数の副本を作成することができる。

2 副本には、副本である旨を表示する。

3 審査会の会議録の原本に特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。第11条において同じ。)又は重要経済安保情報(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号)第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。第11条において同じ。)である情報が記録されている部分がある場合には、副本については、当該部分を除く措置を講じなければならない。

4 副本には、審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、掲載しない。

5 副本(副本の会議録データを含む。)は、必要ないものと会長が認めるときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

(未定稿会議録)

第10条の3 審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となるまでの間において、審査会の調査又は審査に資するため、未定稿会議録(審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の決定その他審査会の会議録の作成に必要な手続を終える前において、事務局長の確認を受けた会議録原稿をいう。以下同じ。)1部を作成する。

2 未定稿会議録には、未定稿である旨を表示する。

3 未定稿会議録の閲覧については、第4条第2項及び第5条第2項に定めるもののほか、審査会の会議録の閲覧の例による。

4 未定稿会議録(未定稿会議録のデータを含む。次項において同じ。)は、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て当該未定稿会議録に係る審査会の会議録の閲覧が可能となったときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

5 未定稿会議録は、審査室の外に持ち出してはならない。

(特定秘密又は重要経済安保情報を含む会議録等の取扱い)

第11条 審査会の会議録及び会議録データ、審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第3条の規定により作成された録音データ(以下この条において「審査会の会議録等」という。)が行政機関の長から審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を含む特定秘密文書等(特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)第4条に規定する特定秘密文書等をいう。)又は行政機関の長から審査会に提出され、若しくは提示された重要経済安保情報を含む重要経済安保情報文書等(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令(令和7年政令第26号)第4条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。)である場合においては、審査会の会議録等の取扱いについては、本件に定めるもののほか、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件(平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定)又は参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護に関する件(令和7年6月4日参議院情報監視審査会決定)に定めるところによる。

(傍聴を許すものとされた審査会の会議録の作成、保存、閲覧等)

第12条 議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、第1条第2項に定めるものを除き、委員会等の会議録の例により行うものとする。

(会長への委任)

第13条 本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

〔附則省略〕

○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領（平成27年8月31日参議院情報監視審査会会長決定、令和7年6月4日最終改正）

- 1 参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所については、当該審査会に出席した政府側の申出（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）上の不開示事由など特に秘密を要する理由を明らかにしたものに限り。）を参考にするとし、審査会の事務局（以下「事務局」という。）が案を作成するものとする。
- 2 1により事務局が作成した案について、政府側に該当部分を確認させるときは、次によって行わなければならない。
 - （1）確認を行う政府職員は、当該審査会に出席した者その他該当部分について責任を持って判断できる者とし、確認に当たっては、書面で審査会の会長に申し出ること。
 - （2）会議録原稿中の該当部分の確認は、事務局の職員が立ち会った上で、情報監視審査室で行うこと。
 - （3）確認を行う政府職員は、確認のために必要な範囲に限り会議録原稿を確認するものとし、確認に用いた会議録原稿の内容を転記等してはならないこと。
 - （4）事務局は、確認を行った政府職員の氏名等の記載又は記録を受けるなど、該当部分について政府側の確認があった旨の記録を作成すること。
- 3 会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所を会長において決定する旨を審査会で決議したときは、1により事務局が作成した案について、運営協議会での協議を経て、会長において決定するものとする。
- 4 この要領を実施するために必要な事項は、審査会の事務局長が定める。

〔附則省略〕

○秘密保全の「申合せ」（令和7年6月4日参議院情報監視審査会運営協議会合意）

- 1 会議の内容の非公表
 - （1）参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会長（以下「会長」という。）及び審査会の委員（以下「委員」という。）は、傍聴を許さない審査会の内容について、他に漏らしてはならない。ただし、当該審査会の会議録に特に秘密を要する部分がない場合及び当該審査会の会議録のうち特に秘密を要する部分を決議したときのその他の部分についてはこの限りでない。
 - （2）会長及び委員は、運営協議会の協議の内容のうち秘密保全を必要とする情報について、他に漏らしてはならない。
 - （3）会長が会議の概要を公表するときは、（1）及び（2）に従って行わなければならない。
- 2 要保秘書書の取扱い
 - （1）要保秘書書とは、会長及び委員の取り扱う次に掲げるものをいう。
 - ア 審査会、運営協議会等において会長及び委員が使用した資料のうち会長が秘密保全を要するものとして指定した文書（特定秘密、重要経済安保情報その他の情報公開法上の不開示情報を含むものを除く。）
 - イ 傍聴を許さない審査会において会長及び委員がとったメモ
 - （2）保管等
 - ア 要保秘書書は、その旨を表示した上で、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の施錠可能な書棚等に保管し、管理区域から持ち出すことができない。ただし、（1）イのメモは、その旨を表示した上で、情報監視審査室内に保管し、情報監視審査室から持ち出すことができない。
 - イ アの保管場所の鍵は、審査会の事務局（以下「事務局」という。）において管理し、施錠及び解錠は、事務局の職員が行う。

(3) 閲覧

要保秘書書の閲覧は、事務局の職員が立ち会った上で、管理区域内（（1）イのメモにあっては、情報監視審査室内に限る。）で行わなければならない。

(4) 複製・転記の禁止

要保秘書書は、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合を除き、複製・転記することができない。

(5) 廃棄

要保秘書書の廃棄は、当該要保秘書書を使用する会長又は委員の了承を得て、審査会の事務局長が指名する事務局の職員が、当該廃棄をする者以外の事務局の職員の立会いを得て、復元又は判読が不可能な方法により、行わなければならない。

(6) 指定の解除

ア 会長は、（1）アの要保秘書書に含まれる情報が公知のものとなったことその他秘密保全の必要がなくなったと認めるときは、当該要保秘書書の指定を解除するものとする。

イ 委員は、理由を示して、会長がアによって（1）アの要保秘書書の指定を解除するよう求めることができる。

3 参議院情報セキュリティポリシーの尊重

会長及び委員は、参議院情報セキュリティポリシーの趣旨を尊重して、審査会に係る情報を取り扱うものとする。

4 事案発生時の対処

(1) 要保秘書書の盗難又は紛失、保管場所の事故その他（1）ア及びイに掲げる情報の漏えいの可能性が生じたことを認めた者は、速やかにその旨を会長に報告し、会長の指示により、必要な措置を講ずる。

(2) (1)に関わらず、事態を放置すれば損害が拡大するおそれがある場合には、会長の指示を待たず、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、事務局の職員以外の者が必要な措置を講ずることを妨げない。

※ 1 会長は、議長及び副議長が審査会に出席する場合には、この申合せの趣旨に沿った対応について要請するものとする。

2 会長は、参議院情報監視審査会規程第4条第2項により宣誓を行った者が審査会に出席する場合には、委員と同様にこの申合せに従うよう、求めるものとする。

○不開示情報の「申合せ」（令和7年6月4日参議院情報監視審査会運営協議会合意）

1 参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会長及び委員は、審査会が国会法の規定に基づいて行う調査又は審査のため、行政機関が保有する特定秘密及び重要経済安保情報以外の情報であって行政機関の長により公表しないこととされているもの（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に該当する情報に限る。以下「当該情報」という。）が審査会に提出され、又は提示されたときは、当該情報を他に漏らしてはならない。

2 審査会の会議録において当該情報を取り扱っている部分は、審査会において、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議することを妨げない。

3 当該情報が内容に含まれる文書等（電磁的記録を含む。）の審査会における保管は、審査会の事務局において特定秘密文書等の保管に準じて行うものとする。

○委員会又は調査会が特定秘密又は重要経済安保情報の提供を受ける場合の保護措置に関する申合せ（令和7年5月16日参議院議院運営委員会理事会合意）

委員会又は調査会が特定秘密又は重要経済安保情報の提供を受ける場合には、以下の保護措置を講ずることとする。

一、当該委員会は情報監視審査会の協力を求め、情報監視審査室を使用し、出席する職員についても情

報監視審査会事務局職員が兼務することとする。

一、情報監視審査室への携帯型情報通信・記録機器の持込みは禁止する。

一、当該委員会は秘密会とし、委員以外の議員の傍聴は認めないこととする。

なお、特に秘密を要する部分については、提供する会議録に掲載しない旨の決議を行うものとする。

一、当該委員会は、決議その他の適当な方法により、提出され又は提示された特定秘密又は重要経済安保情報について、他に漏らさないことを表明するものとする。

一、当該委員会に出席する委員が特定秘密又は重要経済安保情報に関する情報についてメモを取ることを禁止する。また、特定秘密又は重要経済安保情報に関する資料については、全て回収するものとする。

一、当該委員会出席者の名簿を作成し、入退室を記録する。

一、上記のほか、必要に応じてその他の情報監視審査会の協力を求める等、当該委員会は追加的な保護措置を講ずることができる。

なお、当該委員会に出席する委員は、情報監視審査室の場所、仕様等について、他に漏らさないものとする。

○委員会又は調査会が提出を受けた特定秘密の保護要綱（平成30年12月6日参議院情報監視審査会会長決定、令和7年6月4日最終改正）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 委員会等提出特定秘密の取扱い

第1節 委員会等提出特定秘密文書等の保管等（第3条—第5条）

第2節 検査（第6条）

第3節 緊急事態及び紛失時等における措置（第7条・第8条）

第3章 その他（第9条—第11条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、委員会若しくは調査会（以下「委員会等」という。）が国会法（昭和22年法律第79号）の規定により又は委員会が議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号。第9条第2項において「議院証言法」という。）の規定により審査又は調査のため提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から提出を受けた特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。第9条第1項において同じ。）（以下「委員会等提出特定秘密」という。）であって、参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）第27条の規定に基づき情報監視審査会（以下「審査会」という。）において保管するものの保護に関して、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（委員会等提出特定秘密の保護に関する業務の管理）

第2条 委員会等提出特定秘密の保護に関する業務は、審査会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が管理する。

2 事務局長は、その管理する委員会等提出特定秘密文書等（特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第4条に規定する特定秘密文書等をいう。）のうち、委員会等提出特定秘密に係るものをいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うものとする。

3 事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由により前項の職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員を、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

第2章 委員会等提出特定秘密の取扱い

第1節 委員会等提出特定秘密文書等の保管等

(委員会等提出特定秘密文書等の保管)

第3条 委員会等提出特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

2 委員会等提出特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該委員会等提出特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

3 委員会等提出特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、当該委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等（委員長又は調査会長をいう。以下同じ。）の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

4 前3項の規定にかかわらず、委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等が当該委員会等提出特定秘密に係る委員会等提出特定秘密文書等の保管方法の細目について別段の決定を行った場合には当該決定に従って行うものとする。

5 前各項の規定によることができない場合における委員会等提出特定秘密文書等の保管は、会長及び当該委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等の承認を得て事務局長の定めるところにより行うものとする。

第4条 委員会等提出特定秘密文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、当該委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

2 事務局長は、委員会等提出特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、委員会等提出特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。

3 委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿の様式は、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱（平成27年6月17日参議院情報監視審査会会長決定。次条第1項において「審査会特定秘密保護要綱」という。）第29条第2項に規定する特定秘密文書等保管管理簿（次条第2項において「審査会特定秘密文書等保管管理簿」という。）の様式に準ずるものとする。

4 前条第4項及び第5項の規定は、委員会等提出特定秘密文書等の保管場所の細目について準用する。

(委員会等提出特定秘密文書等の分別管理等)

第5条 委員会等提出特定秘密文書等の保管に当たっては、委員会等提出特定秘密の適切な保護のため、審査会特定秘密保護要綱第5条第1項に規定する提出特定秘密に係る特定秘密文書等及び他の委員会等に提出された委員会等提出特定秘密に係る委員会等提出特定秘密文書等と分別して管理するものとする。

2 前条第2項の規定により作成する委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿は、審査会特定秘密文書等保管管理簿及び他の委員会等に提出された委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿とは別に作成し、管理するものとする。

第2節 検査

第6条 事務局長は、委員会等提出特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に行い、その結果を会長に報告するものとする。

2 事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、委員会等提出特定秘密の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。

3 前2項の検査においては、委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と委員会等提出特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定により事務局長より報告を受けた会長は、その結果を第1項及び第2項の規定に基づく検査の対象となった委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。

第3節 緊急事態及び紛失時等における措置

(緊急事態に際しての廃棄)

第7条 委員会等提出特定秘密文書等の奪取その他委員会等提出特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該委員会等提出特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、委員会等提出特定秘密文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。

- 3 第1項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した委員会等提出特定秘密文書等の概要、委員会等提出特定秘密の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。

- 4 前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長及び第1項の委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。

(紛失時等の措置)

第8条 事務局長及び事務局の職員は、委員会等提出特定秘密文書等の紛失、委員会等提出特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 事務局の職員 当該事故の内容を事務局長に報告すること。

(2) 事務局長 当該事故の内容を会長に報告すること。

- 2 会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該委員会等提出特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長及び当該事故に係る委員会等の委員長等に報告するものとする。

第3章 その他

(特定秘密の保護措置への支障等を防ぐための措置)

第9条 事務局長は、委員会等提出特定秘密文書等の閲覧その他の事由により審査会の管理区域に入場する者がある場合には、審査会が講ずる特定秘密の保護措置への支障を及ぼすことを防ぐため、事務局長又は事務局の職員の立会い、管理区域への入場者に対する注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事務局長及び事務局の職員は、前章の規定により委員会等提出特定秘密の保護に関する業務（第7条及び前条の措置を講ずる場合を除く。）を行うときには、当該委員会等提出特定秘密の漏えいを防ぐため、国会法第104条の3（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）、議院証言法第5条の5又は参議院規則第181条の3第3項において準用する同条第2項（同規則第80条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該委員会等提出特定秘密を利用し、若しくは知ることができるものとされ、又は閲覧することを認められた職員の立会いその他の必要な措置が講じられていることを事前に確認するものとする。

(準用等)

第10条 この要綱の規定は、委員会等が作成した特定秘密文書等のうち会長が指定したものについて準用する。

- 2 委員会等がその審査若しくは調査において提出を受けた報告若しくは記録又は委員会等が作成した文書その他これに類するもの（特定秘密文書等及び重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）第4条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。）を除く。）のうち、不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報をいう。）を含むことその他の理由により当該委員会等の委員

長等が秘密保全を要するものと認めたもので、かつ、会長が指定したもの（次項において「委員会等要管理文書等」という。）の取扱いは、委員会等提出特定秘密文書等の取扱いに準じて行うものとする。

- 3 前2項の会長による指定は、第1項の特定秘密文書等を作成した委員会等又は前項の委員会等要管理文書等に関する委員会等の委員長等の申出に基づいて行うものとする。

（補則）

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。ただし、委員会等提出特定秘密その他これに準ずるものの保護に鑑み必要があると認めるときは、会長と関係する委員会等の委員長等の協議を経て、会長が定める。

〔附則省略〕

○委員会又は調査会が提出を受けた重要経済安保情報の保護要綱（令和7年6月4日参議院情報監視審査会会長決定）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 委員会等提出重要経済安保情報の取扱い

第1節 委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管等（第3条―第5条）

第2節 検査（第6条）

第3節 緊急事態及び紛失時等における措置（第7条・第8条）

第3章 その他（第9条―第11条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、委員会若しくは調査会（以下「委員会等」という。）が国会法（昭和22年法律第79号）の規定により又は委員会が議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号。第9条第2項において「議院証言法」という。）の規定により審査又は調査のため提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から提出を受けた重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。第9条第1項において同じ。）（以下「委員会等提出重要経済安保情報」という。）であって、参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）第27条の規定に基づき情報監視審査会（以下「審査会」という。）において保管するものの保護に関して、参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護に関する件（令和7年6月4日参議院情報監視審査会決定）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（委員会等提出重要経済安保情報の保護に関する業務の管理）

第2条 委員会等提出重要経済安保情報の保護に関する業務は、審査会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が管理する。

2 事務局長は、その管理する委員会等提出重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）第4条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。）のうち、委員会等提出重要経済安保情報に係るものをいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うものとする。

3 事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由により前項の職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員を、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

第2章 委員会等提出重要経済安保情報の取扱い

第1節 委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管等

（委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管）

第3条 委員会等提出重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金

庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

- 2 委員会等提出重要経済安保情報文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該委員会等提出重要経済安保情報文書等を他の文書とは別のファイルリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。
- 3 委員会等提出重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、当該委員会等提出重要経済安保情報の提出を受けた委員会等の委員長等（委員長又は調査会長をいう。以下同じ。）の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、委員会等提出重要経済安保情報の提出を受けた委員会等の委員長等が当該委員会等提出重要経済安保情報に係る委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管方法の細目について別段の決定を行った場合には当該決定に従って行うものとする。
- 5 前各項の規定によることができない場合における委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管は、会長及び当該委員会等提出重要経済安保情報文書等に係る委員会等提出重要経済安保情報の提出を受けた委員会等の委員長等の承認を得て事務局長の定めるところにより行うものとする。

第4条 委員会等提出重要経済安保情報文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、当該委員会等提出重要経済安保情報文書等に係る委員会等提出重要経済安保情報の提出を受けた委員会等の委員長等の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

- 2 事務局長は、委員会等提出重要経済安保情報文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、委員会等提出重要経済安保情報文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する委員会等提出重要経済安保情報文書等保管管理簿を作成するものとする。
- 3 委員会等提出重要経済安保情報文書等保管管理簿の様式は、参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護要綱（令和7年6月4日参議院情報監視審査会会長決定。次条第1項において「審査会重要経済安保情報保護要綱」という。）第29条第2項に規定する重要経済安保情報文書等保管管理簿（次条第2項において「審査会重要経済安保情報文書等保管管理簿」という。）の様式に準ずるものとする。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管場所の細目について準用する。

（委員会等提出重要経済安保情報文書等の分別管理等）

第5条 委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管に当たっては、委員会等提出重要経済安保情報の適切な保護のため、審査会重要経済安保情報保護要綱第5条第1項に規定する提出重要経済安保情報に係る重要経済安保情報文書等及び他の委員会等に提出された委員会等提出重要経済安保情報に係る委員会等提出重要経済安保情報文書等と分別して管理するものとする。

- 2 前条第2項の規定により作成する委員会等提出重要経済安保情報文書等保管管理簿は、審査会重要経済安保情報文書等保管管理簿及び他の委員会等に提出された委員会等提出重要経済安保情報文書等に係る委員会等提出重要経済安保情報文書等保管管理簿とは別に作成し、管理するものとする。

第2節 検査

第6条 事務局長は、委員会等提出重要経済安保情報の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。

- 2 事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、委員会等提出重要経済安保情報の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。
- 3 前2項の検査においては、委員会等提出重要経済安保情報文書等保管管理簿の記載及び記録と委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定により事務局長より報告を受けた会長は、その結果を第1項及び第2項の規定に基づく検査の対象となった委員会等提出重要経済安保情報の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。

第3節 緊急事態及び紛失時等における措置

(緊急事態に際しての廃棄)

第7条 委員会等提出重要経済安保情報文書等の奪取その他委員会等提出重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による当該委員会等提出重要経済安保情報文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、委員会等提出重要経済安保情報文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。

- 3 第1項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した委員会等提出重要経済安保情報文書等の概要、委員会等提出重要経済安保情報の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。

- 4 前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長及び第1項の委員会等提出重要経済安保情報の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。

(紛失時等の措置)

第8条 事務局長及び事務局の職員は、委員会等提出重要経済安保情報文書等の紛失、委員会等提出重要経済安保情報の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 事務局の職員 当該事故の内容を事務局長に報告すること。

(2) 事務局長 当該事故の内容を会長に報告すること。

- 2 会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該委員会等提出重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長及び当該事故に係る委員会等の委員長等に報告するものとする。

第3章 その他

(重要経済安保情報の保護措置への支障等を防ぐための措置)

第9条 事務局長は、委員会等提出重要経済安保情報文書等の閲覧その他の事由により審査会の管理区域に入場する者がある場合には、審査会が講ずる重要経済安保情報の保護措置への支障を及ぼすことを防ぐため、事務局長又は事務局の職員の立会い、管理区域への入場者に対する注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事務局長及び事務局の職員は、前章の規定により委員会等提出重要経済安保情報の保護に関する業務(第7条及び前条の措置を講ずる場合を除く。)を行うときには、当該委員会等提出重要経済安保情報の漏えいを防ぐため、国会法第104条の3(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)、議院証言法第5条の5又は参議院規則第181条の3第3項において準用する同条第2項(同規則第80条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該委員会等提出重要経済安保情報を利用し、若しくは知ることができるものとされ、又は閲覧することを認められた職員の立会いその他の必要な措置が講じられていることを事前に確認するものとする。

(準用等)

第10条 この要綱の規定は、委員会等が作成した重要経済安保情報文書等のうち会長が指定したものについて準用する。

- 2 前項の会長による指定は、同項の重要経済安保情報文書等を作成した委員会等の委員長等の申出に基づいて行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。ただし、委員会等提出重要経済安保情報その他これに準ずるものの保護に鑑み必要があると認めるときは、会長と関係する委員会等の

委員長等の協議を経て、会長が定める。

[附則省略]

○特定秘密の保護に関する法律（平25法108）（抄）

第2章 特定秘密の指定等

（特定秘密の指定）

第3条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第4号及び第5号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第1号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2・3 （略）

第3章 特定秘密の提供

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）

第10条 第4条第5項、第6条から前条まで及び第18条第4項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ （略）

二～四 （略）

2・3 （略）

第5章 適性評価

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の

提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2～4 (略)

第6章 雑則

(特定秘密の指定等の運用基準等)

第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

4 (略)

(国会への報告等)

第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

第7章 罰則

第23条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の拘禁刑に処し、又は情状により10年以下の拘禁刑及び1,000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、5年以下の拘禁刑に処し、又は情状により5年以下の拘禁刑及び500万円以下の罰金に処する。第10条第1項第1号口に規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第1項の罪を犯した者は、2年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

5 過失により第2項の罪を犯した者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

第24条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、10年以下の拘禁刑に処し、又は情状により10年以下の拘禁刑及び1,000万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前2項の規定は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用を妨げない。

第25条 第23条第1項又は前条第1項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、5年以下の拘禁刑に処する。

2 第23条第2項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、3年以下の拘禁刑に処する。

第26条 第23条第3項若しくは第24条第2項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第23条第1項若しくは第2項若しくは第24条第1項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第27条 第23条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第24条及び第25条の罪は、刑法第2条の例に従う。

附 則

(国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方)

第10条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表(第3条、第5条―第9条関係)

一 防衛に関する事項

イ～ヌ (略)

二 外交に関する事項

イ～ホ (略)

三 特定有害活動の防止に関する事項

イ～ニ (略)

四 テロリズムの防止に関する事項

イ～ニ (略)

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令6法27)(抄)

第1章 総則

(定義)

第2条 (略)

2 (略)

3 この法律において「重要経済基盤」とは、我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役割であつてその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制並びに国民の生存に必要な不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資(プログラムを含む。)の供給網をいう。

4 この法律において「重要経済基盤保護情報」とは、重要経済基盤に関する情報であつて次に掲げる事項に関するものをいう。

一 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究

二 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であつて安全保障に関するもの

三 第1号の措置に関し収集した外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府又は国際機関からの情報

四 前2号に掲げる情報の収集整理又はその能力

第2章 重要経済安保情報の指定等

(重要経済安保情報の指定)

第3条 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であつて、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。)及び特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)に該当するものを除く。)を重要経済安保情報として指定するものとする。

2・3 (略)

第3章 他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供

(その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供)

第9条 第4条第5項、前3条、次条第1項及び第18条第4項に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、重要経済安保情報を提供するものとする。

一 重要経済安保情報の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該重要経済安保情報を利用する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該重要経済安保情報が利用されないようにすることその他の当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ (略)

二～四 (略)

2 (略)

第4章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等

第10条 重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、重要経済基盤の脆弱性の解消、重要経済基盤の脆弱性及び重要経済基盤に関する革新的な技術に関する調査及び研究の促進、重要経済基盤保護情報を保護するための措置の強化その他の我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、当該脆弱性の解消を図る必要がある事業者又は当該脆弱性の解消に資する活動を行う事業者、当該調査若しくは研究を行う事業者又は当該調査若しくは研究に資する活動を行う事業者、重要経済基盤保護情報を保有する事業者又は重要経済基盤保護情報の保護に資する活動を行う事業者その他の我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であつて重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（次条第4項を除き、以下「適合事業者」という。）に当該重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者が当該重要経済安保情報を提供することができる。ただし、当該重要経済安保情報を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該重要経済安保情報について指定をしているとき（当該重要経済安保情報が、第6条第1項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2～7 (略)

第6章 適性評価

(行政機関の長による適性評価の実施)

第12条 行政機関の長は、次に掲げる者について、その者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあつては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第10条第1項若しくは第2項の契約（同号において「契約」という。）に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなつた者であつて、次に掲げるもの以外のもの

イ 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（第3号において「直近適性評価認定者」と

いう。)のうち、当該適性評価に係る次条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの

ロ 当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者(以下この項において「特定秘密直近適性評価認定者」という。)のうち、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う者であって、当該行政機関の長が直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による評価対象者への通知があった日から10年(特定秘密直近適性評価認定者である者にあつては、当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第1項の規定による通知があった日から5年)を経過した日以後重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの

三 直近適性評価認定者又は特定秘密直近適性評価認定者であつて、引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2・3 (略)

4 行政機関の長は、適性評価を実施するときは、第7項の規定の適用を受けて実施される場合を除き、内閣総理大臣に対し、必要な資料を添えて、適性評価調査を行うよう求めるものとする。ただし、当該行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合(当該適性評価が同項の規定の適用を受けて実施される場合を除く。)には、当該行政機関の長が、政令で定めるところにより、自ら適性評価調査を行うものとする。

5~8 (略)

第7章 雑則

(重要経済安保情報の指定等の運用基準等)

第18条 政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定(行政機関の長が、事業者が適合事業者に該当すると認めることをいう。以下同じ。)に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

4 (略)

(国会への報告等)

第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

第8章 罰則

第23条 重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者がその業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたときは、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。重要経済安保情報の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第4条第5項、第8条、第9条、第10条第5項若しくは第6項又は第18条第4項の規定により提示され、又は提供された重要経済安保情報について、当該提示又は提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知り得た者がこれを漏らしたときは、3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第9条第1項第1号ロに規定する場合において提示された重要経済安保情報について、当該重要経済安保情報の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第1項の罪を犯した者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

5 過失により第2項の罪を犯した者は、6月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

第24条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により、重要経済安保情報を取得したときは、当該違反行為をした者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前2項の規定は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用を妨げない。

第25条 第23条第1項又は前条第1項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

2 第23条第2項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

第26条 第23条第3項若しくは第24条第2項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第23条第1項若しくは第2項若しくは第24条第1項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第27条 第23条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第24条及び第25条の罪は、刑法第2条の例に従う。

附 則

（国会に対する重要経済安保情報の提供及び国会におけるその保護措置の在り方）

第10条 国会に対する重要経済安保情報の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。